

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
八洲学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	9
基準 3. 教育課程	26
基準 4. 教員・職員	39
基準 5. 経営・管理と財務	53
基準 6. 内部質保証	59
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	68
基準 A. 「人間性豊かな e ラーニング」による生涯学習社会の実現	68
V. 特記事項	79
VI. 法令等の遵守状況一覧	80
VII. エビデンス集一覧	89
エビデンス集（データ編）一覧	89
エビデンス集（資料編）一覧	89

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

本学では、「建学の精神」に基づき、以下に挙げるような教育の理念、目的、ミッションを掲げて教育を行うとともに、一層の発展をはかるべく努力を重ねている。

1) 建学の精神

「教育の原点は家庭である」ことに基づいた、家庭教育、学校教育、社会教育の融合を図り、もって生涯学習社会を実現すると同時に、すべての人が高等教育の機会を得られることに貢献する。

2) 教育の理念

人間性豊かな e ラーニングを推進することにより、個人や社会の学習の課題を発見・解決し、新たな道を拓くことのできる資質・能力を養い、高める。

3) 使命・目的

学則第 1 条（本学の目的）

教育基本法及び学校教育法に則り、主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする。

4) 生涯学習学部の目標

学則第 3 条 2 項

本学部は、生涯学習とその支援についての研究を行い、その成果を生かした教育を通して、生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を培い、その基盤となる豊かな人間性の育成を目的とする。

5) 生涯学習学科の目標

学則 3 条 4 項

本学科は、生涯学習とその支援についての研究・教育を行い、企業・行政・施設・各種ネットワークなどで人々の学習を支援する専門的能力、それを支える人間力を培い、広く生涯学習支援を行う人材の育成を目的とする。

6) 本学の特色

本学は、日本で初めて e ラーニングによる学位取得や国家資格取得を実現した大学である。「学びたい」という人間の本来的な欲求を満たすことに注力し、日本国内外から年齢や職業に関係なく多くの学生を受け入れ、生涯どこでも学習できるという生涯学習の理念を実現してきた。本学の卒業生は生涯学習関係施設、公共図書館、博物館等を中心に日本全国で活躍している。特に、教育の理念に「人間性豊かな e ラーニングを推進すること」と掲げているが、学生と教職員が双方向にやりとりできる独自の e ラーニング・システム「SOBA マナベル（ソーバマナベル）」を活用した教育により、その理念を実現している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の設置者は学校法人八洲学園である。本学園は昭和 23（1948）年に創立（昭和 26（1951）年に設立）した。現在、八洲学園大学、八洲学園高等学校、八洲学園大学国際高等学校、八洲学園高等専修学校、福岡女子商業高等学校、ESA 音楽学院専門学校の 6 校を有している。本学は、平成 16（2004）年 4 月 1 日に神奈川県横浜市に開学した。

【表Ⅱ-1】八洲学園大学及び学校法人八洲学園の沿革

年	八洲学園大学	学校法人八洲学園
昭和 23 年		ヤシマ裁縫学院創立。
昭和 26 年		学校法人八洲学園設立。ヤシマ文化学園、天理経理学校併設。
昭和 27 年		大阪経理専修学校設立。
昭和 29 年		大阪経理専修学校を玉造経理専門学校と改称。
昭和 41 年		鳳経理専門学校設立。
昭和 43 年		玉造タイピスト専門学校設立。 玉造経理専門学校鳳校を鳳経理専門学校と改称。
昭和 51 年		玉造経理専門学校、鳳経理専門学校、天理経理専門学校、ヤシマ文化学園 4 校が専修学校の認可。玉造タイピスト専門学校を玉造タイピスト学校と改称。
昭和 53 年		ヤシマ文化学園をヤシマ女子専門学校と改称。
昭和 54 年		鳳経理専門学校高等課程を分離し鳳経理高等専修学校の認可。
昭和 58 年		玉造タイピスト学校を大阪玉造ビジネス専門学校と改称。
昭和 61 年		玉造経理専門学校、鳳経理専門学校をヤシマ情報経理専門学校と改称。 大阪玉造ビジネス専門学校をヤシマ総合ビジネス専門学校と改称。鳳経理高等専修学校を鳳商業高等専修学校と改称。
平成 4 年		ヤシマ情報経理専門学校鳳校を廃校。八洲学園高等学校の認可。
平成 7 年		ヤシマ総合ビジネス専門学校をパソコンワープロカレッジ専門学校と改称。
平成 10 年		鳳商業高等専修学校を八洲学園高等専修学校と改称。
平成 12 年		八洲学園国際高等学校（沖縄）を設置。
平成 14 年		パソコンワープロカレッジ専門学校とヤシマ情報経理専門学校を統合し

八洲学園大学

		西日本柔道整復専門学校を設置。
平成 16 年	八洲学園大学開学。生涯学習学部家庭教育課程、人間開発教育課程開設。	
平成 17 年		天理経理専門学校、八洲女子専門学校、西日本柔道整復学校商業実務課程を廃止。
平成 18 年		八洲学園国際高等学校を八洲学園大学国際高等学校と改称。
平成 20 年	生涯学習学部家庭教育課程、人間開発教育課程入学定員削減。	
平成 21 年	生涯学習学部生涯学習学科家庭教育専攻、人間開発教育専攻開設。家庭教育課程、人間開発教育課程募集停止。	
平成 22 年	家庭教育専攻、人間開発教育専攻を廃止。生涯学習学部生涯学習学科に改組。	
平成 28 年		西日本柔道整復専門学校を廃校。
平成 29 年		福岡女子商業高等学校を福岡県那珂川町より移管。ESA 音楽学院専門学校を設置。

2. 本学の現況

・ 大学名

八洲学園大学

・ 所在地

神奈川県横浜市西区桜木町 7-42

・ 学部構成

生涯学習学部 生涯学習学科

・ 学生数、教員数、職員数

【表Ⅱ-2】 学生数（人）

学部名学科名	定員			在籍者			
	入学定員	編入学定員	収容定員	正科生	科目等履修生	特修生	合計
生涯学習学部 生涯学習学科	800	400	4,000	2,521	650	19	3,190

【表Ⅱ-3】 教員数（人）

	教授	特任教授	准教授	講師	合計
生涯学習学部 生涯学習学科	7	2	6	2	17

【表Ⅱ-4】 職員数（人）

所属	専任（常勤）	兼任（非常勤）	合計
八洲学園大学	5	6	11

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、平成 12（2000）年 12 月 22 日、内閣総理大臣の諮問機関である教育改革国民会議が、「教育を変える 17 の提案」の冒頭に「教育の原点は家庭であることを自覚する」と述べたことを受け、平成 16（2004）年、家庭で行われる教育の在り方を研究する教育機関として、建学の精神を次のように定め、開学した。

「教育の原点は家庭である」ことに基づいた、家庭教育、学校教育、社会教育の融合を図り、もって生涯学習社会を実現すると同時に、すべての人が高等教育の機会を得られることに貢献する。」

この建学の精神に基づき、学則第 1 条で本学の目的を、「教育基本法及び学校教育法に則り、主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする」と明記している。

さらに、学則第 3 条 2 項で学部の目的を「本学部は、生涯学習とその支援についての研究を行い、その成果を生かした教育を通して、生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を培い、その基盤となる豊かな人間性の育成を目的とする」と定めている。【資料 1-1-1】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的については、いずれも簡潔に文章化して、大学ホームページや「学修のてびき」に公表している。【資料 1-1-2】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、e ラーニングを推進して、建学の精神にいう「生涯学習社会を実現すること」「すべての人が高等教育の機会を得られることに貢献すること」である。そのことは、学則第 1 条に「主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする」と明示している。そして、教育の理念を、「人間性豊かな e ラーニングを推進することにより、個人や社会の学習の課題を発見・解決し、新たな道を拓くことのできる資質・能力を養い、高める」と掲げている。

この、個性・特色は、ディプロマ・ポリシーにも反映されている。表 1-1-1 に、その全文を記載する。

【表 1-1-1】ディプロマ・ポリシー

<p>生涯学習学部生涯学習学科では、次のような素養を身につけ、かつ正科生として所定の期間在学し、卒業に必要な単位を修得した者に、学士（学術）の学位を授与します。</p> <ul style="list-style-type: none">・生涯学習についての幅広い識見・生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力・これらの基盤となる豊かな人間性

1-1-④ 変化への対応

本学は、平成 16（2004）年の開学当初は生涯学習学部を家庭教育課程と人間開発教育課程の 2 つの課程で編制していたが、入学者の減少及び財務状況を踏まえ、平成 21（2009）年 4 月に生涯学習学科家庭教育専攻と生涯学習学科人間開発専攻とし、さらに平成 22（2010）年 4 月に両専攻を廃止し、生涯学習学科へ段階的に改組した。

生涯学習には、自身が生涯にわたり必要な学習に関わるという側面と、その支援者を養成するという側面がある。平成 22（2010）年度の改組により、前者を「生涯マネジメント系」と「人間力創造系」、後者を「生涯学習支援系」として、統合したカリキュラムを編成し、より多様な社会の要請に対応できるようにしている。また、「生涯学習支援系」においては、国家資格（司書・学芸員・社会教育主事（任用）・社会福祉主事（任用）・司書教諭）の取得を目指す学生の要望に応えるための正科生（資格・リカレント編入学）や科目等履修生の受入れにも力を入れ、地域文化の発展に尽くせる人材育成に力を入れている。【資料 1-1-3】

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、使命・目的及び教育目的について具体的かつ明確に定め社会に公表している。また、使命・目的及び教育目的のもと、個性・特色を示して、学校教育法の趣旨に沿った教育機関としての責務を負って来た。そこから多くを学びつつ、今後も社会的要請の高度化や多様化に応じていくために、使命や目的、個性・特色についての検証及び改善が PDCA サイクルを動かす原動力となるよう、自己点検・評価を行っていく。

< 基準 1-1 のエビデンス集（資料編） >

【資料 1-1-1】八洲学園大学 学則 第 1 条、第 3 条

【資料 1-1-2】建学の精神、教育の理念（大学ホームページより）、学修のてびき

【資料 1-1-3】2024（令和 6）年度 八洲学園大学 生涯学習学部生涯学習学科 募集要項・資格案内

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は学則第 1 条に定められている。学則は教授会での審議を経て学長が決定し、理事会の承認を得て規定される。役員からは理事会を通して、教職員からは教授会等を通して、本学の使命・目的及び教育目的について理解と支持を得ている。【資料 1-2-1】

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的を明示した学則は、教職員用の「八洲学園ポータル」規則集ページ、及び本学独自の e ラーニング・システム「SOBA マナベル」の「学生支援センターページ」に掲載し、全ての教職員・学生が閲覧できるようにしている。【資料 1-2-2】

また、大学ホームページや「学修のてびき」に建学の精神、教育の理念、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを掲載し、学内外への周知を行なっている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では使命・目的を遂行するために、従来から 10 年計画で中長期計画を進めてきた。現在は「第 3 期中長期計画（令和 5（2023）年度～令和 14 年（2032）年度）」に入っている。【資料 1-2-3】

計画には、建学の精神、教育の理念、使命・目的を普遍的指針とし、教育方針である三つのポリシーに基づいた教育研究の向上と健全な大学経営を推進するため、「1.教育研究」「2.学生の受け入れ・学生支援」「3.大学運営」「4.社会連携・社会貢献」の 4 つの基準分野を設けている。そして、それぞれの分野には重点的に取り組むべき基準項目を設け、さらにその基準項目毎に行動項目を設定して行動の具体化を図っている。

また、計画を推進するにあたり、「八洲学園大学 中長期計画推進に関する方針」を定め、恒常的に検証活動も行い、計画の実行性を確保するようにしている。【資料 1-2-4、1-2-5】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

三つのポリシー、すなわちディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについては、本学の使命・目的及び教育目的に基づいて「八洲学園大学教育研究上の目的に基づく三つのポリシーの策定・実施に関する方針」を定め、それに則って策定し、実施するようにしている。【資料 1-2-6】

ディプロマ・ポリシーは 1-1-③で示した個性・特色及び教育目的等に基づいて策定され

ており、そのディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程の方針としてカリキュラム・ポリシーを定めている。また、アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を踏まえ、どのような資質や能力をもつ人をどのようにして入学者として受け入れるかを定めている。

三つのポリシーは、いずれも教育目的を反映したものとなっている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、生涯学習学部生涯学習学科の1学部1学科であり、また附属図書館を設けている。

生涯学習学部については、学則第3条2項に「生涯学習とその支援についての研究を行い、その成果を生かした教育を通して、生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を培い、その基盤となる豊かな人間性の育成を目的とする」と定めている。

また、生涯学習学科については、学則第3条4項に「企業・行政・施設・各種ネットワークなどで人材の学習を支援する専門的能力、それを支える人間力を培い、広く生涯学習支援を行う人材の育成を目的とする」と定めている。

附属図書館の使命については、「八洲学園大学 附属図書館規程」第1条にて、「八洲学園大学附属図書館は、八洲学園大学の教育・研究に資するため、図書、学術雑誌及びその他の資料の収集、管理及び運用を行うとともに本学が行う教育・研究活動に係わる情報提供をその使命とする」と定めている。【資料1-2-7】

本学の使命・目的と教育研究組織との整合性は保たれている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的に従って教育活動を行い、教育の質の保証を確保するためにも、今後も自己点検・評価を実施し必要に応じて改善を図っていく。

<基準1-2のエビデンス集（資料編）>

【資料1-2-1】 令和4年度第3回理事会報告（学園ホームページより）

【資料1-2-2】 「SOBA マナベル」学生支援センターページ「各種規程」

【資料1-2-3】 八洲学園大学第3期中長期計画（大学ホームページより）

【資料1-2-4】 八洲学園大学 中長期計画推進に関する方針

【資料1-2-5】 中長期計画行動項目の評価表

【資料1-2-6】 八洲学園大学 教育研究上の目的に基づく三つのポリシーの策定・実施に関する方針

【資料1-2-7】 八洲学園大学 附属図書館規程 第1条

【基準1の自己評価】

本学では、建学の精神を基に、学則で使命・目的を明記すると共に、同じく学則で教育・研究の方向性を確立している。そして、学則を基に教育の理念を定め、本学の個性・

特色として、生涯学習社会の実現をめざし、だれもが高等教育の機会を得られることに貢献するということが、本学の使命・目的の意味や内容を明示している。また、その姿勢は、簡潔に文章化して、大学ホームページや「学修のてびき」に表現している。

これらの使命・目的、教育目的、教育の理念は、本学を巡る情勢の変化に対応して次第に整備して来たもので、教育基本法、学校教育法などの法令に適合し、役員や教職員の理解と支持の下に制定し、教職員や学生などに周知を図っている。さらに、使命・目的は、中長期的な計画にも反映し、教学上の三つのポリシーにも反映している。本学の教育研究組織との整合性もある。

以上のことから、本学は基準 1 を満たしていると自己評価できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、中央教育審議会大学分科会大学教育部会が平成 28（2016）年 3 月 31 日に公表した『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」に則して、平成 29（2017）年度、使命・目的及び教育目的や三つのポリシーとの整合性を踏まえてアドミッション・ポリシーを改定し、募集要項や大学ホームページにて公開している。

アドミッション・ポリシーの全文を、表 2-1-1 に記載する。

【表 2-1-1】アドミッション・ポリシー

生涯学習学部生涯学習学科では、本学の建学の精神、教育の理念、使命・目的に共感し、生涯学習社会の実現に貢献しうる様々な経歴を持つ学生を国内外から幅広く受け入れます。

・豊かな人間性と生涯学習についての幅広い識見を基礎学力の上に養い、専門的な知識・技術を習得して、生涯学習社会の実現のために貢献しようとする意欲のある方。

・生涯学習関係の国家資格（社会教育主事、司書、学芸員、司書教諭等）を取得し、生涯学習センター、公民館、図書館、博物館、学校等で専門性を生かして働こうとする方、学校支援等に関わって地域の教育に寄与しようとする意欲のある方。

・マネジメント力（創造力、問題解決力、コミュニケーション力等）を培い、企業等において、新たな道を切り拓こうとする意欲のある方。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学ではアドミッション・ポリシーに、「生涯学習社会の実現に貢献しうる様々な経歴を持つ学生を国内外から幅広く受け入れます」と掲げている。これを実現するため、入学志願者には入学志願書と作文、自己活動歴を提出してもらい、入学の可否判定を行っている。

作文は、入学後に学びたいことを問うことでこれからの学習への意欲についてたずね、自己活動歴は、これまでの意欲的な活動状況を問うことで生涯学習への意欲を見極める。具体的には、作文で「八洲学園大学で何を学び、それをどう生かしたいか」について 400 字～800 字程度で記入してもらい、学習意欲の深さや切実さを推し量っている。自己活動歴では、学歴や職歴に限定せずスポーツや文芸、ボランティア活動などについて 2 件以上を記入してもらい、これまで意欲をもって取り組んでいることを確認している。

上記の入試問題は、本学で作成したものである。作文と自己活動歴によって、専門分野への関心度、学修意欲、基礎学力、自己活動歴等を多面的に評価することで、幅広い層に受験・入学の機会を提供している。【資料 2-1-1】

本学ではこのようにして、入学試験を実施しており、適切な判定方法、運用体制のもとアドミッション・ポリシーに適合する入学者を受入れている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

平成 22 (2010) 年度に受審した日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価では、「正科生の収容定員に対する在籍者数の比率が低い」との指摘を受け、平成 23 (2011) 年度に正科生(資格・リカレント編入学)という学生区分を新設した入試制度改革を行った。また、同年 11 月に、出願検討者の問い合わせ先を明確にするために入学支援相談センターを新設した。しかし、収容定員に対する在籍者数の比率は依然厳しい状況にあり、平成 29 (2017) 年度に受審した日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価においても同じ指摘を受けた。そこで、リカレント教育の充実を目指し、平成 30 (2018) 年度春期より「学校図書館専門職養成 基礎プログラム」、秋期より「学校図書館専門職養成 応用プログラム」を開講した。その他、視覚障害や身体障害のある学生の受け入れ体制の整備を進めた。また、学生募集では、「入学説明会」(YouTube 動画配信)、「個別入学相談会」(Google Meet によるオンライン相談会)、及び「入学説明会・授業体験」(本学独自の e ラーニング・システム「SOBA マナベル」によるライブ配信)を実施し、通信制大学の特性に合わせてオンラインの入学案内を充実した。【資料 2-1-2、2-1-3】

こうした取組みにより、表 2-1-2 の通り、令和 3 (2021) 年度には編入学も含めた収容定員比率は向上し、50%を超えた。令和 5 (2023) 年度は当初の平成 22 (2010) 年度と比較して 37%上昇しており、改善傾向にある。なお、大学ホームページの「出願状況・学生のあらし」は常に最新年度の在学者数を年齢や都道府県別に掲載している。【資料 2-1-4】

【表 2-1-2】 入学定員比率及び在籍者定員比率の推移

年度	入学定員 (人)	入学者数 (人)	入学定員比率 (%)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)	収容定員比率 (%)
平成 22	1,200	93 (599)	7.8 (49.9)	4,000	943 (1,714)	23.6 (42.9)
平成 23	1,200	142 (563)	11.8 (46.9)	4,000	895 (1,826)	22.3 (45.7)
平成 24	1,200	221 (489)	18.4 (40.7)	4,000	967 (1,824)	24.2 (45.6)
平成 25	1,200	177 (378)	14.8 (31.5)	4,000	984 (1,782)	24.6 (44.6)
平成 26	1,200	201 (436)	16.8 (36.3)	4,000	996 (1,767)	24.9 (44.2)
平成 27	1,200	269 (537)	22.4 (44.8)	4,000	1,104 (1,951)	27.6 (48.8)
平成 28	1,200	360 (597)	30.0 (49.8)	4,000	1,252 (2,191)	31.3 (54.8)
平成 29	1,200	389 (653)	32.4 (54.4)	4,000	1,418 (2,395)	35.4 (59.8)
平成 30	1,200	430 (631)	35.8 (52.5)	4,000	1,573 (2,583)	39.3 (64.5)
平成 31 (令和元)	1,200	442 (655)	36.8 (54.5)	4,000	1,790 (2,758)	44.7 (68.9)
令和 2	1,200	624 (856)	52.0 (71.3)	4,000	1,890 (2,885)	47.2 (72.1)
令和 3	1,200	773 (1,135)	64.4 (94.6)	4,000	2,224 (3,185)	55.6 (79.6)
令和 4	1,200	631 (977)	52.5 (81.4)	4,000	2,282 (3,159)	57.1 (79.0)
令和 5	1,200	667 (995)	55.6 (82.9)	4,000	2,423 (3,191)	60.6 (79.8)

※編入学生も含む。また、() 内は科目等履修生も含む。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者確保のための広報活動、教育内容の工夫を継続して、多様な学生を受け入れることに努める。

< 基準 2-1 のエビデンス集（資料編） >

【資料 2-1-1】 八洲学園大学 合否審査会に関する細則

【資料 2-1-2】 入学検討中の皆様へのサポート（大学ホームページより）

【資料 2-1-3】 個別入学相談会、入学説明会・授業体験参加者数

【資料 2-1-4】 出願状況・学生のあらまし（大学ホームページより）

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

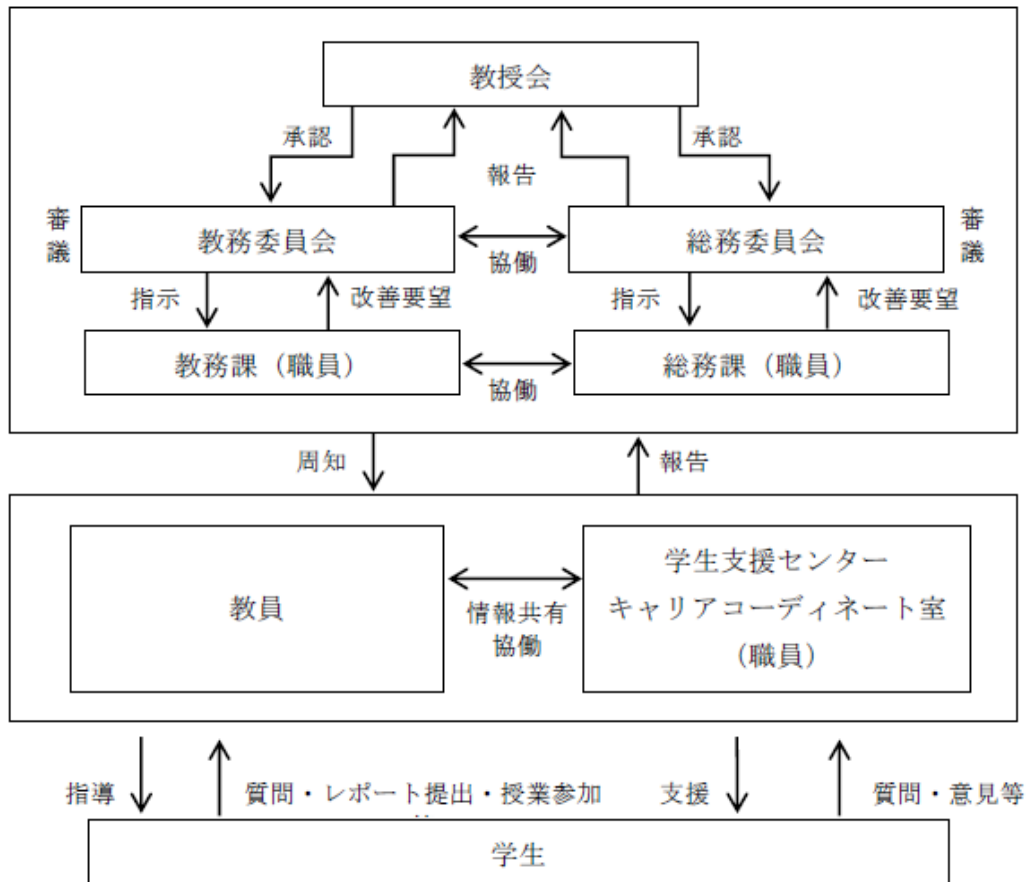
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援及び授業支援に関する実施体制は、図 2-2-1 のようになっている。「SOBA マナベル」では、受講学生から科目担当の教員へ質問ができる機能があり、教員へ質問されたことは必要に応じて職員も確認できるため、返信の有無や内容について共有することができる体制が整えられている。教員は担当する学生について確認したいことがあれば随時メールや電話で職員に問い合わせることができる。職員からも、学生からの意見・要望等は速やかに担当教員に伝えられ、「八洲学園大学教員情報ページ」（図 2-2-2）による案内等も行われている。また、レポートの課題登録期日や返却期日等について職員から教員へ個別にリマインドメールを配信し、毎月配信の「【八洲学園大学】教職員向けメールマガジン」によって学事日程や支援センターに届いた学生の声や、広報・教務について配信している。このように教員と職員の間では情報が共有されている。

障害のある学生への配慮に関して、令和 6（2024）年 6 月の改正障害者差別解消法の施行に向け、令和 3（2021）年 1 月に「八洲学園大学 障害学生支援に関するガイドライン」を策定し、令和 5（2023）年 1 月には「八洲学園大学 障害学生支援規程」を施行して、入学検討段階から支援内容の相談を受け付ける体制を整えた。【資料 2-2-1、2-2-2】

令和 6（2024）年度募集要項では表 2-2-1 のように明示しており、令和 6（2024）年 5 月 1 日時点で「修学上の配慮に関する申請書」の提出者は 18 人となっている。【資料 2-2-3】

【図 2-2-1】学修支援及び授業支援に関する方針・計画・実施体制



【図 2-2-2】「八洲学園大学教員情報ページ」例



SOBAマナベル
 (ソーバマナベル)
ログイン

マニュアル

- [SOBAマナベル操作マニュアル](#)
- [授業配信ガイドライン](#)
- [シラバス作成要領](#)
- [科目新設/変更/廃止申請方法](#)
- [学修のてびき《学生用》](#)
- [レポートって何ですか?《学生用》](#)

お知らせ

- 2024年04月26日
[令和6年度 衛生委員会について\[4/26更新\]](#)

- 2024年04月23日
[スクーリング履修科目を担当する先生方へ](#)

- 2024年04月09日
[令和6年度 SD研修会を開催しました](#)

- 2024年03月09日
[令和5年度 SD・FD研修会を開催しました。](#)

【表 2-2-1】 募集要項「出願にあたっての確認・了承事項」(抜粋)

<p>病気や障害等による修学上の配慮(合理的配慮)の相談に関して</p> <p>(16)「八洲学園大学障害学生支援に関するガイドライン」を設けて、障害の有無に関わらずすべての人が高等教育の機会を得られるよう、eラーニングによる学びの場を提供し、全学生が安心して学べる環境の整備や支援に努めています。修学上の配慮を希望する場合は、原則としてご入学前に必要な支援の申し出をお願いしています。詳細は大学サイトをご覧ください。</p> <p>https://www.yashima.ac.jp/univ/entrance/ra_support.php</p>
--

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

2-2-①でも述べた通り、学生は「SOBA マナベル」で教員や職員に 24 時間いつでも質問ができる。回答期間は、教員・学生支援センターともに 1 週間以内を原則としている。職員は学生・教員間の質問及び回答内容も確認でき、必要に応じ教員に連絡を取っている。通信制の本学ではいわゆるオフィスアワー制度は実施していないが「SOBA マナベル」を活用し、時間や場所の制約を受けない学修支援を行っている。

さらに、「SOBA マナベル」を活用したスクーリング授業に関しても、教員が授業をスムーズに進行し、かつ学生が不安なく受講できるよう、表 2-2-2 のような体制をとって、TA(Teaching Assistant)や SA(Student Assistant)は置いていないが、職員が学修支援を行っている。

【表 2-2-2】 スクーリング授業に関する教員と職員の協働

授業前	教員	事前に授業配信用資料を作成し授業配信に備える。事前学習に必要な教材は「SOBA マナベル」で配信する。
	職員	「SOBA マナベル」で授業を配信できるよう時間割設定などを行う。また教室のパソコンを立ち上げて配信準備をする。
授業中	教員	教室に備えられた内線電話を使い随時事務局(職員)に連絡を取ることができる(職員からの連絡も可能)。
	職員	事務局内に備えたモニタリング用パソコンにて各授業の進行を確認し、何かあればすぐにチャットや内線で連絡する他、必要に応じて教室に駆けつける。職員による「授業見学」として職員の視点からのカリキュラム把握にもつながっている。
授業後	教員	事後学習に必要な出席レポート等がある場合は「SOBA マナベル」で配信する。また「再配信授業」や「オンデマンド」による出席者を確認し必要に応じて出席記録を付ける。
	職員	収録した授業を録画に変換し、「再配信授業」や「オンデマンド」を配信する。また教室の清掃や消毒を行い次の授業に備える。

授業外の学修支援・教育相談については、図 2-2-1 で示した通り学生支援センターが担当しており、学生が安心して相談できるようワンストップサービスを行っている。

学生支援センターでは、通信制であるために陥りがちな情報不足やコミュニケーション不足を回避し、学生が孤立し学習意欲を失うことが無いよう、主に「SOBA マナベル」を活用した支援を行っている。

図 2-2-3 は、「SOBA マナベル」の「学生支援センターページ」の TOP 画面例である。時間割等の基本情報から、履修登録方法や教科書購入方法、スクーリング授業の受講方法、教員への質問方法、レポート提出方法、附属図書館の利用方法、証明書の申請方法、休学や復学の方法等、学生生活に関わる情報を分かりやすく提供している。「各期のご案内」には、レポート作成経験がない方に向けた「レポートって何ですか？」や「レポートの書き方ハンドブック」などの基本資料の他、学事予定表や時間割などを掲載している。

学生は、「SOBA マナベル」の「質問機能」を使っていつでも問い合わせができる。学期末等、多いときは1日50件以上の質問が届く。【資料 2-2-4】

なお、学生から学生支援センターへの問い合わせ手段は、「SOBA マナベル」の質問機能には限らない。メール、電話、来校での相談も受付しており、受付時間は平日 9:00～18:00、土日祝日 9:00～17:00 である（授業実施時間に合わせて延長）。特にスクーリング授業の受講方法に関しては、電話やメール等でのサポートも行い、パソコン操作を苦手とする学生も「SOBA マナベル」を使いこなせるよう支援している。

【図 2-2-3】「学生支援センターページ」の TOP 画面例



学修が停滞してしまうことへの対応として、入学後早い段階よりフォローするため、平成 24（2012）年度から入学支援相談センターによる新入生説明会を開催している。また、平成 27（2015）年度から基礎科目「初年次セミナー」を開設し、大学での学び方を身につけられるようにしている。

さらに、平成 25（2013）年度以降、課題レポート対策等をテーマとしたオンラインの「学生支援センター説明・交流会」を毎月開催している。チャット機能を使ったフリートークタイムは、他の学生と交流する貴重な機会として非常に好評である。このような日々の支援によって得た情報は、「学生支援センターページ」の内容更新やメール等での案内に活かし、質問・相談を行わない学生へのフォローにつなげている。【資料 2-2-5】

中途退学希望者への対応については、「学生支援センターページ」に案内を掲載して学生支援センターへの相談を促している。相談の中で学生が抱える問題が解消され学習継続や休学に変わることもある。社会人学生の実態に合わせて休学を柔軟に認めていることも、

中途退学防止につながっている。それでも中途退学を希望する者は、退学理由を明記した退学申請を「SOBA マナベル」で提出する。申請は教務委員会の審議を経て教授会で受理される。退学理由は本人の事情によるものがほとんどである。【資料 2-2-6、2-2-7】

なお、停学についてはこれまで事案が起きていない。また留年についても、本学は学年制ではないため留年という概念がなく、在学年限内で卒業できない場合は除籍となる。

以上、本学では学生の学修支援に対して教職協働で取り組んできたが、その精神を令和 6（2024）年 1 月 23 日に「八洲学園大学 学生支援に関する方針」としてまとめたことで、学生支援の重要性を共有することができた。【資料 2-2-8】

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教職員の協働を強化するため、「八洲学園大学教員情報ページ」や「【八洲学園大学】教職員向けメールマガジン」を活用し、情報共有の体制をさらに整備していく。

また、学修の停滞を防ぐため説明・交流会を職員が主として毎月開催しているが、教員の参加や自主開催は各教員の裁量に任されている。そのため、教員ごとに交流会を実施する回数に差があるのが現状であるため、学生支援のためにできることを検討していく。

< 基準 2-2 のエビデンス集（資料編） >

【資料 2-2-1】 八洲学園大学 障害学生支援に関するガイドライン

【資料 2-2-2】 八洲学園大学 障害学生支援規程

【資料 2-2-3】 「修学上の配慮に関する申請書」提出者

【資料 2-2-4】 支援センター質問対応件数（過去 5 年間）

【資料 2-2-5】 学生支援センター説明・交流会資料例

【資料 2-2-6】 「SOBA マナベル」異動申請画面例

【資料 2-2-7】 学生異動理由統計（過去 5 年間）

【資料 2-2-8】 八洲学園大学 学生支援に関する方針

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学の学生はほとんどが既に就職しており、社会的・職業的に自立している学生が多い。そのため開学当初はキャリア支援を行う部署はなかったが、平成 24（2012）年度にキャリアコーディネーター室を立ち上げ、司書や学芸員希望者向けメールマガジンの配信を開始したところ、徐々に個別の相談が増え、様々なニーズが顕在化してきた。それに応える形で、以下のようにキャリア支援を実施している。

教育課程内では、平成 29（2017）年度にキャリア教育担当の専任教員を 1 人新たに採

用し、計 2 人の専任教員を中心に、「ビジネス・スキル」「状況判断と決定力」「キャリアデザイン1」等の計 8 科目のキャリア教育科目を開設している（令和 6（2024）年度は一部休講）。【資料 2-3-1】

教育課程外でも、キャリアコーディネーター室がキャリア教育科目の担当教員と協力して支援を行っている。図 2-3-1 は、「SOBA マナベル」の「キャリアコーディネーター室ページ」の TOP 画面例である。求人情報などの就職・転職で使える資料や、アドバイス・お役立ち情報を掲載している。

【図 2-3-1】「キャリアコーディネーター室ページ」の TOP 画面例

キャリアコーディネーター室	
就職・転職で使える資料	
八洲学園大学 履歴書	
求人情報	
選択肢決定シート	
就活セミナー【自己分析・メンタルヘルス】ワーク資料	
業界研究（図書館司書編）	
自己分析振り返りシート	
就活セミナー配布資料について	
アドバイス・お役立ち情報	
キャリアコーディネーター室の利用について	
就活セミナーについて	
司書・学芸員の求人情報配信について	
会社説明会について	
履歴書の書き方（PC作成/手書き作成）	
履歴書の書き方（参考例）	
職務経歴書の書き方（参考例）	
採用試験で聞かれた質問事例（司書）	
就職に関する奨学金情報	
（新卒採用向け）ユースエール認定制度について	

また、平成 29（2017）年に「八洲学園大学 職業紹介業務運営規程」を改定し、「八洲学園大学 就業体験に関する規程」を定め、学生への就業支援につながるよう内容の充実に努めた。表 2-3-1 の通り、就活セミナーや会社説明会を開催し、今後のキャリアプラン検討の情報提供を行っている。【資料 2-3-2、2-3-3】

令和 4（2022）年からは、e ラーニング・システムの特性を活かし、いつでも好きな時に視聴できるオンデマンドの就活セミナーと、チャットを通じて理解を深めるライブ配信限定の就活セミナーを実施し、内容の充実に努めている。なお、資格取得を目的として本学に入学する学生が多いという本学の特色に応じ、卒業生やリカレント修了生、科目等履修生も支援の対象としている。

このような取組みの成果として、平成 24（2012）～令和 5（2023）年度のキャリアコ

ーディネート室に届いた就職・転職の報告は計 276 件であった（科目等履修生を含む）。

【資料 2-3-4】

進学支援も、キャリアコーディネーター室が相談窓口となり、内容に応じて教員が個別に対応している。【資料 2-3-5】

【表 2-3-1】 キャリアコーディネーター室による就転職支援

就活セミナー	自己分析や面接対策等をテーマにて開催。平成 26 (2014)～令和 5 (2023) 年度に計 98 回開催し累計 537 人が参加。
会社説明会	本学で取得した国家資格を活かした就転職ができるように、提携企業の会社説明会を「SOBA マナベル」で開催。平成 24 (2012)～令和 5 (2023) 年度に計 32 回開催し累計 863 人が参加。
求人情報、インターンシップ情報等の提供	企業等の求人票、インターンシップ情報、説明会情報等を本学ウェブサイトの専用ページに公開。
履歴書・職務経歴書・エントリーシートの添削	履歴書は本学独自の様式を「SOBA マナベル」上で提供。メールによる添削指導も実施。
模擬面接	教職員が面接官となり実施。終了後に総評をメールで提供。
司書及び学芸員希望者向けメールマガジンの配信	司書及び学芸員の求人情報をメールマガジンで都道府県ごとに配信。令和 5 (2023) 年度末時点の配信希望者は司書 754 人、学芸員 246 人。
就職相談、キャリア・カウンセリング	正科生に限り、来校や Google Meet などのオンライン会議システムを活用し実施。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の特性上、就職者数や就職率そのものは重視していないが、キャリアアップやキャリアチェンジを希望する学生や、新卒採用を目指す若年層の学生も増えているため、インターンシップ科目を含めて引き続き学生のニーズに合ったキャリア教育科目を開講していく。

また、令和 4 (2022) 年度の「学生アンケート」では回答者の約 70%がキャリアコーディネーター室を「利用したことがない」と回答している。就業中のため利用予定がない学生も含むものの、利用方法が分からないといった回答も一定数あるため、キャリアコーディネーター室を中心としたキャリア支援の約 10 年間の実績を振り返り、学生のニーズに十分に対応できているかを点検・評価し、提供情報や体制の充実、見直しを図っていく。

< 基準 2-3 のエビデンス集（資料編） >

【資料 2-3-1】 八洲学園大学 履修規程 別表第 1

【資料 2-3-2】 八洲学園大学 職業紹介業務運営規程

【資料 2-3-3】 八洲学園大学 就業体験に関する規程

【資料 2-3-4】 卒業生の進路（大学ホームページより）

【資料 2-3-5】 「SOBA マナベル」キャリアコーディネーター室ページ

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援センターを設置している。

学生に対する健康相談、生活相談等については、学生支援センターが相談窓口となり、本人の意向を尊重しながらアドバイスしている。「SOBA マナベル」の各学生の管理画面にある「メモ」機能を活用し、担当する職員が変わっても、過去の対応履歴を参照しながら対応できるようにしている。在宅でスクーリング授業が受講できる本学では、体力面や精神面で通学が困難な学生、介護などで通学が困難な学生であっても学習しやすい環境である。しかし、だからこそ、学生は孤独にもなり問題を抱え込むことにもなりやすい。学生支援センターでは、定期的に交流会を実施して交流の機会をつくるようにしている。また、来校時の体調不良に備え、横浜キャンパス 6 階に簡易ベッドを備えた保健室を設置し、事務局には学生用の配置薬も置いている。

ハラスメント防止については、平成 29 (2017) 年度に「八洲学園大学 ハラスメント防止ガイドライン」を制定した。このガイドラインには、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメント、カスタマーハラスメントについて定義し、ハラスメント防止への姿勢を明確にして、各教室にはハラスメントガイドラインのリーフレットを配置している。【資料 2-4-1】

その上で、令和 5 年 (2023) 年 3 月には「八洲学園大学 ハラスメント相談対応規程」を制定して、総務委員会の中にハラスメント相談に対応する部署を設置し、万一事案が生じた場合、迅速に対処して相談に応じられるように相談窓口を開設するとともに、ハラスメントに関する相談及び申立ての対応に当たるハラスメント相談係を配置している。そして、大学ホームページで、この取組みを学生や全教職員に周知している。【資料 2-4-2】

学生の課外活動への支援については、通信制大学のため部活動やサークル活動は行っていないが、学生支援センターによる毎月の説明・交流会の他、教員の主導による交流会等も行われている。例えば令和 5 (2023) 年度には、司書科目の担当教員や法学系科目の担当教員によるオンライン交流会が行われた。【資料 2-4-3】

経済的な支援については、本学では自身で学費を捻出している学生や経済的に厳しい状況にある学生が多いことから、履修する科目に応じて学費が決まる単位従量制授業料を採用している。学生はおおむね期ごと（春期：4 月～9 月／秋期：10 月～3 月）に履修計画を立てるが、科目によって異なる履修登録期日が設定されており、複数回に分けて履修登録を行うことができる。それに伴い学費の納入期日も一律ではないため、一括納入する必要がない。また、学費納入期日の延長にも柔軟に対応している。さらに、表 2-4-1 のような支援制度を整備している。【資料 2-4-4～2-4-12】

【表 2-4-1】 経済的な支援に関する制度

制 度	概 要
独立行政法人日本学生支援機構奨学金	通信課程第一種及び第二種奨学金。スクーリング履修科目を履修している正科生が対象。
株式会社オリエントコーポレーションの学費提携教育ローン	授業料等の分割払いサービス。全学生が対象（平成 24（2012）年 11 月導入）。
厚生労働省教育訓練給付金	司書、学芸員、司書教諭の資格を取得した科目等履修生が対象。
シニア割引制度	本学独自の学費定額サービス。厚生労働省教育訓練給付金を利用しない 50 代以上の全学生が対象（平成 25（2013）年度導入）。
（学籍）管理料優遇措置	学籍管理料の半額を返金する本学独自の制度。卒業要件を満たした後も継続し在籍する正科生が対象（令和 6（2024）年度からは学籍管理料及びシステム管理料）。

以上のように、通信制の本学に合った学生サービスを行っているが、学生が全国各地に点在している本学では、ともすれば学生が孤立し学修意欲を失う恐れがある。そこで、学生支援センターでは、できるだけ親しみやすさを感じてもらえるよう、「学生支援センター説明・交流会」の他、Facebook や X（旧 Twitter）等の SNS を活用し、「顔の見える」学生支援センターを目指して支援を行っている。【資料 2-4-13、2-4-14】

（3）2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学は学生の相談窓口を学生支援センターに一本化しているため、学生支援センターの職員はあらゆる相談事に対応する必要がある。過去の「学生アンケート」では、職員によって対応に差があるという意見もあったため、職員が参照する「事務局 FAQ」を今後も日々更新し、知識の蓄積と共有を進める。

経済的な支援については、学生生活の安定のための支援として、経済的に困難を抱えた学生であっても学費の支払いを分割して行える制度等を整えている。開学以来据え置いてきた学費を令和 6（2024）年度に改定（授業料は 1 単位あたり 500 円値上げ）したが、引き続き従来の制度を維持する。

ハラスメント防止については、これまではメールのみで対応していた。これからは相談者の希望により Google Meet などを用いたオンラインでの面接対応も取り入れることを検討している。

学生の課外活動への支援としては、学生支援センター説明・交流会（毎月開催）や一部の教員主導による交流会が実施されており、それが学生同士の交流の場になっている。現在の体制を維持するとともに、学生の課外活動への支援の充実を図っていく。

< 基準 2-4 のエビデンス集（資料編） >

【資料 2-4-1】 八洲学園大学 ハラスメント防止ガイドライン

【資料 2-4-2】 八洲学園大学 ハラスメント相談対応規程

【資料 2-4-3】 教員によるオンライン交流会の呼びかけ（大学ホームページより）

- 【資料 2-4-4】 学費（大学ホームページより）
- 【資料 2-4-5】 「SOBA マナベル」 学生支援センターページ「学費関連」
- 【資料 2-4-6】 2024 年度からの学費改定について（大学ホームページ「新着ニュース」）
- 【資料 2-4-7】 延納対応者数
- 【資料 2-4-8】 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（過去 5 年間）
- 【資料 2-4-9】 株式会社オリエントコーポレーションの学費提携教育ローン利用者数
- 【資料 2-4-10】 厚生労働省教育訓練給付金利用者数（過去 5 年間）
- 【資料 2-4-11】 シニア割引制度利用者数
- 【資料 2-4-12】 学籍管理料優遇措置利用者数
- 【資料 2-4-13】 Facebook 八洲学園大学公式ページ
- 【資料 2-4-14】 Twitter 八洲学園大学公式アカウント

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の施設設備に関する令和 6（2024）年 5 月 1 日現在の状況を大学設置基準に照らすと表 2-5-1 の通りであり、基準を満たしている。

【表 2-5-1】 校地・校舎面積（㎡）

校地面積	1000.2
校舎面積	4,429.8（設置基準上必要な面積 3,440.0）
（内訳） 一般校舎	1,824.8
管理関係・その他	2,315.0
附属図書館	290.0

本学の横浜キャンパスは神奈川県横浜市西区にあり、横浜駅東口から徒歩約 10 分と、通信制でありながら非常にアクセスしやすい場所に位置している。9 階建て 1 棟で、通信制大学のため運動場や体育施設等は有していないが、通学する学生が少ない中でも講義室・演習室を 14 室設置している。この講義室・演習室には配信用のパソコン、Web カメラ、テレビモニタ等を備え、ライブ授業の教育的効果を高めている（表 2-5-2）。

【表 2-5-2】 横浜キャンパスの設備

階	設備
9階	講義室（1室）、学長室、研究室
8階	講義室（1室）、理事長室兼八洲学園大学国際高等学校横浜分室、研究室
7階	講義室（1室）、賃貸オフィス（八洲学園収益事業）
6階	講義室（2室）・演習室（3室）、講師控室、保健室
5階	講義室（2室）・演習室（4室）、サーバ管理室
4階	八洲学園高等学校横浜分校
3階	八洲学園高等学校横浜分校
2階	八洲学園大学事務局（学生支援センター等）、八洲学園大学附属図書館
1階	グリーンポート桜木町保育園（八洲学園収益事業）

また、平成 28（2016）年度から東京都新宿区に e ラーニングスタジオを整備している（表 2-5-3）。

【表 2-5-3】 e ラーニングスタジオ（新宿）の設備

階	設備
8階	談話室
7階	講義室（1室）
6階	講義室（1室）
5階	講義室（1室）
4階	講義室（1室）
3階	編集録画スタジオ
2階	配信教室
1階	配信スタジオ
地下1階	倉庫

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

横浜キャンパス 2階には学生支援センターと並んで附属図書館がある。閲覧室には約 90 席の学習スペースを確保しており無線 LAN も完備することで、ノートパソコン等を持参しての学習に適した環境を整えている。開館時間は平日 10:30～18:00、土日祝日 10:30～17:00 を原則としているが、実際はスクーリング授業の開講に合わせておおよそ平日 9:00～20:30、土日祝日 9:00～17:00 まで開館している。閉館日も、年末年始の他は学内行事による不定期の閉館のみである。令和 5（2023）年度の開館日数は 344 日であった。新型コロナウイルス拡散防止対策のため令和 2（2020）年 4 月中旬より閉館し、郵送での貸出対応のみとしていたが、令和 4（2022）年 5 月中旬からは開館している。

令和 6（2024）年 5 月 1 日現在附属図書館の蔵書数は、表 2-5-4 の通り約 20,000 冊・点であるが、本学では学生が全国各地に点在しており来館できない学生も多い。そこで、「SOBA マナベル」内に附属図書館ページを設け、蔵書検索や貸出申請ができるようにしている（図 2-5-1）。貸出資料の受取・返却は郵送も可能で、貸出期間は 31 日間と長めに設定している。

【表 2-5-4】 附属図書館蔵書数（冊・点）

種類	和書	洋書・中国書	視聴覚資料	合計
蔵書数	19,303	488	186	19,977

【図 2-5-1】 「SOBA マナベル」内の附属図書館「本を探す」ページ

閲覧室の有効活用のため、平成 24（2012）年 8 月から附属図書館の一般開放を開始した。主に近隣の高校生、大学生や社会人が学習スペースとして利用しており、地域貢献の一つとなっている。学生、教職員のみならず一般の利用者も年々増加していたが、新型コロナウイルス拡散防止対策のため、令和 2（2020）年 4 月中旬からの附属図書館の閉館に伴い一般開放も中止した。令和 5（2023）年 5 月中旬から再開している。【資料 2-5-1、2-5-2】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

横浜キャンパスは、昭和 56（1981）年建築基準法施行令改正（新耐震）の条件を満たしており、アスベスト飛散の危険性も無い。【資料 2-5-3】

設備点検は、日常管理及び定期点検を専門の業者に委託し実施している。防火管理は、職員から防火管理者 1 名を選任し、年 2 回の火災報知器や消火器の点検を実施している。

さらに、平成 22（2010）年 3 月にセコム株式会社による機械警備を導入し、玄関の開錠・施錠は開館時間に合わせたタイマー式で、開館時間外はセンサーによる侵入管理が行われている。

施設・設備の利便性についても、障害者や高齢者に配慮したバリアフリー整備がされている。具体的には、車椅子による移動を考慮した玄関前スロープの設置、エレベータ 2 基のうち 1 基への鏡の設置、バリアフリースイールの設置をしている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を受ける学生数は、教育効果を十分上げられるような人数となっている。

まず、スクーリング履修では、インターネット経由での授業配信の安定性を考慮し 1 科目最大 50 人程度と人数制限を設けている。履修希望者が多い国家資格科目や「初年次セミナー」は、複数の時間割で開講することにより、希望者全員が履修できるようにしている。【資料 2-5-4】

次に、テキスト履修では、令和 3（2021）年度秋期から 1 科目 350 人の人数制限を設け、教育の質保証を図っている。また、3 つの国家資格に関する基礎科目である「生涯学

習論1」は特に履修希望者が増えたため、担当する教員を2人から1人増の3人に変更した。

履修学生数が約200人以上の科目のオンライン試験を実施する際は配信サーバを増設し安定性を確保している。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備の安全管理やメンテナンスに関しては、令和5（2023）年度から総務委員会を中心にBCP（事業継続計画）の作成を進めている。

授業を受ける学生数の適切な管理に関しては、履修学生数が極端に多い科目を担当する教員の負担を軽減し、教育効果を担保できるよう、副担当教員の配置や複数教員による科目開講等の措置を採るため、兼任（非常勤）教員の増員等について教務委員会を中心に検討していく。

<基準2-5のエビデンス集（資料編）>

【資料2-5-1】図書館開放について（大学ホームページより）

【資料2-5-2】附属図書館利用者数

【資料2-5-3】建築法第6条第1項の規定による確認済証

【資料2-5-4】「SOBA マナベル」お知らせ例（履修受付終了科目について）

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生支援センターでは、学生アンケートを実施してきた。アンケート結果は教授会資料や「八洲学園大学教員情報ページ」によって教職員に共有している。また、学生や社会に必要な情報は大学ホームページの「IR情報」に掲載している。

アンケートで得た学生からの意見・要望には可能な限り対応し、大学ホームページにて「学生アンケートへの対応」として公表している。令和5（2023）年度は、特に学生支援センターへの意見・要望を募るため、「学生支援センターアンケート」を実施した。アンケートで寄せられた学生の意見・要望を分析し、「SOBA マナベル」の改修や学生支援の改善を進めている。【資料2-6-1～2-6-4】

また、「学生支援センター説明・交流会」などで把握した学生からの意見や要望は随時共有され、「SOBA マナベル」の「学生支援センターページ」や「学修のてびき」等に活

かされている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する意見・要望も、学生支援センターが電話や「SOBA マナベル」の質問機能によって把握している。

例えば、2-4 で述べた履修登録と学費納入の仕組みは、学生の意見・要望を反映した一例である。以前の e ラーニング・システムでは、学生自身による履修登録は半年に 1 回しか行えず、原則として半年分の履修科目をまとめて登録し、学費も一括納入することとしていた。だが実際は、仕事や家庭の予定が確定した後に履修科目の追加を望む学生が多く、学生支援センターが代理で履修登録を行っていた。そうした背景から、「SOBA マナベル」は、学生が何度でも履修登録を行うことができる仕様に変更し、それに伴い学費も分割払いが可能となった。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は e ラーニングによる通信制の大学であるため、主に「SOBA マナベル」の整備が学修環境の整備につながる。「SOBA マナベル」に関する学生の意見・要望は、学修支援や学生生活に関するものと同様、学生アンケート、学生支援センターへの電話、「SOBA マナベル」の質問機能によって把握してきた。それらを「SOBA マナベル」の管理保守会社と Google スプレッドシートを活用した課題管理表によって共有し、月 1 回のオンライン定例会やメールで優先順位や進捗状況を確認しながら、改善できる箇所については随時改善を行っている。

例えば、「お知らせ」の未読件数の表示、証明書申請機能の追加、休学等の異動申請機能の追加、レポート提出時のワンクッション機能の追加、ログイン後のページ遷移の動作速度の改善、「お知らせ」やシラバス内の URL ハイパーリンク設定、レポート提出画面における機種依存文字の警告表示などは、学生の要望をもとに改修した。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

これまで個別に対応してきた学生からの意見・要望の把握・分析と検討結果の活用について、大学全体として取り組む。今後、アンケートの手法や分析について教務委員会を中心に検討していく。また、学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用のため、「SOBA マナベル」内に匿名で送信できる「意見・要望受付フォーム」を設け、より忌憚のない意見・要望を募集できるようにする。

< 基準 2-6 のエビデンス集（資料編） >

【資料 2-6-1】 学生アンケートへの対応（大学ホームページより）

【資料 2-6-2】 2022 年度学生アンケート結果

【資料 2-6-3】 2023 年度学生支援センターアンケート結果

【資料 2-6-4】 「SOBA マナベル」機能改善のお知らせ例

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れについては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーのもと、様々な学生を受入れ、諸方策もあって入学定員及び収容定員の充足率は増加傾向にある。今後も定員充足率の向上を重要課題として取り組む。

学修支援については、「SOBA マナベル」やメールマガジンを通じた情報共有を主として教職員の協働体制が整備されており、TAやSAは置いていないが、職員が適切な学修支援を行っている。また、障害がある学生への配慮もガイドラインに基づき適切に行っている。今後さらに、通信制の大学であるがゆえに学生の学習意欲を保つために交流の機会を増やしていく。

キャリア支援については、既に就職している学生も多いがキャリア教育科目を設け、またキャリアコーディネーター室を設置し、「SOBA マナベル」を活用した就職・転職セミナーなどを実施している。今後も学生のニーズを踏まえてキャリア教育科目を充実していく。

学生サービスについては、2-2 で述べたように学生支援センターが対応している。ハラスメント防止については、相談者の希望によりオンラインでの面接も検討していく。学生の経済的負担の軽減については、履修する科目に応じて学費が決まる単位従量制授業料の採用やシニア割引制度などを実施して、仕事や家庭と両立しながら学べる環境を整えている。

学修環境の整備については、大学通信教育設置基準に準拠し適切な学修環境を整備・運営・管理している。また、授業を受ける学生数の適切な管理を行い、履修学生数が多い科目は教員を増やして分担し、教育効果を十分に上げられるようにしている。

学生の意見・要望への対応については、学生支援センターが日々の対応やアンケートによって把握したものを教職員で共有し、「SOBA マナベル」の改修などに繋げている。

以上のことから、本学は基準 2 を満たしていると自己評価できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、中央教育審議会大学分科会大学教育部会が平成 28（2016）年 3 月 31 日に公表した『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」に則して、平成 29（2017）年度、使命・目

的及び教育目的や三つのポリシーとの整合性を踏まえたディプロマ・ポリシーに改定している。さらに令和 5（2023）年度には、質保証を充実させるために、「八洲学園大学 教育研究上の目的に基づく三つのポリシーの策定・実施に関する方針」を定め、ディプロマ・ポリシーを要とする三つのポリシーの運用についての姿勢を明示している。【資料 3-1-1】

ディプロマ・ポリシーは、大学ホームページで公表するほか、学生が日常的に使用する e ラーニング・システム「SOBA マナベル」の支援センターのページに設置した「学修のてびき」に掲載し、周知している。【資料 3-1-2】

表 3-1-1 にその全文を記載する。

【表 3-1-1】ディプロマ・ポリシー

生涯学習学部生涯学習学科では、次のような素養を身につけ、かつ正科生として所定の期間在学し、卒業に必要な単位を修得した者に、学士（学術）の学位を授与します。

- ・生涯学習についての幅広い識見
- ・生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力
- ・これらの基盤となる豊かな人間性

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の単位認定の基準となる成績については、科目ごとに、ディプロマ・ポリシーの 3 つの素養のうちいずれを達成するものであるかを踏まえ、科目の到達目標や評価方法・基準の達成の度合いで評価している。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーのかかわりは「学修のてびき」の「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」に掲載し、科目の所属する系、及び科目の到達目標・評価方法・基準については、各科目のシラバスに掲載し、周知している。【資料 3-1-3、3-1-4】

また、単位の授与及び成績評価については、以下の表 3-1-2 に示すように、学則第 29 条及び第 30 条にて定めている。また、令和元（2019）年 10 月には「八洲学園大学シラバス作成要領」を策定し、統一して、全科目、科目ごとの評価基準を各科目のシラバスに記載するようにした。その後も、令和 3（2021）年 7 月と令和（2023）年 6 月に同作成要領の見直しを行ってシラバスの適正化を実施し、周知している。【資料 3-1-5】

さらに、ディプロマ・ポリシーの浸透についても、令和 5（2023）年 9 月に「ディプロマ・ポリシーと科目の関連性に関するアンケート」を実施し、全教員に改めてディプロマ・ポリシーの周知を図った。【資料 3-1-6】

【表 3-1-2】単位の授与及び成績評価

八洲学園大学 学則

第 29 条 次の各号のとおり、単位を授与する。

- 一 テキスト授業によるものについては、添削指導を受け合格した者に科目修得試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与するものとし、論文によるものについては、論文が完成し合格したときに単位を授与する。
- 二 スクーリング授業によるものについては、出席が良好な者に最終試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与する。

- 三 卒業論文（卒業研究演習を含む。以下同じ。）については、指導教員の指導を受け、審査に合格した者に単位を授与する。
- 四 学外実地研修については、研修先の評価及び学生等が提出する報告書類を審査し、合格したものに単位を授与する。
- 2 前項の科目修得試験は、試験方式またはレポート方式で行い、日時はその都度公表する。
- 3 第1項の科目修得試験、卒業論文審査及び学外実地研修審査を受けるためには、当学期の授業料、その他の費用等が納入済みであることを要する。

第30条 成績評価は、優、良、可、不可の4種で表わし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

2 前項の4種の基準は、次のとおりとする。

優 100点～80点

良 79点～70点

可 69点～60点

不可 59点以下

3 成績を総合的に判断する指標として Grade Point Average (以下「GPA」という。)を用いる。なお、GPAに関しては、別に定める。

進級については、本学は学年制ではなく単位制をとっているため、特に定めはない。

卒業認定については、卒業要件を満たすための授業科目の履修を、以下に示す表 3-1-3 のように、学則第39条及び「八洲学園大学 履修規程」第7条に、本学を卒業するには、4年間以上在学し、基礎科目 30 単位、専門科目 64 単位、自由選択科目 30 単位を含む、合計 124 単位以上を修得しなければならないと定め、「学修のてびき」で周知している。

【資料 3-1-7】

【表 3-1-3】卒業

八洲学園大学 学則

第39条 正科生として本学に4年（第22条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、別に定めるところにより 124 単位以上の単位を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

【表 3-1-4】卒業の要件

八洲学園大学 履修規程

第7条 正科生が本学を卒業するためには、4年以上在学し、必要単位を修得しなければならない。

2 卒業に必要な単位数は、以下のとおりとする。

生涯学習学科

区分	選択必修
基礎科目	30
専門科目	64
自由選択科目	30
計	124

注

ア 自由選択科目は、基礎科目及び専門科目から自由に選択できる科目であり、30単位の履修が必要である。ただし、既履修の科目は含まれない。

イ 卒業所要単位 124 単位中 30 単位以上は、スクーリング授業による科目の単位でなければならない。

3 再入学、編入学又は転入学により本学の正科生となった者は、本学の再入学、編入学及び転入学に関する規程第 3 条により、定められた期間以上在学し、卒業所要単位数 124 単位（面接授業 30 単位）から本学入学前に修得したものとみなす単位数を減じた単位数（うち、在学年数に応じ面接授業単位 12 単位から 30 単位以上）を修得しなければならない。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学では、単位の認定については、前掲した表 3-1-2 に示した学則第 29 条に則り、科目の履修等に基づいた成績評価、及び履修規程の「別表第 1」に依って行われている。【資料 3-1-8】

その評価基準は、表 3-1-2 に示した学則第 30 条第 1 項・第 2 項・第 3 項、及び「八洲学園大学 成績評価に関する細則」を厳正に適用している。【資料 3-1-9】

進級基準については、本学は学年制ではなく単位制をとっているため、特に定めはない。

卒業の認定については、前掲した学則第 39 条第 1 項・第 2 項、履修規程第 7 条第 1 項・第 2 項・第 3 項、及び「八洲学園大学 教授会規程」第 3 条第 1 項、に基づき適正に行っている。【資料 3-1-10】

なお、生涯学習学部生涯学習学科を置く本学では、卒業時期を延長し学習を継続する学生も多いため、卒業要件を満たすと同時に卒業を認定するのではなく、学期ごとに卒業申請期間を設け、卒業申請を提出した学生について、教務委員会内に設けられる卒業判定会議に諮り、教授会の承認をもって学長が卒業を認定している。【資料 3-1-11、3-1-12】

他大学等で修得した単位の認定は、出願時に提出を義務づけている成績証明書に基づき複数名の教務委員会にて審議し、本学のカリキュラムを補えるものは「八洲学園大学 再入学、編入学及び転入学に関する規程」に基づき認定している。【資料 3-1-13】

その認定単位数の上限は、2 年次相当転入学及び 3 年次相当編入学は 60 単位、4 年次相当編入学は 90 単位と定め、大学ホームページ等で出願検討者に周知している。令和 5（2023）年度の単位認定実績は 163 件であった。【資料 3-1-14】

また、本学では多様な学生を受け入れるため、本学を卒業せずに資格取得、検定試験合格、教養の向上などを目指す者を想定して、開学当初に科目等履修生という学生区分を設けているが、平成 23（2011）年度には正科生（資格・リカレント編入学）という学生区分を新設した。科目等履修生や正科生（資格・リカレント編入学）の区分で入学した者は、必要な科目を履修し、自分の目的を達成すると、「SOBA マナベル」上で終了申請やリカレント修了申請を提出する。教務委員会は申請した学生の入学目的と照らし合わせて履修状況を確認し、このことを教授会に諮り、教授会の承認をもって学長が科目等履修生の「終了」、正科生（資格・リカレント編入学）の「リカレント修了」を認定している。【資料 3-1-15】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定に関しては、教育の理念に即して授業内容の質を高めると共に、学則や履修規程にて定める基準が厳正に適用されるよう、シラバスの作成や改訂の機会を設けて、質の保証を進めていく。また、単位認定が学生の学修支援の機会となるように、令和 2（2020）年度より導入した GPA 制度の活用に取り組む。

卒業認定に関しては、令和 5（2023）年度に実施した「ディプロマ・ポリシーと科目の関連性に関するアンケート」を踏まえて、ディプロマ・ポリシーと科目の到達目標の関係がいつそう明確になるようにディプロマ・ポリシーの可視化・具現化を図る。

< 基準 3-1 のエビデンス集（資料編） >

【資料 3-1-1】 八洲学園大学教育研究上の目的に基づく三つのポリシーの策定・実施に関する方針

【資料 3-1-2】 「学修のてびき」のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

【資料 3-1-3】 「学修のてびき」の「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」

【資料 3-1-4】 シラバスフォーマット

【資料 3-1-5】 八洲学園大学シラバス作成要領（第 3 版）

【資料 3-1-6】 ディプロマ・ポリシーと科目の関連性に関するアンケート結果について

【資料 3-1-7】 「学修のてびき」の「入学から卒業までの流れ」

【資料 3-1-8】 八洲学園大学 履修規程 別表第 1

【資料 3-1-9】 八洲学園大学 成績評価に関する細則

【資料 3-1-10】 八洲学園大学 教授会規程 第 3 条第 1 項

【資料 3-1-11】 「SOBA マナベル」卒業申請ページ

【資料 3-1-12】 令和 5 年度第 12 回教授会議事録

【資料 3-1-13】 八洲学園大学 再入学、編入学及び転入学に関する規程

【資料 3-1-14】 編入学で大学卒業を目指す（大学ホームページより）

【資料 3-1-15】 リカレント修了者数、終了者数（過去 5 年間）

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、中央教育審議会大学分科会大学教育部会が平成 28（2016）年 3 月 31 日に公

表した『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」に則して、平成 29（2017）年度、使命・目的及び教育目的や三つのポリシーとの整合性を踏まえたカリキュラム・ポリシーに改定し、募集要項や大学ホームページで公表するほか、「SOBA マナベル」の支援センターのページに設置した「学修のてびき」に掲載し、周知している。【資料 3-2-1】

表 3-2-1 にその全文を記載する。

【表 3-2-1】カリキュラム・ポリシー

生涯学習学部生涯学習学科では、本学の見学の精神、教育の理念、氏名・目的に基づき、生涯学習社会の実現に貢献しうる人材を育成するため、下記の方針に基づきカリキュラムを編成します。

1. 卒業時の到達目標

- ・生涯学習についての幅広い識見を身につけます。
- ・生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を身につけます。
- ・これらの基盤となる豊かな人間性を身につけます。

2. 自ら主体的に学ぶ学生に合ったカリキュラム編成

(1) 科目区分は「基礎科目」と「専門科目」の 2 区分で構成し卒業要件を明確にします。

(2) 「基礎科目」30 単位以上、「専門科目」64 単位以上の修得を卒業要件とすることにより、一つの領域に偏らない幅広い学修を可能とします。同時に、卒業要件の残り 30 単位は 2 区分から選択することにより自由度の高さを確保します。

3. 生涯学習を目的とした学生の多様な関心に応えるカリキュラム編成

(1) 「基礎科目」は、学生が本学での学修を進めるにあたって、教養的・基礎的知識や基礎スキルを身につけることを目的とした科目により編成します。導入教育としての「初年次セミナー」をはじめとするアカデミックスキルを身につける科目、及び、「専門科目」で学修する準備として、教養的・基礎的知識や基礎スキルを身につける科目があります。

「専門科目」は、学生が「基礎科目」で学修した知識やスキルを土台に、本格的な専門知識やスキルを幅広くより深く学修することを目的とした科目により編成します。

「専門科目」は、下記 3 つの系の科目を開設します。

①生涯学習支援系：生涯学習についての幅広い識見を養うため、生涯学習学、社会教育学、図書館情報学、博物館学に関する科目を開設します。同時に、必要な単位を修得することで、社会教育主事（任用）、司書、学芸員の資格を取得できます。また、教員免許状取得等の条件を満たす方は司書教諭の資格も取得できます。

②生涯マネジメント系：生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を養うため、法律・経済・経営・ビジネスに関する科目、及び、キャリア教育に関する科目を開設します。同時に、必要な単位を修得することで、税理士、簿記、行政書士等の資格取得にも役立ち、また、卒業後の進路を意識し自らのキャリアについて考え実現していく力を養います。

③人間力創造系：豊かな人間性を養うため、文学・言語・歴史、宗教・倫理・哲学、教育・家庭・健康などの多様な領域に関する科目を開設します。学生が自らの生涯にわたって教養を高め、人間力を培えるように、多様な領域を網羅します。

(2) 希望する学生を対象とした卒業論文関係科目を開設します。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学ではディプロマ・ポリシーで定めた素養を効果的に修得できるよう、ディプロマ・ポリシーを念頭においてカリキュラム・ポリシーを策定している。

表 3-2-1 のカリキュラム・ポリシーに掲げた「専門科目」の 3 つの系（①生涯学習支援系、②生涯マネジメント系、③人間力創造系）は、表 3-1-1 のディプロマ・ポリシーに掲げた 3 つの素養に対応している。3 つの素養のうち、「生涯学習についての幅広い識見」は生涯学習支援系、「生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力」は生涯マネジメント系、「これらの基盤となる豊かな人間性」は人間力創造系と対になっていて、カリキュラム・ポリシーの各系に所属する個々の科目がディプロマ・ポリシーの 3 つの素養のそれぞれを達成するものとなっている。なお、複数の素養に対応している科目もある。

ディプロマ・ポリシーで掲げた素養を身につけるため、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を編成していることから、これらのポリシーの一貫性は担保できている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、表 3-2-1 のカリキュラム・ポリシーに基づき、表 3-2-2 のように体系的に編成されている。導入・入門的な役割を果たす基礎科目と、本格的な専門知識やスキルを幅広くより深く学習する専門科目によって構成され、専門科目は「生涯学習支援系」「生涯マネジメント系」「人間力創造系」の 3 つの系に分かれている。

【表 3-2-2】教育課程の体系的編成

区分	生涯学習支援系				生涯マネジメント系				人間力創造系				その他		
	生涯学習論	社会教育学	図書館情報学	博物館学	ビジネス マネジメント		生活 マネジ メント		キャリア教育	文学・言語・歴史	宗教・倫理・哲学	教育・家庭・健康	芸術・美術・造形	特別講義	卒業論文関係
専門科目					ビジネス理論	ビジネス実践	ビジネスと法	論述力・思考							
基礎科目	(科目例) 「初年次セミナー」「レポートの書き方入門」「生涯学習論 1 (生涯における学習設計)」「図書館概論」「法学概論」「生きる力のもとの探求」														

本学では生涯学習社会を実現するという建学の精神のもと、インターネットを活用して学修の場をつくっていることにより、学生の年齢や職業等が多様になっている。それで卒

業のための必修科目は設けず、学生が希望に応じて科目を選択できるようにしている。資格取得に必要な科目を履修し単位を修得することにより、卒業時に、社会教育主事（任用）、司書、学芸員、社会福祉主事（任用）の4つの国家資格を取得でき、例年多数の取得者がある。また、教員免許状保有者であれば司書教諭資格も取得できる。【資料 3-2-2】

平成 28（2016）年 11 月に文部科学省が定めた「学校司書のモデルカリキュラム」に応じたカリキュラムの構築を教務委員会にて検討し、本学独自の「学校図書館専門職養成プログラム」として、平成 30（2018）年度に開講した。

また、基礎科目や 3 つの系に所属する専門科目のシラバスは、令和元（2019）年 10 月に「八洲学園大学シラバス作成要領」を策定・配布して全科目の統一を図り、令和 3（2021）年 7 月と令和（2023）年 6 月に改訂を行って、教育課程の編成を確立するようにしている。

3-2-④ 教養教育の実施

本学では教養教育実施のため特別に設けている組織は無いが、生涯学習学部生涯学習学科を置く単科大学として生涯を通じての教養教育に力を入れている。

教育基本法の改正に伴い整備された教育振興基本計画第 1 期計画で、大学教育に示された基本的方向「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」を具現化するため、履修規程で教養科目を「人間力創造系」と位置づけ、「文学・言語・歴史」「宗教・倫理・哲学」「教育・家庭・健康」というカテゴリーに分類してきた。令和 5 年（2023）4 月施行の履修規程で新たに「芸術・美術・造形」というカテゴリーも設け、令和 6（2024）年 5 月 1 日時点で合計 70 科目を開講している。

科目の開設等は教務委員会にてカリキュラム・ポリシーに沿って検討・審議した後、教授会審議を経て学長が決定している。科目の半数以上を専任教員が担当している。

なお、本学の学生は年齢や職業等が多様であり、求められる教養も様々であることから、必修科目は置かず個々の学生が自身の目的、能力に合った科目を選択して、各自の教養に資するようにしている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発については、社会人学生が学びやすい環境の提供を使命として取り組んでいる。本学では、スクーリング履修とテキスト履修という 2 つの履修形態があるが（実習や卒業論文関連等一部科目は異なる）、いずれも「SOBA マナベル」を用い、通学不要で学習できる仕組みを確立している。

表 3-2-3 は、学生、教員、職員の各立場から見た「SOBA マナベル」の主な機能であるが、学修に関わるほぼ全ての事柄を網羅している。

【表 3-2-3】「SOBA マナベル」の主な機能

項目	学 生	教 員	職 員
履修	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバス確認 ・履修登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当学生情報の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・科目設定、シラバス登録 ・履修登録受付
学費	<ul style="list-style-type: none"> ・課金内容確認、コンビニ決済番号取得 ・デポジット課金入金 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・課金 ・入金状況確認
教材	<ul style="list-style-type: none"> ・教材ダウンロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・教材配信 ・教材閲覧状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料等配信 ・資料閲覧状況確認
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・課題レポート提出 ・返却コメント確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題レポート添削 ・課題レポート返却 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題レポート配信 ・提出状況の把握
授業	<ul style="list-style-type: none"> ・受講（チャット参加） ・再配信授業受講 ・オンデマンド視聴 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の出席確認 ・授業実施 ・チャットへの応答 ・再配信受講への返答 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業モニタリング ・再配信授業配信 ・オンデマンド配信
試験・成績	<ul style="list-style-type: none"> ・受験 ・試験レポート提出 ・成績確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験問題登録 ・採点 ・成績登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験問題配信 ・受験サポート ・成績発表
質問・連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・教員、支援センター、キャリアコーディネーター、附属図書館への質問 ・お知らせ等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問回答 ・学生への個別連絡 ・学生への一斉連絡 ・全体お知らせ掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問回答 ・学生の個別連絡 ・学生の一斉連絡 ・全体お知らせ掲示
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書検索 ・貸出申込 	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書検索 ・貸出申込 	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書登録 ・貸出・返却処理
異動	<ul style="list-style-type: none"> ・休学、復学、卒業、退学等の申請 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・休学、復学、卒業、退学等の処理
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会等の参加 ・各種証明書申請 ・住所等変更申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会等の開催 ・各種証明書発行 ・住所等変更処理

スクーリング履修の特色は、「SOBA マナベル」を活用した双方向のスクーリング授業である。教員は、配信教室に設置されたパソコンを用いて授業を行う。板書のようにタッチペンでパソコン画面に書き込みができ、難しい操作は必要ない。その画面はそのまま学生側の画面に反映され、学生はチャット機能による「発言」で授業に参加する。教員の呼びかけに学生がチャットで応じること、また学生のチャットでの質問に教員が音声で答えることで、授業が活性化し内容が深められる。

さらに、ディスカッションルーム（→チャット拡大画面）機能では、グループワークが可能で、少人数に分かれて活発な意見のやりとりが可能である。また、チャットで意見を書き込むときには、考えてまとめるので、他の人の発言を見て論理的な思考ができる。自分の発言を励みにすることもできる。幅広い年齢層の学生が集まる本学では、多様な経験・視点から意見の交流が行われている。

また、社会人学生が多い本学では、急な仕事の都合等でスクーリング授業を受けられなくなる学生もいて、「再配信授業」も実施している。「再配信授業」は、授業当日中に再配

信される録画を視聴して担当教員から指示された課題又は授業の感想を提出することで出席扱いとなるもので、科目の特性に合わせて導入している。なお、「再配信授業」の対象とならない科目も含め、全ての授業の録画（以下、「オンデマンド」という）を授業翌日に配信している。「オンデマンド」は開講期間中何度でも視聴でき、事後学習に活用されている。同様に、「SOBA マナベル」の教材配信機能を使い授業前に資料を配信する事により、準備学習を促している。【資料 3-2-3、3-2-4】

時間割も、学生の多様なニーズに対応できるよう、「平日」「週末」「集中」の 3 パターンの時間割を用意している。平日スクーリングは、毎週決まった曜日に開講するもので、1 限（9:00～10:30）から 7 限（20:10～21:40）まで設定されている。平成 26（2014）年度から週 2 コマ開講するコースを、平成 27（2015）年度から 3 ヶ月間で完結するコースを新設した。週末スクーリングは、土日のみに開講するもので、平成 26（2014）年度から土曜のみ及び日曜のみのコースを新設した。集中スクーリングは、夏期（8 月）及び冬期（2 月）の連続した日程で開講するもので、平成 27（2015）年度から開講日を増やした。また、令和 5（2023）年度より夏期の開講日を、さらに令和 6（2024）年度より冬期の開講日を増やした。【資料 3-2-5】

一方、テキスト履修においても、「SOBA マナベル」を活用した特色ある指導を実現している。課題レポートの提出方法には、直接入力する方式とファイルを添付する方式があり、科目の特性に応じて使い分けられている。課題レポートの提出から添削、採点、返却まで全てシステム上で行われており、郵送よりも迅速なやりとりが可能で、提出状況や返却状況が即座にシステムに反映される。また、学生から教員への質問機能が各科目に備えられており、学生はいつでも質問ができ、教員は 1 週間以内に回答するようにしている。このように、テキスト履修においては、基本的にスクーリング授業のような同時双方向のやりとりはないが、課題レポートの添削や質問回答で個々の学生への指導が実現されている。

以上のような教授方法の改善を進めるための組織体制として教務委員会があり、教員同士の授業参観、FD(Faculty Development)研修会を実施している。

ところで令和 5（2023）年度には、総務委員会からの授業改善の提案もあった。以前、総務委員会が実施したハラスメントアンケートの回答に、テキスト履修の添削指導で、学生との間に添削コメントや評価の受け止め方に行き違いが生じることがあり、ハラスメントと受け取られるのを恐れるあまり、評価の仕方に苦慮しているという教員の悩みが提示され、大学としての対応を求められていた。総務委員会では、内部質保証の観点からこのことをとりあげ、レポートの作成を課題発見問題解決学習として取り組むことで解決できるとの見通しを立てた。学生が自分の課題を発見して問題として立て、その解決のために学修を深めることで、教員との対立軸はなくなり、学修の質も深まっていく。このことを「八洲学園大学教員情報ページ」で全教員に共有した。この総務委員会による授業改善の提案は、総務委員会が取り組む中長期計画の行動目標の中に、教職員の提案などをくみ上げることを掲げているので、それに基づいて実施したものである。【資料 3-2-6、3-2-7】

また、単位制度の実質を保つために、登録単位数の上限を履修規程第 2 条に定めているが、平成 24（2012）年度に、半年あたり 30 単位から 5 単位減の 25 単位に変更した。【資料 3-2-8】

単位の計算については、学則第 26 条にて大学設置基準第 21 条に則った単位の計算方法を定めている。履修形態ごとの教授方法と単位の計算方法は表 3-2-4 の通りである。【資料 3-2-9】

【表 3-2-4】履修形態ごとの教授方法及び単位の計算方法

履修形態	教授方法	単位の計算方法（学則第 26 条より）
スクーリング履修	1 回 90 分の授業（1 単位科目は全 8 回、2 単位科目は全 15 回）に 8 割以上出席し、最終試験に合格すると単位が授与される。	1 時間のスクーリング授業に対し 2 時間の準備のための学習を必要とするものとし、15 時間の面接授業等を 1 単位とする。
テキスト履修	1,600 字程度の課題レポートを 1 単位あたり 1 回提出し添削を受ける。課題レポート合格後、科目修得試験に合格すると単位が授与される。	45 時間の学習を必要とするテキストの学習をもって 1 単位とする。

令和 4（2022）年度から全科目のシラバスに「到達目標」欄を設けるようにした。シラバスに「到達目標」を明示することにより、学生は科目を選択するときや学修の途中で自身の成長を想定することができ、それをはげみにして意欲を高めることができている。

（3）3-2 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発に関しては、社会のニーズの分析等に基づき、バランスの取れた基礎科目及び専門科目の開設、学生のニーズに合わせた時間割の工夫、「SOBA マナベル」の操作性の向上を引き続き進めていく。

一例として、平成 28（2018）年 11 月に文部科学省が定めた「学校司書のモデルカリキュラム」に応じて、本学独自の「学校図書館専門職養成プログラム」を構築し、平成 30（2018）年度に開講したが、プログラムの履修状況に基づいて見直しを進めていく。

また、単位制度の実質を保つための工夫として、全科目のシラバスが「八洲学園大学シラバス作成要領」に定める留意点を十分に満たしているかを教務委員会にて点検し、不十分な科目は改善を促す。合わせて、必要に応じてシラバス書式や作成要領そのものの見直しも引き続き進める。さらには、教養教育の充実についても論議を重ねていく。

< 基準 3-2 のエビデンス集（資料編） >

【資料 3-2-1】「学修のてびき」の「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」

【資料 3-2-2】国家資格取得者数

【資料 3-2-3】「SOBA マナベル」学生支援センターページ「再配信授業について」

【資料 3-2-4】「SOBA マナベル」学生支援センターページ「オンデマンド授業について」

【資料 3-2-5】2024 年度春期（第 1・2 学期）平日スクーリング時間割、週末スクーリング時間割、夏期スクーリング時間割

【資料 3-2-6】「テキスト履修 教育の理念に基づく『課題発見・解決学習』」（教員情報

ページより)

【資料 3-2-7】 八洲学園大学第 3 期中長期計画の行動項目「3. 大学運営 (1) 運営体制の整備」

【資料 3-2-8】 八洲学園大学 履修規程 第 2 条

【資料 3-2-9】 八洲学園大学 学則 第 26 条

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学ではディプロマ・ポリシーを定め、それを実現するためのカリキュラム・ポリシーを定めた。そのカリキュラム・ポリシーは 3 つの系の専門科目群で構成されていて、アドミッション・ポリシーに応じて入学した学生がその科目を学ぶことになる。各専門科目のシラバスにはカリキュラム・ポリシーにつながる到達目標が示され、どの系に所属するかも明示されている。また、「学修のてびき」では 3 つの系がディプロマ・ポリシーの 3 つの素養と対になっていることも示している。

学生が専門科目を修得すると、それは科目ごとに定めた到達目標や評価方法・基準を達成したことであるが、そのことは、カリキュラム・ポリシーの示す系のねらいに即した学びをしたことになり、そのことが、ディプロマ・ポリシーに掲げられた素養を養う糧となる。このようにして、学生が専門科目を修得することは、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーへとつながる学修成果を得ることになる。

本学では、3-2 で述べたように「SOBA マナベル」に学生の学習履歴が蓄積される。教員は、科目ごとに達成状況を点検しながら指導を行っている。スクーリング履修では、チャット機能を使った出席確認や授業中のやり取り、「再配信授業」視聴後に提出する感想レポート等で学生の理解度を把握し、授業進行や指導に活かしている。テキスト履修では、主に課題レポートにて学生の理解度を把握し、返却時のコメントや再提出の指示といった指導に活かしている。また、「博物館実習」「社会教育実習」(学外実習)や「卒業論文」等その他の履修形態においても、「SOBA マナベル」のメッセージ機能を活用し、教員は学生の学習状況を確認しながら指導をしている。そして、学生自身も、「SOBA マナベル」によって自分の単位修得状況や過去の学習内容を振り返りながら学修することができる。学生支援センター(職員)も個々の学生の学修状況に応じた支援を行っている。

また、学生が入学後にスムーズに学修を始められるよう、本学の教育目的や学修の進め方などを学ぶ機会として、「初年次セミナー」をスクーリング履修の科目として開設している。令和 3 (2021) 年度より教務委員が「初年次セミナー」を分担し、到達目標などシ

ラバスの内容を見直した。また平成 29 (2017) 年度から開講している「レポートの書き方入門」については、令和 5 (2023) 年度に「レポートの書き方入門Ⅰ」と「レポートの書き方入門Ⅱ」の 2 科目に分けて内容をより充実した。そうした取組みの中で、アカデミックスキル関係の科目の重要性がより明確になったため、当該分野を担当できる専任教員を公募し、令和 6 (2024) 年度に 2 人を採用した。

令和 2 (2020) 年度には、卒業生アンケートを実施し、在学中に学びたかった分野や科目についてたずねた。アンケート回答の結果に基づいてカリキュラムの見直しを実施するとともに、科目を新設した。また令和 3 (2021) 年度には、平成 23 (2011) ~令和 2 (2020) 年度の司書資格取得者を対象とした学修ニーズ調査アンケートを実施した。【資料 3-3-1、3-3-2】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では 3-3-①で述べたように各科目において学生の学修状況を点検・評価し、その結果をその都度教育内容にフィードバックしている。

さらに平成 27 (2015) 年度から、eラーニング・システムのアンケート機能を活用した無記名方式の「科目評価アンケート」を開始した。その結果は事務局がまとめ、科目ごとの結果は各教員に送付し、全体的な結果は「八洲学園大学教員情報ページ」に公開するとともに印刷体を配布して、各教員は教育内容・方法等の改善に活かしている。令和元 (2019) ~令和 3 (2021) 年度は eラーニング・システム移行によるシステム開発のため休止したが、令和 4 (2022) 年度以降は Google フォームを用いて実施している。【資料 3-3-3】

なお、学位記授与式の際に寄せられる卒業生のメッセージからは、学生ひとりひとりが eラーニングという特長を大いに生かし大学卒業という目標を達成していることがうかがえる。【資料 3-3-4】

また、過去 5 年間 (令和元 (2019) 年度~令和 5 (2023) 年度) の卒業生 (学士取得者) は 414 人であった。その他、資格取得等の目的を達成して本学での学修を終えた編入学リカレント修了生は 1,355 人、科目等履修終了生は 1,025 人であった。同期間の再入学者は正科生 84 人、科目等履修生 57 人の合計 141 人に及び、これは本学の教育に満足した結果と捉えることができる。【資料 3-3-5】

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発に関しては、これまでは個人的に行うことが多かった。今後は、三つのポリシーを踏まえた学修成果の組織的な点検・評価を行っていく必要がある。そのため、令和 5 (2023) 年度に、ディプロマ・ポリシーを達成するために教育課程が有効に機能していることを確認することを目的に「八洲学園大学学修成果の評価に関する方針 (アセスメント・ポリシー)」を定めた。本学は学生によって履修計画が様々である実態を反映させたもので、(1)アドミッション・ポリシーとの関連から入学時意識調査を行い、(2)カリキュラム・ポリシーとの関連から在学中意識調査を行い、(3)ディプロマ・ポリシーとの関連から卒業時意識調査を行って学修の達成状況

を確認するというものである。教務委員会を中心に実施していく。

また、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックに関しては、平成 27（2015）年度に開始した「科目評価アンケート」の活用の他、学生が自身の学習状況を振り返るためのアンケート、卒業生へのアンケート等、点検・評価に必要な材料を揃えるための方策を検討していく。

<基準 3-3 のエビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-1】「八洲学園大学卒業生アンケート調査 2020」結果

【資料 3-3-2】「学修ニーズ調査の実施・調査結果の教育課程への反映」を満たす取り組みについて

【資料 3-3-3】2023 年度秋期科目評価アンケート結果

【資料 3-3-4】卒業生からのメッセージ（第 29 回学位記授与式次第より）

【資料 3-3-5】「SOBA マナベル」学生支援センターページ「再入学」

【基準 3 の自己評価】

本学は教育目的を踏まえディプロマ・ポリシーを定めたうえで、カリキュラム・ポリシーの整合性を確保している。いずれも、大学ホームページや「学修のてびき」などを通じて周知している。

単位認定、卒業認定、修了認定については、基準は学則に明記され厳正に適用されている。各科目の評価基準の妥当性を振り返る機会を設けること、シラバスの内容を充実すること等によって、ディプロマ・ポリシーを踏まえて一層厳正な適用を進めていく。

教育課程及び教授方法については、教育目的やディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程を編成し、社会人学生が学びやすい環境の提供を念頭に教授方法の工夫・開発に取り組んでいる。今後も社会の需要に即した科目の開設や「SOBA マナベル」の改良を進めていく。

学修成果の点検・評価については、現在は主に科目ごとに点検・評価及びフィードバックを行っている。今後は三つのポリシーを踏まえた学習成果の点検・評価及びフィードバックについて、教務委員会を中心にアセスメント・ポリシーに基づいた取り組みを検討し、実施していく。

以上のことから、本学は基準 3 を満たしていると自己評価できる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学で学長は、学則第 7 条 3 項及び「八洲学園大学 教授会規程」第 4 条に定められた通り、校務をつかさどると共に、所属職員を統督し、教授会の議長を務めてきた。しかし、全学的観点から教学を俯瞰し、マネジメントする組織が確立していなかった。【資料 4-1-1、4-1-2】

副学長についても規程に定められて置かれてはいたが、広報の役割も兼ねて学外者が選任されていたので、学内対応には学長の補佐が期待できないこともあった。【資料 4-1-3】

そこで、学長がより迅速にリーダーシップを発揮できるよう、令和 5（2023）年 6 月に「八洲学園大学 内部質保証に関する基本方針」を定め、教職員個々の責任・役割を明確にして、学長が統括責任者として内部質保証が推進できるようにした。【資料 4-1-4】

また、「八洲学園大学 大学運営に関する方針」を定め、大学の適正な運営のために、学長のもとに、教授会・各委員会等・各部会等のそれぞれが託された機能を果たし、連携を図ることと、学長を補佐するため、学長と各委員会の長との会議を設け、全学的な検討課題に当たることなどを明記した。【資料 4-1-5】

この、学長を補佐する会議を「学長ミーティング」と名付け、学長は必要に応じて他の者も招集できるようにして、学長の方針や重要事項の伝達、各組織からの意見の収集が的確に行えるようにした。これによって、学長の意思決定に必要なことに他の教職員も寄与できるようになると共に、学長の意向が組織全体へ浸透していくことを図っている。【資料 4-1-6】

以上の通り、本学は、学長が教学マネジメントにおけるリーダーシップを発揮するための体制を確立している。なお、学長は表 4-1-1 のように各種会議に参画している。

【表 4-1-1】学長が参画する会議

会議名	学長の参画
学長ミーティング 【資料 4-1-6】	学長が招集し議長となる。
教授会 【資料 4-1-2】	
教員人事準備会 【資料 4-1-8】	
内部質保証推進部会 【資料 4-1-16】	学長が統括責任者として出席する。
総務委員会 議事；大学の改善・予算、自己点検・評価、IR、人事、公開講座、体験入学、SD、衛生 【資料 4-1-9】	学長がオブザーバーとして陪席する。
教務委員会 議事；入学・修了・卒業、入試、広報、実習、研究・紀要・論叢、FD、学生、就・転職、IR 【資料 4-1-10】	
衛生委員会 【資料 4-1-11】	

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では、教学マネジメント構築のため、教授会を筆頭として、教授会の下部組織に総

務委員会及び教務委員会を置き、さらにその下に必要な会議を設けて、「八洲学園大学 大学運営に関する方針」で、それぞれの会議が託された機能を果たし、連携を図るようにすることを定め、実施している。【資料 4-1-5】

教授会は全専任教員で構成し、学長が議長となり、事務局長並びに事務局員が陪席する。

教授会の議題については教授会規程第 6 条に、「委員会の議決をもって、教授会の意見とすることができる。」と定め、各委員会で審議し承認された事項を教授会の議題としている。【資料 4-1-2、4-1-7】

主な審議事項は、学生の入学、卒業、課程の修了、教育研究に関する事、大学の予算に関すること、教員の人事に関する事などで、教授会規程第 3 条に、「次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする」として掲げられている事項となっている。【資料 4-1-12、4-1-13】

教授会は毎月 1 回開催しているが、それに合わせて下部組織の会議も開催されている。

教務委員会は学長が委員と委員長とを指名して構成され、委員長が議長となって、教授会から委任された審議事項を審議する。教授会から委任された主な審議事項は、①教育課程に関する事、②単位の認定に関する事、③学生の入学・退学・休学・卒業等に関する事、④学生の学習に関する事、⑤入学試験の合否判定に関する事、⑥広報に関する事、⑦実習に関する事、⑧研究紀要に関する事、⑨FD(Faculty Development)に関する事、⑩就職・転職に関する事、⑪IR (Institutional Research)に関する事などである【資料 4-1-10】。

特に、本学では入学を 4 月入学・7 月入学・10 月入学・1 月入学と年に 4 回実施し、卒業も 6 月卒業・9 月卒業・12 月卒業・3 月卒業と年に 4 回実施しているため、それに合わせて教務委員会では的確な時期をとらえて入学決定と卒業判定の審議をし、承認されたことを教授会で審議するようにしている。

また、教務委員会の所管として地域社会の人的資源と連携して、本学の教育・研究の発展に努めるリカレント研究センターを設置しているが、そのリカレント研究員の選考も教務委員会で行い、教務委員会から教授会に報告される。【資料 4-1-14】

一方、総務委員会も学長が委員と委員長とを指名して構成され、委員長が議長となって、教授会から委任された審議事項を審議する。教授会から委任された主な審議事項は、①大学の改革・改善に関する事、②大学の予算に関する事、③自己点検・評価に関する事、④IR に関する事、⑤ハラスメント防止に関する事、⑥人事に関する事、⑦公開講座に関する事、⑧体験入学に関する事、⑨同窓会に関する事、⑩衛生に関する事などである【資料 4-1-9】。

特に、自己点検・評価に関する事では、他の委員会や事務局の点検・評価をどのように進めるかが課題であった。そこで、「八洲学園大学自己点検・評価に関する規程」を整備して、内部質保証と IR 活動は委員会ごとに取り組むようにし、IR 活動については各委員会の IR 担当者が集まって「IR 推進部会」を組織することにした。【資料 4-1-15】

そして、各委員会・事務局の内部質保証担当者が連携して内部質保証を進めることができるように、「八洲学園大学 内部質保証推進規程」を定め、学長を統括責任者とする「内部質保証推進部会」を組織した。【資料 4-1-16、4-1-17】

新年度の 4 月もしくは 5 月に、「IR 推進部会」が昨年度の情報を整理して学長に報告す

る。各委員会や事務局ではその報告を受けた学長の方針を受けて、前年度の取組を評価した後、改善策を検討する。そして、「第1回内部質保証推進部会」で本学としての改善計画を決定する。それを、各委員会・事務局に持ち帰り実行する。その実行した成果を持ち寄って確認するのが、「第2回内部質保証推進部会」である。「IR推進部会」は、それらの活動を通して得た情報を収集し分析して、翌年度の始めに学長に報告する。これが、本学の内部質保証を進めるPDCAサイクルの根幹となる。【資料4-1-18】

自己点検・評価に関する最終的な責務を担っているのは総務委員会である。その姿勢を確保するために、「八洲学園大学 中長期計画推進に関する方針」の中で、中長期計画の運用については、「全体としての責任は総務委員会がもち、「内部質保証推進部会」での検証をリードして、計画の実行性を確保する」と明記している。【資料4-1-19】

さらには、「八洲学園大学 大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」を定めて周知し、教員ひとりひとりが本学の教学マネジメントを遂行するための役割を明確に受け止められるようにしている。【資料4-1-20】

以上の通り、本学は、各委員会や会議の規則を制定し、その構成員、審議事項も規定して、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織は、「八洲学園大学 事務組織及び事務分掌を定める規程」に基づいて編制している。【資料4-1-21】

図4-1-1、表4-1-2に示した通り、事務局は事務局長が大学運営に必要な事務の掌理をして学長を補佐している。総務課、教務課、広報室、附属図書館事務部の4つの部門があり、それぞれに、総務課長、教務課長、広報室長、附属図書館事務部長を配している。さらに、教務課の下には学生支援センター、入学支援相談センター、キャリアコーディネート室があり、教務課長の下に学生支援センター長兼入学支援相談センター長、キャリアコーディネート室長を配している。

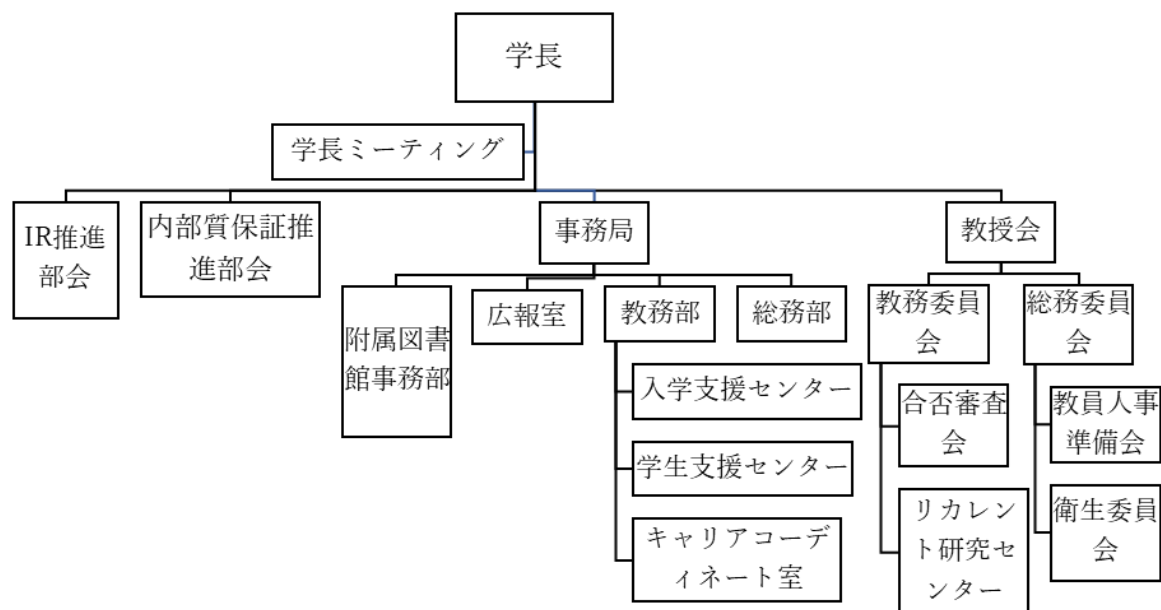
そして、職員についても教員と同様に、「八洲学園大学 目指す職員像および大学職員育成ビジョン」を定め、周知して、職員各自が本学の教学マネジメントを遂行するための役割を明確に受け止められるようにしている。【資料4-1-22】

また、事務局長並びに事務局員は、各委員会や各種会議にも委員として参画、あるいは陪席している。これらの事務職員の委員会の構成員に関することは、「八洲学園大学 委員会規程」にも定めている。【資料4-1-23】

こうして事務職員が各委員会等に参画することで、教員との教職協働が可能となり教学マネジメントの機能性を担保している。

以上の通り、本学は、事務職員の配置と役割の明確化に配慮した教学マネジメントの機能性を実現している。

【図 4-1-1】 令和 6（2024）年度 八洲学園大学組織図



【表 4-1-2】 各組織の説明表

組織名	業務内容
学長	学長は大学の使命・目的を果たす。
学長ミーティング	学長によって招集された各委員会の長等が学長を補佐する。
内部質保証推進部会	学長が統括責任者として内部質保証を推進するために設置。大学及び各委員会・事務局における内部質保証の取組状況を監理し、確認する。構成員は各委員会・事務局の内部質保証推進担当者。部長は学長が指名する。
IR 推進部会	学長が大学成長の情報を得るため設置。構成員は各委員会の IR 推進担当者。部会は年度当初に昨年度の情報を学長に報告する。部長は学長が指名する。
教授会	学長が決定を行うに当たり、構成員が意見を述べる。
総務委員会	総務委員長が議長となり「大学の改革改善・予算、自己点検・評価、IR、人事、公開講座、体験入学、SD、衛生」などについて委員の意見をまとめ教授会に述べる。
教員人事準備会	総務委員会での人事案件審議の前に、学長が議長となって必要な人員を招集する。必要な資料を収集し、関係教職員の意見を聴取して、人事案件についての意見をまとめ、総務委員会に提出する。
衛生委員会	衛生委員による衛生案件の審議をして、衛生委員長が意見をまとめ、総務委員会に報告する。
教務委員会	教務委員長が議長となり、「入学・修了・卒業、入試、広報、実習、研究・紀要・論叢、FD、学生、就・転職、IR」などについて委員の意見をまとめ、教授会に述べる。
合否審査会	教務委員会での入試案件審議の前に、合否審査会責任者

			が合否審査会を開催して審査委員と共に出願者に対する審査を実施し、結果を教務委員会に提出する。【資料 4-1-23】
		リカレント研究センター	学長が任命した研究センター長（本学専任教員）が長となって地域社会の人的資源と連携し、研究会や論集の発行を行い、本学の教育・研究の発展に努める。
事務局			事務局長が所属職員を監督指揮し、大学運営に必要な事務の掌理をして、学長を補佐する。
	総務課		総務課長が指揮をとって文書、儀式、職員、予算などの事務を行う。
	教務課		教務課長が指揮をとって学籍、成績、授業支援などの事務を行う。
		学生支援センター	学生支援センター長兼入学支援相談センター長が指揮をとって、在学生、卒業生の相談に対応する。
		入学支援相談センター	学生支援センター長兼入学支援相談センター長が指揮をとって入学検討者の相談に対応する。
		キャリアコーディネイト室	キャリアコーディネイト室長が指揮をとって在学生、卒業生の就転職支援を行う。
	広報室		広報室長が指揮をとって大学の広報・学生募集に関する業務を行う。
	附属図書館事務部		附属図書館事務部長が指揮をとって図書管理の業務を行う。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

長年の案件であった、副学長に代わる学長を補佐する体制を整備することができ、学長を統括責任者とする内部質保証の体制も整えることができた。

今後、この体制を一層確立していくために、学長の方針や将来計画等が組織全体へ速やかに浸透していくことが重要となる。そのために、「内部質保証推進部会」が、両委員会や事務局の活性化の要として実施していく。

< 基準 4-1 のエビデンス集（資料編） >

- 【資料 4-1-1】 八洲学園大学 学則 第 7 条 3 項
- 【資料 4-1-2】 八洲学園大学 教授会規程 第 4 条
- 【資料 4-1-3】 八洲学園大学 副学長規程
- 【資料 4-1-4】 八洲学園大学 内部質保証に関する基本方針
- 【資料 4-1-5】 八洲学園大学 大学運営に関する方針
- 【資料 4-1-6】 八洲学園大学 学長ミーティング規程
- 【資料 4-1-7】 八洲学園大学 教授会規程 第 6 条
- 【資料 4-1-8】 八洲学園大学 教員選考規程 第 7 条 1～5 項
- 【資料 4-1-9】 八洲学園大学 委員会規程 第 2 条
- 【資料 4-1-10】 八洲学園大学 委員会規程 第 3 条
- 【資料 4-1-11】 八洲学園大学 衛生委員会に関する細則

- 【資料 4-1-12】 八洲学園大学 教授会規程 第 3 条
- 【資料 4-1-13】 教授会の議事録例（令和 6 年度第 2 回教授会）
- 【資料 4-1-14】 八洲学園大学 リカレント研究センター規程
- 【資料 4-1-15】 八洲学園大学 自己点検・評価に関する規程
- 【資料 4-1-16】 八洲学園大学 内部質保証推進規程
- 【資料 4-1-17】 八洲学園大学 内部質保証推進部会規程
- 【資料 4-1-18】 八洲学園大学 内部質保証実施要領
- 【資料 4-1-19】 八洲学園大学 中長期計画推進に関する方針
- 【資料 4-1-20】 八洲学園大学 大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針
- 【資料 4-1-21】 八洲学園大学 事務組織及び事務分掌を定める規程
- 【資料 4-1-22】 八洲学園大学 目指す職員像および大学職員育成ビジョン
- 【資料 4-1-23】 八洲学園大学 委員会規程 第 4 条
- 【資料 4-1-24】 八洲学園大学 合否審査会に関する細則

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は生涯学習学部生涯学習学科の 1 学部 1 学科である。ディプロマ・ポリシー、及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、多様な分野の科目を開設している。そのため、実務経験のある教員を含む兼任（非常勤）教員も積極的に採用しており、兼任（非常勤）教員は、令和 6（2024）年 5 月 1 日現在 42 人となっている。

基準 3 で教育課程の編成として基礎科目、専門科目について述べたが、いずれの科目区分においても専任教員を配置している。基礎科目において専任教員担当比率は 74.24%、兼任教員担当比率は 25.76%となっており、専門科目は表 4-2-1 のように系ごとに専任教員が適切に配置されている。

専任教員数は、令和 6（2024）年 5 月 1 日現在 17 人（うち教授 9 人）と、大学設置基準を充足している。なお、専任教員の年齢のバランスについては、表 4-2-2 の通り、大きな偏りは無いといえる。

【表 4-2-1】専任教員の配置（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

系	専門科目分野	教授	准教授	講師	分野別	合計
生涯学習支援系	生涯学習論	1	0	0	1	6
	社会教育学				4	
	図書館情報学	1	3	0	4	
	博物館学	1	0	0	1	
生涯マネジメント系	ビジネスマネジメント	1	1	0	2	5
	生活マネジメント	0	1	0	1	
	キャリア教育	1	1	0	2	
人間力創造系	文学・言語・歴史	0	0	1	1	6
	宗教・倫理・哲学	0	0	1	1	
	教育・家庭・健康	3	0	0	3	
	芸術・美術・造形	1	0	0	1	
職位別計（人）		9	6	2	—	—
合計（人）		17			—	

※教授の人数には特任教授を含む。

※複数の分野にまたがる教員は、担当科目数が最も多い分野にカウントしている。

【表 4-2-2】専任教員の職位別年齢構成（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

職位	年 齢 区 分（歳）											比率（%）
	71 以 上	70 ～ 66	65 ～ 61	60 ～ 56	55 ～ 51	50 ～ 46	45 ～ 41	40 ～ 36	35 ～ 31	30 ～ 26	計	
教授（人）	2	1	1	2	2	0	1	0	0	0	9	52.9
准教授（人）	0	0	1	0	0	1	3	1	0	0	6	35.3
講師（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	11.8
計（人）	2	1	2	2	2	1	4	1	2	0	17	100
構成比（%）	11.76	5.9	11.76	11.76	11.76	5.9	23.5	5.9	11.76	0	100	—

教員の採用と昇任については、定期的に各委員会や各教授が把握する教育目的や教育課程から来る必要性を聴取し、総務委員会で立案して、「八洲学園大学 教員選考規程」に則り、教員人事準備会を設置して適切に行われている。【資料 4-2-1】

人事案件が総務委員会で発議された後、学長を議長とする教員人事準備会で、採用の場合は候補者の募集を行い、応募した候補者に対して、業績審査、論文審査、面接を実施する。昇任の場合は、当該者に必要書類の提出を求め、審査を実施する。その結果を総務委員会に報告する。総務委員会では報告をもとに最終選考をして結果を教授会に報告する。その後、教授会の審議を経て学長が決定する。

非常勤教員の採用についても、上記に準じて行っている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、個々の教員の教育内容や方法の改善を目的とし、教務委員会で策定した活動

計画に基づき、FD 講演会、FD 研修会、FD 懇談会、授業参観などを計画し、実施して、教員の教育実践力の向上に努めている。過去の FD は表 4-2-3 の通りである。上記の方針や FD の企画に対して、参加した教職員にアンケート形式で意見を募り、適宜見直しや対応を行っている。【資料 4-2-2～4-2-5】

【表 4-2-3】過去の FD

年度	開催日程	内容
平成 24	9 月 19 日	FD 研修会 1) テキスト配本方法変更後の現状と問題点 2) シラバスの改善について-現状と課題- 学士課程教育の質的転換-概略とシラバスの改善に関わって-
	3 月 21 日	FD 研修会 1) 学生からの要望など（事務局より） 2) テキスト履修科目指導上のティップスについて 3) テキスト履修の効用
平成 25	9 月 25 日	FD 研修会 1) 「平成 25 年度春学期学習に関するアンケート」の結果から 2) 4 学期制導入に伴う課題と対応策について
	3 月 19 日	FD 研修会 1) 今後の e ラーニング・システムの方向性について 2) SOBA LMS 配信システムについて（SOBA 配信システムデモ）
平成 26	9 月 24 日	FD 研修会 1) レポートの評価について 2) 「初年次セミナー」の開設について 3) SOBA LMS 配信システムについて（SOBA 配信システムデモ）
	3 月 18 日	FD 研修会 1) テキスト履修科目課題レポートの添削指導について 2) SOBA LMS 配信システムについて
平成 27	9 月 30 日	FD 研修会 1) 科目評価アンケートについて 2) SOBA LMS 配信システムについて
	3 月 23 日	FD 研修会 1) 著作権と教材について 2) SOBA LMS 配信システムについて 3) 外部資金の獲得・活用について
平成 28	10 月～3 月	「公開授業（授業参観）」を実施
	3 月 22 日	FD 研修会 1) 学長講演「本学の建学の精神、教育の理念について」 2) 平成 28 年度公開授業（授業参観）報告
平成 29	10 月～3 月	「公開授業（授業参観）」を実施（オンラインで各自）
	3 月 22 日	FD 講演会 1) 長崎大学 大学教育イノベーションセンター准教授 成瀬

		尚志先生 講演「剽窃が困難となるレポート論題」 2) 平成 29 年度公開授業（授業参観）報告
平成 30	3 月 11 日	FD 研修会 「大学教育と通信教育」
平成 31 (令和元)	10 月～3 月	「公開授業（授業参観）」を実施（オンラインで各自）
令和 2	4 月～3 月	「公開授業（授業参観）」を実施（オンラインで各自）
令和 2・3	12 月～3 月	オンラインで独立行政法人日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコースを受講（コロナ禍により集会を避けるため）
令和 3	4 月～3 月	「公開授業（授業参観）」を実施（オンラインで各自）
令和 4	7 月～3 月	「公開授業（授業参観）」を実施（オンラインで各自）
	9 月 22 日	〔SD・FD サロン〕オンライン 懇談会「教職員間の交流・授業方法 学生指導の改善」
	12 月 19 日	〔SD・FD サロン〕オンライン・対面 学長講演「本学のこれまでの経緯と今後の方針」 懇談会「これからの 10 年を見据えた大学運営について」
	3 月 16 日	〔SD・FD サロン〕オンライン 懇談会「学生対応について」
令和 5	9 月～3 月	「公開授業（授業参観）」を実施（オンラインで各自）
	3 月 9 日	〔SD・FD 協同企画〕オンライン 「テキスト履修科目における学修指導の工夫：教育の質保証にむけて」

令和 2（2020）年度からは、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、オンラインで実施するようにした。令和 4（2022）年度は「SD・FD サロン」として、テーマを設け、懇談会を実施した。

令和 5（2023）年度は、認証評価を受ける前年度でもあることから、SD(Staff Development)・FD 協同企画でテキスト履修の学修指導の工夫を取り上げて「教育の質保証に向けて」というテーマで実施した。参加者からは有益であったとの感想が寄せられた。【資料 4-2-6】

また、以前から続けている公開授業（授業参観）も実施した。令和 4（2022）年度は教務委員の授業公開を公表して実施したが、令和 5（2023）年度は、教務委員と総務委員の授業公開を公表して実施した。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、教育目的及び教育課程を適切に運営できるよう継続して教員の確保に努める。そのため総務委員会において、専任教員の採用・昇任計画をもとに教員の年齢構成などを踏まえたうえで教員の採用・昇任に関する中・長期計画を作成し、またその見直しを年度初めに行い、教授会に諮り学長の承認を得て実行していく。

また、FD 活動のさらなる活発化を図り、通信制大学の独自性、特色を踏まえた教育内容、方法等の充実に努める。

< 基準 4-2 のエビデンス集（資料編） >

【資料 4-2-1】 八洲学園大学 教員選考規程

【資料 4-2-2】 令和 4～5 年度 FD 活動計画（令和 5 年第 4 回教授会資料）

【資料 4-2-3】 FD 参加者数（過去 5 年間）

【資料 4-2-4】 令和 4 年度 FD 活動報告

【資料 4-2-5】 令和 5 年度 FD 活動報告

【資料 4-2-6】 令和 5（2023）年度 SD・FD 研修発表スライド（教員情報ページより）

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、事務職員のみならず教職員全体が一体となって能力及び資質を向上させるため、SD としての組織的な取り組みを、平成 28（2016）年度から開始している。【資料 4-3-1】

開始当初は、SD を兼ねた FD 研修会に職員が参加するという形式であったが、平成 29（2017）年度・平成 29（2017）年度と、総務委員会が中心になって企画し、兼任（非常勤）教員を含む教職員が参加して、研修会の開催も軌道に乗りかけたところコロナ禍となり、開催方法の工夫をしながら実施して来た。

過去の SD は表 4-3-1 の通りである。

【表 4-3-1】 過去の SD

年度	開催日程	内容
平成 28	3 月 22 日	和田公人学長講演「本学の建学の精神、教育の理念について」 ※SD 兼 FD 研修会として実施
平成 29	3 月 23 日	SD 研修会 1) SD 研修会のあり方 2) 障害を持つ学生への対応—視覚障害を中心に—
平成 30	12 月 10 日	SD 研修会 「大学の評価基準」 「精神障がい、発達障がいのある学生への対応」
平成 31 (令和元)	3 月	オンラインで厚生労働省「パワーハラスメントオンライン研修講座」を受講（コロナ禍により集会を避けるため）
令和 2	3 月 16 日	SD 研修会（オンライン） 「大学通信教育の現状、そして今後に向けて」

令和 3	3月 24 日	SD 研修会（オンライン） 「成人への学習環境提供 —海外の大学の動向からの示唆—」
令和 4	9月 12 日	〔SD・FD サロン〕 オンライン 懇談会「教職員間の交流・授業方法学生指導の改善」
	12月 19 日	〔SD・FD サロン〕 オンライン・対面 学長講演「本学のこれまでの経緯と今後の方針」 懇談会「これからの 10 年を見据えた大学運営について」
	3月 16 日	〔SD・FD サロン〕 オンライン 懇談会「学生対応について」
令和 5	3月 9 日	〔SD・FD 協同企画〕 オンライン 「テキスト履修科目における学修指導の工夫：教育の質保証にむけて」
令和 6	4月 4 日	SD 研修会「新採用の教員を迎えて」 対面形式で テーマ「学生の主体性を促すために」

令和 5（2023）年度の SD 研修は、当初は、安心安全な職場づくりをめざした情報管理の在り方について全教職員で研修会を開くことを目標に、第 3 回、第 5 回、第 6 回、第 9 回総務委員会で、「学内の情報管理について」という議題で研修を続けた。【資料 4-3-2】

ただ、課題の掘り下げはできたが焦点化が進まず、次年度への持ち越しとなった。代わって、認証評価を受ける前年度の取組みとして、教職員が互いの取組みを理解し合うことに視点を移し、SD・FD 協同企画で、「テキスト履修科目における学修指導の工夫：教育の質保証にむけて」をテーマに、教員と職員の双方からの事例報告をして、交流を深めた（資料は 4-2-②に添付）。

令和 6（2024）年 4 月には新採用の教員を迎えることになった。そこで、先輩の教職員と新採用の教員が語り合う SD 研修会を、「学生の主体性を促すために」をテーマに開催した。令和 5（2023）年度に策定した、望ましい教員のあり方「八洲学園大学 大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」、望ましい職員のあり方「八洲学園大学 目指す職員像および大学職員育成ビジョン」も紹介し、共に支え合う仲間として意識し合うことができた。【資料 4-3-2、4-3-3】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

テーマを決めて全体で研修するテーマ研修会と、個人で実施していることを報告する個人研修の交流会をバランスよく実施する。

< 基準 4-3 のエビデンス集（資料編） >

【資料 4-3-1】 SD 研修会参加者数（過去 5 年間）

【資料 4-3-2】 令和 5 年度第 3 回、第 5 回、第 6 回、第 9 回総務委員会議事録

【資料 4-3-3】 「令和 6 年度 SD 研修会を開催しました」（教員情報ページより）

【資料 4-3-4】 SD 研修会「新採用の方を迎えて」の実施報告（令和 6 年度第 2 回教授会資料）

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は、教務委員会が研究環境の整備と運営・管理をおこなっている。教務委員会は、委員会規程に則り、「研究・紀要に関すること」、「研究に関する外部資金獲得に関すること」、「その他、教育・研究に関すること」等の審議をおこなっている。令和 2（2020）年度には八洲学園大学学術情報リポジトリを構築した。【資料 4-4-1】

本学の研究環境は、基準 2-5 で示したとおり、横浜キャンパスに研究室を整備し、個別に研究活動等を行えるようにしている。また、固定電話、インターネット環境を備えている。兼任（非常勤）教員には、6 階に共同の講師控室を設置している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成 18 年 8 月 8 日）、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）、日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成 18 年 10 月 3 日公表、平成 25 年 1 月 25 日改定）に準拠し、「八洲学園大学 研究倫理及び研究費の監査に関する規程」、「八洲学園大学における研究活動行動規範」、「八洲学園大学における研究活動の不正行為防止計画」、「八洲学園大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」、及び「八洲学園大学における競争的資金の間接経費の使用に関する方針」を定め、大学ホームページで公開し、これに沿って、本学の研究の維持・向上を図っている。【資料 4-4-1～4-4-5】

研究倫理及び研究費の監査に関する規程では、本学の学術研究を適切に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者を置くことを定めている。最高管理責任者は学長をもって充て、統括管理責任者は事務局長をもって充てている。研究活動上の不正行為の防止、不正行為が発生した場合の適切な対応は、内部監査委員会を設置して行う。不正防止推進部署は、事務局総務課としている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学は、研究活動の資源の配分について「八洲学園大学 教員の個人研究費及び研究旅費に関する規程」で定めている。【資料 4-4-6】

個人研究費及び個人研究旅費は、教員から提出された「個人研究費及び個人研究旅費交付申請書」と前年度の「個別報告書」をもとに、総務委員会で審議され、学長が決定している。個人研究費及び個人研究旅費の適切かつ有効な活用のため、令和 5（2023）年 10

月に「個人研究費及び研究旅費に関する手引き」を作成した。【資料 4-4-7、4-4-8】

本学は、基準 2-2 の TA(Teaching Assistant)と同様に RA (Research Assistant) などの人的支援は行っていないが、令和 4 (2022) 年度からは、科研費に限らず外部研究費に関する情報を事務局総務課から専任教員にメールで提供している。

研究活動のための外部資金の獲得状況は表 4-4-1 の通りである。

【表 4-4-1】 外部資金の獲得状況 (過去 5 年間)

年度	科学研究費 (件)		その他の外部研究費の採用状況 (各 1 件)
	採用	分担者採用	
平成 30	0	1	全国幼児教育研究協会 放送大学教育振興会助成金 高橋信三放送文化基金
平成 31 (令和元)	0	1	全国幼児教育研究協会
令和 2	0	1	なし
令和 3	0	0	日本図書館情報学会研究助成
令和 4	0	1	放送大学教育振興会助成金 横浜学術教育振興財団助成金 日本地理学会助成金
令和 5	0	2	全国幼児教育研究協会 大林財団

※複数年度にまたがる採用は初年度のみ計上。

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

教育環境の整備と適切な運営・管理に関しては、横浜キャンパスに研究室を整備しているが、研究環境に関する教員満足調査の実施を検討していく。

研究倫理の確立と厳正な運用に関しては、関係法規・法令に基づいた諸規程のもと、引き続き厳正な運用をおこなっていく。

研究活動への資源の配分に関しては、研究活動のための外部資金を獲得するため、今後も教務委員会にて検討していく。

< 基準 4-4 のエビデンス集 (資料編) >

【資料 4-4-1】 八洲学園大学 研究倫理及び研究費の監査に関する規程

【資料 4-4-2】 八洲学園大学における研究活動行動規範

【資料 4-4-3】 八洲学園大学における研究活動の不正行為防止計画

【資料 4-4-4】 八洲学園大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

【資料 4-4-5】 八洲学園大学における競争的資金の間接経費の使用に関する方針

【資料 4-4-6】 八洲学園大学 教員の個人研究費及び研究旅費に関する規程

【資料 4-4-7】 令和 5 年度第 12 回教授会の審議事項「(3) 総務委員会より」

【資料 4-4-8】 個人研究費及び研究旅費に関する手引き

【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントの機能性については、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップが発揮されている。教学マネジメントは権限の分散や職員の役割等を含めて明確となっている。

教員の配置・職能開発等については、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等がされている。FD は、教育内容・方法等の改善の工夫を行っている。引き続き実施していく。

職員の研修については、職員の資質・能力向上への取組みを組織的に行っており、引き続き実施していく。

研究支援については、SD 研修会の実施など研究環境の整備と適切な運営と管理がされている。また、研究倫理に関しては諸規程等を整備して厳正に運用されている。研究活動への資源の配分に関しては、外部資金の採択がされている年度もあるが今後も継続的に獲得ができるよう応募の支援等の取組みを行っていく。

以上のことから、本学は基準 4 を満たしていると自己評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人八洲学園は、「学校法人八洲学園寄附行為」第 3 条にて、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と、経営の基本方針を定めている。

さらに「八洲学園組織規則及び事務分掌」、「学校法人八洲学園印章取扱規定」、「稟議規程」、「公益通報に関する規程」、「情報公開に関する規程」、「学校法人八洲学園個人情報保護に関する規定」、「学校法人八洲学園監事監査規定」、「学校法人八洲学園会計処理規定」を整備し、経営の規律と誠実性を維持している。各種情報は学園ホームページで公表し、運営の透明性を確保している。【資料 5-1-1～5-1-8】

本学園の設置校である八洲学園大学、八洲学園高等学校、八洲学園大学国際高等学校、八洲学園高等専修学校、福岡女子商業高等学校、ESA 音楽学院専門学校及び学園本部では、寄附行為やこれらの規程等を遵守し、適切な運営を行っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園は、関係法令及び寄附行為第 11 条の規定に基づき理事会を、また同第 16 条に基

づき理事会の諮問機関である評議員会を設置し、法人の使命・目的に即した継続的な議事運営を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、平成 16（2004）年度よりクールビズを実施している。また、横浜キャンパスの各階ロビーや附属図書館及び事務局には、快適性の向上や心理的な癒し効果のある絵画等を置いている。敷地内は全面禁煙とし、教職員等に対して健康への理解と協力を求めている。なお、令和 4（2022）年 4 月より、労働安全衛生法第 18 条にいう衛生委員会を毎月開いて本学教職員の健康安全喚起と実施に努めている。

人権については、「八洲学園大学 教員就業規程」第 12 条及び「八洲学園大学 職員就業規程」第 13 条にて、セクシャルハラスメントの禁止を定めている他、平成 29（2017）年度より「八洲学園大学 ハラスメント防止ガイドライン」を制定して大学ホームページで公表し、ハラスメントに関する苦情・相談窓口を周知している。令和 5（2023）年 3 月には「八洲学園大学 ハラスメント相談対応規程」を制定した。ハラスメント相談係は男女複数の教職員が担っている。【資料 5-1-9～5-1-12】

また、5-1-①で述べたように個人情報保護に関する規定を整備し、教育機関の教職員として責任のある行動を促している。その他に「公益通報に関する規程」も整備している。

安全への配慮については、「事務局危機対応マニュアル」を策定している。直近の消防訓練は令和 5（2023）年 12 月及び令和 6（2024）年 3 月に実施した。通信制のため学生は訓練に参加していないが、横浜キャンパス内のグループ校の教職員なども参加している。また、令和元（2019）年より、毎年、原則として防災の日である 9 月 1 日に専任教員とパート勤務を含む常勤職員を対象に安否確認のメール報告訓練を実施している。安否確認のメールは、大学所在地または各教職員の自宅住所で震度 4 以上の地震を観測すると自動配信され、教職員はメールに記載の URL から回答する。また、令和 3（2021）年度には「八洲学園大学 危機管理規程」及び「八洲学園大学 危機管理マニュアル」を作成した。また基準 2-5 でも述べた通り、施設・設備の安全管理やメンテナンスに関しては、令和 5（2023）年度から総務委員会を中心に BCP（事業継続計画）の作成を進めている。【資料 5-1-13～5-1-16】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学園は、教育の質を確保し、社会的要請に対応すべく、関係法規・法令に基づいた諸規程のもと、経営の規律と誠実性を維持した運営を継続するため、実情に合わせながら危機管理マニュアルの見直しや、BCP（事業継続計画）を作成して、危機管理体制を整備していく。

< 基準 5-1 のエビデンス集（資料編） >

【資料 5-1-1】 八洲学園組織規則及び事務分掌

【資料 5-1-2】 学校法人八洲学園印章取扱規定

【資料 5-1-3】 稟議規程

- 【資料 5-1-4】 公益通報に関する規程
- 【資料 5-1-5】 情報公開に関する規程
- 【資料 5-1-6】 学校法人八洲学園個人情報保護に関する規定
- 【資料 5-1-7】 学校法人八洲学園監事監査規定
- 【資料 5-1-8】 学校法人八洲学園会計処理規定
- 【資料 5-1-9】 八洲学園大学 教員就業規程 第 12 条
- 【資料 5-1-10】 八洲学園大学 職員就業規程 第 13 条
- 【資料 5-1-11】 ハラスメント防止ガイドライン（大学ホームページより）
- 【資料 5-1-12】 八洲学園大学 ハラスメント相談対応規程
- 【資料 5-1-13】 事務局危機対応マニュアル
- 【資料 5-1-14】 八洲学園大学 危機管理規程
- 【資料 5-1-15】 安否確認のメール例
- 【資料 5-1-16】 八洲学園大学 危機管理マニュアル

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園は、機動的・戦略的意思決定のため、最高意思決定機関として理事会を置き、その諮問機関として評議員会を置いている。

令和 6（2024）年 5 月 1 日現在、理事会は理事 5 人と監事 2 人の計 7 人の役員から、また評議員会は、評議員 12 人から構成されている。理事の選任は寄附行為第 6 条、また評議員の選任は同第 20 条に則り行っている。

理事会では、本学園及び設置校の管理運営に関する基本方針、理事・監事・評議員及び理事長の選任、予算並びに重要な資産の処分に関すること、決算、事業計画及び事業報告、寄附行為や諸規程の改廃等、重要事項を審議している。理事を 5 人と少人数にしていること、法人を代表する理事を理事長のみとすることで、戦略的かつ迅速な意思決定を可能にしている。【資料 5-2-1、5-2-2】

そして、寄附行為第 18 条にて、あらかじめ評議員会の意見を聞くべき諮問事項を定めており、評議員会は理事会の諮問機関として適切に機能している。【資料 5-2-3】

令和 5（2023）年度までの理事の出席状況は新型コロナウイルス感染拡大の影響によるオンライン参加も含め良好であり、理事会は本学園の最終意思決定機関として適切に機能している。

なお、理事会を欠席する場合は寄附行為第 11 条 7 項の定めにより、あらかじめ意思表示を行うことにより決議に加わっている。【資料 5-2-4】

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学園は引き続き、関係法令及び寄附行為を遵守し、使命・目的の達成に向けて、最高意思決定機関である理事会が円滑に戦略をたて、適切な運営を行っていく。また、令和 7（2025）年の改正私立学校法の施行に向けて寄附行為を変更し、適宜、外部理事から多様な意見を取り入れながら改革を継続していく。

< 基準 5-2 のエビデンス集（資料編） >

【資料 5-2-1】 理事会議事録（過去 5 年間）

【資料 5-2-2】 理事の出席状況（過去 5 年間）

【資料 5-2-3】 評議員会議事録（過去 5 年間）

【資料 5-2-4】 招集通知並びに出欠票、意思表示用紙

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学園では、法人と大学間の協調と効率的な運営のために、学長、事務局長及びその他の教職員が、日頃からメール及び「八洲学園ポータル」の掲示版を活用し情報共有を行なっている。その他、適宜対面やオンラインでの打合せを実施している。そして、学長は、評議員会に参加しており、必要に応じて事務局長以下教職員に情報を共有している。また、教授会には学長を含めた全専任教職員が参加している。こうした仕組みにより、管理部門と教学部門のコミュニケーションが図られ、法人及び大学の意思決定が円滑に行われている。【資料 5-3-1】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園の監事については、寄附行為第 5 条にて定数を 2 人以上 3 人以内と定め、また同第 7 条にて「この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む）又は、評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任する」と選任方法を定め、適切に選考している。

監事は、理事会及び評議員会に毎回出席し、公認会計士による監査（年 1 回）に同席して意見交換を行なっている。また、毎月の教授会の議題と資料は監事にも共有しており、教学面の確認体制を整備している。なお、過去 5 年間の監事の理事会への出席状況は資料のとおりである。【資料 5-3-2】

一方、本学園の評議員については、寄附行為第 16 条にて定数を 11 人以上 15 人以内と定め、同第 20 条にて選任方法を第 1 号から第 5 号まで定め、適切に選考している。令和

6（2024）年5月1日現在の評議員数は、第1号4人、第2号1人、第3号1人、第4号3人、第5号3人の合計12人である。また、同第21条にて任期を4年と定めている。評議員会の役割は、同第19条にて「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる」と定められている。なお、過去5年間の評議員の評議員会への出席状況は資料のとおりである。【資料5-3-3】

本学園の全教職員は、理事長へメール等により臨時提案や相談をおこなうことができる。理事長は、教職員の提案等をくみ上げ、リーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営を行っている。

（3）5-3の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、理事会を中心とした管理部門と、教授会を中心とした教学部門が情報共有して、教授会の下部組織である委員会等の機能をさらに活性化し、合理的な計画立案や問題解決を行っていく。ガバナンス機能については、監事による監査を引き続き実施することでさらに強化していく。

<基準5-3のエビデンス集（資料編）>

【資料5-3-1】「八洲学園ポータル」掲示板

【資料5-3-2】監事の出席状況（過去5年間）

【資料5-3-3】評議員の出席状況（過去5年間）

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

（2）5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では、各校が中長期的な財務計画を含む年次事業計画を立案している。各校の年次事業計画は、評議員会の諮問を受け、理事会の審議のもと策定されることで本学園を総括する計画としている。【資料5-4-1～5-4-3】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園の財務状況は、貸借対照表関係比率において、財務基盤の指標となる純資産構成比率が過去5年間の平均で97.2%と、日本私立学校振興・共済事業団発行「令和5年度版今日の私学財政」の全国平均89.6%と比較して問題ない水準といえる。

また、収支のバランスは、令和5（2023）年度の教育活動収支差額比率が17.9%、経常収支差額比率が18.8%とプラスであることから、安定して推移している。日本私立学校振

興・共済事業団の経営判断指標に基づく経営状態は 14 区分のうち 1 番目の A1 と判定でき、安定した財務基盤の確立と収支のバランスが確保されている。

本学の財務状況も、当年度収支差額が平成 25（2013）年度から収入超過に転じた。【資料 5-4-4、5-4-5】

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

入学者定員比率及び在籍者定員比率の向上、及び令和 6（2024）年度からの学費改定による学納金の増収のほか、私立大学等経常費補助金の特別補助の増収に積極的に取り組む。また、引き続き教育研究経費の充実と管理経費の削減を実施して、安定した経営基盤を維持する。

< 基準 5-4 のエビデンス集（資料編） >

【資料 5-4-1】 学校法人八洲学園中期計画（学園ホームページより）

【資料 5-4-2】 令和 6 年度八洲学園大学事業計画書

【資料 5-4-3】 令和 5 年度学校法人八洲学園事業報告書

【資料 5-4-4】 決算時の計算書類及び監査報告書（過去 5 年分）

【資料 5-4-5】 令和 6 年度当初予算書類

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、学校法人会計基準及び会計処理規定に則って適正に実施し、必要に応じて補正予算を編成している。【資料 5-5-1】

また、会計担当者は、能力向上のため、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団等の研修会に参加している。そして、不明な点は公認会計士の指導・助言を受けている。

【資料 5-5-2】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の会計監査は、監事による監査及び公認会計士による外部会計監査によって厳正に実施されている。また、監事 2 人は、理事会及び評議員会に出席し、経営についての意見を述べている。【資料 5-5-3】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

公認会計士の監査報告書でも明らかなように、監査は適切に行われている。本学園の計

算書類、財産目録は学校法人の財務状況及び経営状況を正しく示している。本学園の会計処理及びその体制も整備されており、厳正に実施されているが、今後もさらなる体制強化を目指す。

<基準 5-5 のエビデンス集（資料編）>

【資料 5-5-1】 学校法人八洲学園会計処理規定

【資料 5-5-2】 令和 5（2023）年度学校法人実態調査「監事の職務執行状況」

【資料 5-5-3】 監事監査報告書（過去 5 年間）

【基準 5 の自己評価】

経営の規律と誠実性については、本学園は使命・目的の実現のため継続的な努力をしており、関連する法令を遵守し、環境保全、人権、安全への配慮、教育情報・財務情報の公表に取り組んでいる。

理事会の機能については、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、その機能を発揮している。

管理運営の円滑化と相互チェックについては、法人及び大学の管理運営機関並びに各部門のコミュニケーションによる意思決定が円滑に行われており、相互チェックによるガバナンスの機能を発揮している。

財務基盤と収支については、本学園は借入金がなく安定した財務状況であるが、一層の改善を図っていく。

会計については、関連する法令を遵守し、会計処理が適切にできる体制を整備している。

以上のことから、本学は基準 5 を満たしていると自己評価できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、学則第 2 条で、「教育研究の活動状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の維持向上を図る」ことを定めている。そして、「八洲学園大学 自己点検・評価に関する規程」の第 2 条で、主として総務委員会が自己点検・評価を行い、内部質保証に関しては委員会ごとに取り組むと規定している。【資料 6-1-1、6-1-2】

本学は規定教員数 17 人という小規模校であるので、大学を運営する委員会活動は総務委員会と教務委員会の 2 つの委員会に集約し、事務局がそれを支えるという体制をとって

いる。

総務委員会は「八洲学園大学 委員会規程」第 2 条で、審議事項に「自己点検・評価」「IR」の事項を掲げ、教務委員会は第 3 条で、審議事項に「IR」の事項を掲げている。委員会は同規程第 4 条に基づき、学長が指名する専任教員を委員とし、事務局から専任職員が参加し、毎月 1 回開催している恒常的な組織である。学長も毎回オブザーバーとして陪席していて、本学の運営にかかわる業務を執行すると共に、自己点検・評価にかかわる審議も、適宜、自主的・自律的に実施している。【資料 6-1-3】

その手がかりが各種アンケートで、総務委員会は「自己点検評価アンケート」、教務委員会は「教務アンケート」、事務局は「科目評価アンケート」、「学生アンケート」（または「学生支援センターアンケート」）、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development) 研修会実施後にはその成果を問うアンケートを実施して、各委員会及び事務局の取組みが適切であるか点検評価している。この大学運営を改善に導く一連の行動の循環を「PDCA サイクル 1」とし、これに呼応した各教職員が自らを改善に導く活動の循環を「PDCA サイクル 2」として、大学運営の改善が、各個人活動の改善に反映されるようにしている。

以上が、これまでの積み重ねの上に立った自己点検・評価のための組織であるが、内部質保証をさらに推進するため、令和 5 (2023) 年 6 月の総務委員会と教務委員会の合同委員会で、「八洲学園大学 内部質保証に関する基本方針」を定めた。【資料 6-1-4、6-1-5】

これには、各委員会や事務局毎の質保証を、当該組織の長の責任のもとに連携・協力して全学的な観点に立って行うこと、それを推進するために、学長を統括責任者とする「内部質保証推進部会」を設置すること、そして、実行したことの把握・分析を行い、それを踏まえて点検評価を実施することを定めている。

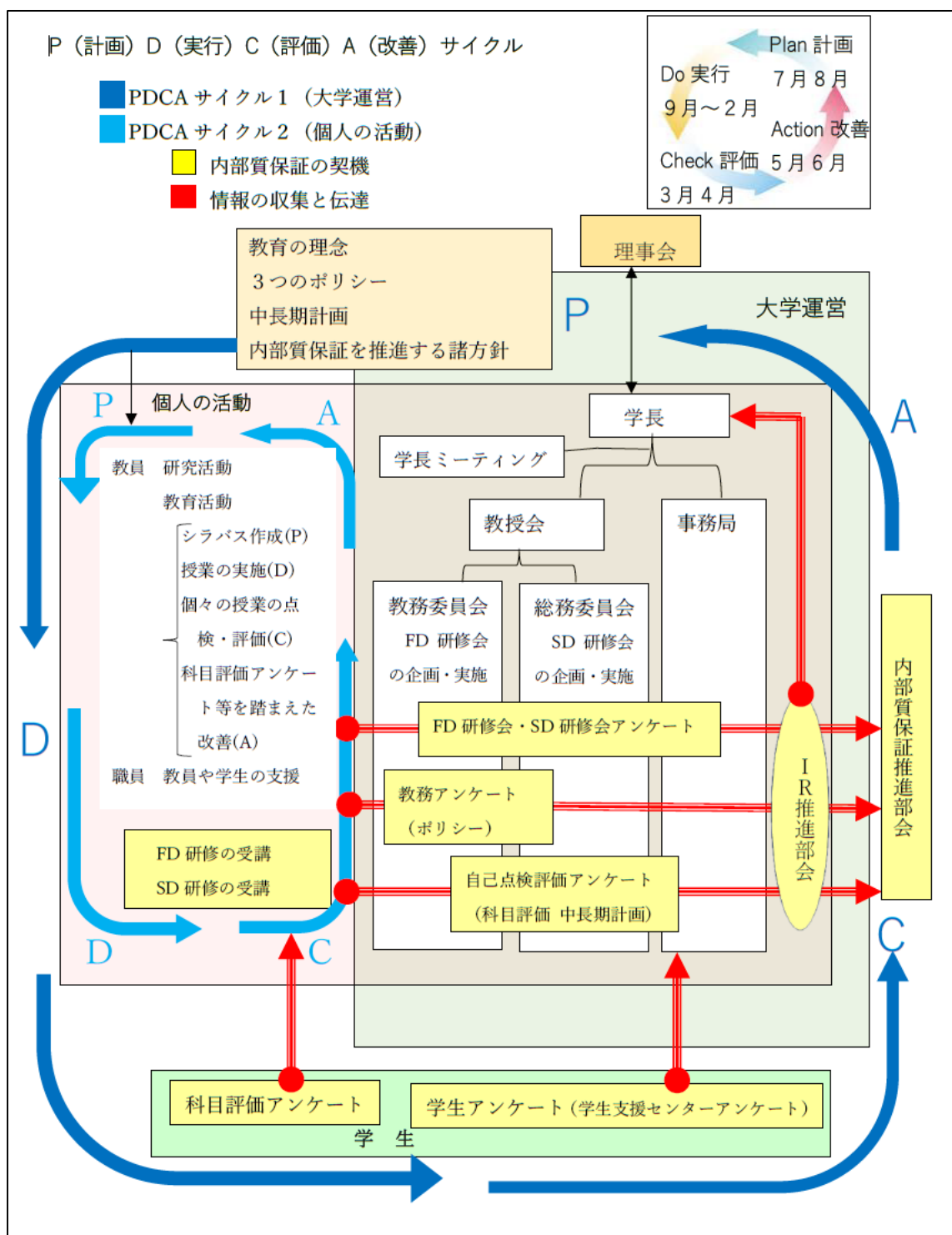
その実施に向けて、「八洲学園大学 内部質保証推進規程」を定めて取り組む事項を選定し、それぞれの事項についての方針を以下のように定めた。【資料 6-1-6】

「八洲学園大学 教育研究上の目的に基づく三つのポリシーの策定・実施に関する方針」
「八洲学園大学 中長期計画推進に関する方針」「八洲学園大学 学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」「八洲学園大学 大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」「八洲学園大学 学生支援に関する方針」「八洲学園大学 教育研究等における環境・条件の整備に関する方針」「八洲学園大学 社会連携及び社会貢献に関する方針」
「八洲学園大学 国際化に関する方針」「八洲学園大学 研究の推進に関する方針」「八洲学園大学 大学運営に関する方針」「八洲学園大学 目指す職員像および大学職員育成ビジョン」。【資料 6-1-7～6-1-17】

そして、それらの実行を推進する「内部質保証推進部会」を、「八洲学園大学 内部質保証推進部会規程」を定めて設置し、実施要領として「八洲学園大学 内部質保証実施要領」を定めて実行するようにした。これらの内部質保証についての姿勢は大学ホームページで公表している。【資料 6-1-18～6-1-20】

このようにして、学長の責任の下に恒常的な改善・改革を進めるという組織体制及び責任体制を定めている。その内部質保証推進体制の概要は図 6-1-1 の通りである。

【図 6-1-1】 八洲学園大学内部質保証推進体制の図



(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

内部質保証を進めるための諸方針や体制を整備した。今後は、PDCA サイクルを回す中で、大学全体の取組みとしてだけでなく各教職員が自身の活動を振り返り、改善に繋がられるような仕組みや支援体制を整えたい。

<基準 6-1 のエビデンス集（資料編）>

【資料 6-1-1】 八洲学園大学 学則 第 2 条

【資料 6-1-2】 八洲学園大学 自己点検・評価に関する規程 第 2 条

【資料 6-1-3】 八洲学園大学 委員会規程

【資料 6-1-4】 令和 5 年度第 1 回総務教務合同委員会議事録

【資料 6-1-5】 八洲学園大学 内部質保証に関する基本方針

【資料 6-1-6】 八洲学園大学 内部質保証推進規程 第 3 条

【資料 6-1-7】 八洲学園大学 教育研究上の目的に基づく三つのポリシーの策定・実施に関する方針

【資料 6-1-8】 八洲学園大学 中長期計画推進に関する方針

【資料 6-1-9】 八洲学園大学 学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）

【資料 6-1-10】 八洲学園大学 大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針

【資料 6-1-11】 八洲学園大学 学生支援に関する方針

【資料 6-1-12】 八洲学園大学 教育研究等における環境・条件の整備に関する方針

【資料 6-1-13】 八洲学園大学 社会連携及び社会貢献に関する方針

【資料 6-1-14】 八洲学園大学 国際化に関する方針

【資料 6-1-15】 八洲学園大学 研究の推進に関する方針

【資料 6-1-16】 八洲学園大学 大学運営に関する方針

【資料 6-1-17】 八洲学園大学 目指す職員像および大学職員育成ビジョン

【資料 6-1-18】 八洲学園大学 内部質保証推進部会規程

【資料 6-1-19】 八洲学園大学 内部質保証実施要領

【資料 6-1-20】 内部質保証（大学ホームページより）

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、開学した平成 16（2004）年度に自己点検・評価委員会を組織し、学長統括のもと同委員会で平成 24（2012）年度まで、毎年『自己点検・評価書』を作成し、HP 上で公表して来た。その間、平成 22（2010）年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審して、同機関が定める大学評価基準を満たしているという認定を受けた。【資料 6-2-1】

また、本学は開学時には家庭教育課程と人間開発教育課程の両課程で構成されていたが、平成 22（2010）年度から生涯学習学部生涯学習学科の 1 学部 1 学科に改組した。それに伴い、委員会は総務委員会と教務委員会の 2 つの委員会となり、自己点検・評価は、必要

に応じて総務委員会と教務委員会の合同委員会も行いながら、自己点検・評価を業務として担う総務委員会を主として実施した。【資料 6-2-2】

そして、平成 23 (2011) 年度、平成 24 (2012) 年度と『自己点検評価書』を作成して自主公表し、平成 29 (2017) 年度には、前回と同じく公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審、同機関が定める大学評価基準を満たしているという認定を受けた。【資料 6-2-3】

その際に指摘された事項を真摯に受け止め、改善を行った。この改善報告書も公表している。その後も、総務委員会を中心に教務委員会と連携をとりながら継続的な改善・改革に取り組み、平成 30 (2018) 年度、令和 3 (2021) 年度と、改善のようすを『自己点検評価書』にまとめて自主公表したが、令和 5 (2023) 年度には、内部質保証の仕組みをさらに整えるために、それまでの制度に加えて、学長を統括責任者とする「内部質保証推進部会」を設置して点検・評価を行い、『自己点検評価書』を作成した。【資料 6-2-4、6-2-5】

このように、本学では開学した平成 16 (2004) 年以降、継続的かつ周期的に自己点検・評価を行い、外部評価も定期的を受審して来た。『自己点検評価書』の作成は、作成段階から教授会で教職員にも周知して学長の統括のもとに進められて来た。完成した『自己点検評価書』は大学ホームページで社会に対して広く公表している。【資料 6-2-6】

また、各教員の教育活動・研究活動については、大学ホームページの「教員紹介」のページに、毎年、各教員が学生へのメッセージとともに、教員本人の昨年度の研究テーマと、その取り組みを記した「個別報告書」を載せている。このことは各教員の教育活度の姿勢を対外的に明らかにするものとなり、研究活動の質的向上に役立ち、活動状況や自己評価の公表は、社会への説明責任を果たすことにも繋がっている。【資料 6-2-7】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、事務局主導で、毎年度、学期毎の入学者数、学生数、卒業者数、退学・休学者数、就職者数、進学者数、教員数など、本学運営の基礎となる各種データを収集・整理して、教授会で報告するとともに、大学ホームページで公開している。【資料 6-2-8】

これらの本学の情報を基礎として、さらに教育活動の充実発展に必要な情報の収集と整理、分析を行うことを目的として、令和 4 (2022) 年に委員会規程を改訂し、総務委員会と教務委員会に IR 担当者を配置するようにし、両委員会の担当者を構成員とする「IR 推進部会」を発足させた。【資料 6-2-9】

同部会は、事務局の協力のもと、大学ホームページに「IR 情報」のコーナーを設置して、令和 3 (2021) 年度から令和 5 (2023) 年度にかけての、本学の基本情報となる、「出願状況・学生のあらまし」「学生数（入学、編入学、収容定員）」「成績分布の状況」「卒業・修了者数、進学者数及び就職者数」を公表している。また、学生の学修意欲向上につながる情報として、令和 4 (2022) 年度に実施した「学生アンケート」に記入された「学生の学習時間や学習習慣」「学修の満足度」「単位の修得状況」等や、令和 4 (2022) 年度・令和 5 (2023) 年度に実施した「科目評価アンケート」に記入された各授業に対する学生の自由記述なども公表している。【資料 6-2-10】

これらの、情報の集計・分析については「IR 推進部会」で審議し、学長へ報告するとともに、総務委員会や教務委員会でも報告され、教職員全体にも周知して情報共有を行っ

た。【資料 6-2-11】

このように、本学では本学の教育活動の発展に必要となる種々のデータの収集、その分析によって、現状把握とエビデンスに基づく客観的な自己点検・評価を行っている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の周期的な実施や各種データを収集・分析する部署を整備してきた。今後も、本学の自己点検・評価がエビデンスに基づいて適切に行われるように、本学運営の基礎となるデータの収集に心がける。さらに、社会に根差した教育機関となれるように、社会のニーズに関するデータを広く収集・分析して、本学の可能性を広げていく。

本学は通信制の大学であり、教育の特性として、社会人へ学びの提供を行うという使命がある。それを果たすために、すでに本学に学んでいる学生のデータをくわしく収集・分析して、本学の発展や社会に貢献する道を探りたい。また、現在行っている各種アンケートを定点観測として続け、中長期計画実施の過程を可視化していく。

このように、本学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を継続的かつ周期的に行って報告書を作成・公表することにより、教育・研究を着実に改善・向上させていく。

< 基準 6-2 のエビデンス集（資料編） >

【資料 6-2-1】平成 22 年度大学機関別認証評価 評価報告書

【資料 6-2-2】合同委員会の議事録

【資料 6-2-3】平成 29 年度大学機関別認証評価 評価報告書

【資料 6-2-4】平成 29 年度認証評価結果に対する改善報告書

【資料 6-2-5】令和 5 年度 10 回・第 11 回・第 12 回、令和 6 年度第 1 回・第 2 回教授会議事録

【資料 6-2-6】『自己点検評価書』の一覧表（大学ホームページより）

【資料 6-2-7】教員紹介（大学ホームページより）

【資料 6-2-8】情報公開（大学ホームページより）

【資料 6-2-9】八洲学園大学 委員会規程

【資料 6-2-10】IR 情報（大学ホームページより）

【資料 6-2-11】令和 5（2023）年度八洲学園大学 IR 推進部会年次活動報告書

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み

の確立とその機能性

本学では、令和 5（2023）年 3 月に開かれた理事会で、これまでの教育活動や自己点検・評価、認証評価等の結果を踏まえて、以後 10 年にわたる「八洲学園大学第 3 期中長期計画」が承認された。その後、同計画は大学ホームページで、学長の方針を添えて社会に公表された。【資料 6-3-1、6-3-2】

学長は、この中長期計画を実施するために毎月教授会を開催して、総務委員会と教務委員会の意見を聞き、さらに学長ミーティングで、総務委員長、教務委員長と協議して目標達成のための方策を検討している。

さらに、内部質保証を推進するために、学長を統括責任者とする「第 1 回内部質保証部会」（令和 5（2023）年 7 月実施）が開かれ、出席した各部局（総務委員会・教務委員会・事務局）の責任者は、前回作成の『自己点検評価書』に記された「改善・向上方策（将来計画）」の中から担当する事案を決定して持ち帰り、改善への取組みを実施した。そして、「第 2 回内部質保証部会」（令和 6（2024）年 4 月実施）では、各部局が持ち帰った事案についての取組みの報告と、大局的な課題となるところが出し合わせ、各部局の責任者はそれらを持ち帰って改善の資料とした。【資料 6-3-3～6-3-5】

学長は、以上のような内部質保証の活動を総括して、中長期計画の履行状況を理事会に報告している。この一連の活動によって PDCA サイクルは確立しているといえる。【資料 6-3-6】

認証評価を踏まえた改善・向上方策としては、平成 29（2017）年度に実施された日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価において指摘された 3 点の「改善を要する点」に取り組んだ。1 点目の学生の収容定員充足率の改善を図ることについては、学校図書館専門職養成プログラムの開設などのカリキュラムの見直しや、学生募集ではスマートフォン用サイトの内容を充実させて若年者向けの広報を強化したことで正科生が増加し、表 6-3-1 に示すように収容定員比率を増やすことができた。平成 29（2017）年度認証評価時の正科生 1,418 人（収容定員比率 35.4%）から、令和 5（2023）年度は正科生 2,423 人（収容定員比率 60.6%）に改善している。【資料 6-3-7】

【表 6-3-1】正科生の定員充足率等の推移

年度	入学定員 (人)	入学者数 (人)	入学定員比率 (%)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)	収容定員比率 (%)
平成 29	1,200	389	32.4	4,000	1,418	35.4
平成 30	1,200	430	35.8	4,000	1,573	39.3
平成 31 (令和元)	1,200	442	36.8	4,000	1,790	44.7
令和 2	1,200	624	52.0	4,000	1,890	47.2
令和 3	1,200	773	64.4	4,000	2,224	55.6
令和 4	1,200	631	52.5	4,000	2,282	57.1
令和 5	1,200	667	55.6	4,000	2,423	60.6

2 点目の「八洲学園大学 教授会規程」に、学長が決定を行うに当たり教授会として意見を述べる事項に「課程の修了」及び「学位の授与」が明記されていなかったことについては明記し、3 点目の評議員の選任手続きが「学校法人八洲学園寄附行為」の定め通りに

行われていなかったことについては、寄附行為の定めのとおりに行った。以上、外部評価において指摘された改善を要する点については、改善を行っている。【資料 6-3-8、6-3-9】

また、教務委員会では内部質保証を推進するため、三つのポリシーの根幹となるディプロマ・ポリシーがカリキュラム・ポリシーに連動しているか、点検・評価をしている。各教員はディプロマ・ポリシーを満たすカリキュラム・ポリシーをもとに科目開設を申請し、教務委員会で審議・許可を受けることで科目の開設ができる。すでに開設されている科目も開設から数年が経過するうちに科目の目標や内容がディプロマ・ポリシーのもとに存在しているという関心が希薄になることを防ぐために、教務委員会では各教員に対して科目とディプロマ・ポリシーとのかかわりに関するアンケートを実施し、開設している科目がディプロマ・ポリシーを満たしていることの確認を行っている。【資料 6-3-10】

各教員は開設科目の到達目標をシラバスに明示しており、授業を受けた学生が授業後に記入する「科目評価アンケート」で、「この科目の到達目標を達成できたと思うか」という項目を設け、その回答を教員に知らせることで、各教員がカリキュラム・ポリシーの実施状況を自分で把握できるようにしている。総務委員会ではそのことが無益に流されないようにするために、各教員に対して「自己点検評価アンケート」を実施して、学生の意見が教育改善に役立ったかどうかを調べて結果を公表し、他の教員と共に教育改善に励むための土壌を育成している。本アンケートの結果を受け、各教員に対して「自己点検評価アンケート」を令和6（2024）年6月に実施し、その結果を7月に公表する。【資料 6-3-11】

さらに、教務委員会では、学生がディプロマ・ポリシーをどれだけ達成しているか、教育課程が有効に機能しているかを確認するために、令和5（2023）年度に、「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」を定めた。その要点は、各学生に対して、入学時にアドミッション・ポリシーとの関連の意識調査を行い、在学中にカリキュラム・ポリシーとの関連の意識調査を継続し、卒業時にディプロマ・ポリシーとの関連から学修成果についての意識調査を行うもので、大学生活を通して、三つのポリシーとの関連から学修成果の達成状況を検証し、教育活動の改善・向上を目指すものである。今後、教務委員会が中心となって、アセスメント・ポリシーに基づく教育内容の点検・評価を進めていく。【資料 6-3-12】

本学の履修形態に「テキスト履修」がある。学生は指示されたテキストをもとに学修を続けて第1回課題についてレポートを提出し、教員の添削を受けて合格すると第2回課題に進み、合格すると科目修得試験に進む。総務委員会が実施したハラスメントアンケートでは、この添削で、学生との間に添削コメントや評価の受け止め方に行き違いが生じることがあり、ハラスメントと受け取られるのを恐れるあまり、評価の仕方に苦慮しているという教員の悩みが提示され、大学としての対応を求められた。【資料 6-3-13】

総務委員会では、内部質保証の観点からこのことをとりあげ、レポートの作成を課題発見問題解決学習として取組むことで解決できるとの見通しを立てた。学生が自分の課題を発見して問題として立て、その解決のために学修を深めることで、教員との対立軸はなくなり、しかも学修の質が深まっていく。このことを実例をあげて「八洲学園大学教員情報ページ」で教員に共有した。中長期計画の中の行動目標に「教職員の提案などを各委員会、教授会等がくみ上げ、教職員の意思疎通と連携を適切に行い運営をしている」と掲げているが、それに基づいた取り組みである。【資料 6-3-14、6-3-15】

FD 研修会は、SD・FD 合同企画として、「テキスト履修科目における学修指導の工夫：教育の質保証にむけて」というテーマで令和 6（2024）年 3 月 9 日に実施し、実践報告と意見交換を行った。【資料 6-3-16、6-3-17】

SD 研修会は、新採用の方を迎え、「学生の主体性を促すために」というテーマで令和 6（2024）年 4 月 4 日に実施し、これまでに得たスキルを紹介し合った。【資料 6-3-18、6-3-19】

中長期計画で掲げた行動目標については、評価を実施している。【資料 6-3-20】

以上のとおり、本学では中長期計画に基づいた学長のリーダーシップによる PDCA サイクルの仕組みを確立しており、さらに「教務アンケート」、「科目評価アンケート」、「学生アンケート」（「学生支援センターアンケート」）、「自己点検評価アンケート」、FD 研修会、SD 研修会等の点検・評価・改善の取り組みを実施することによって、内部質保証の仕組みを整えている。

（3）6-3 の改善・向上方策（将来計画）

中長期計画の達成のため、本学の運営を支える総務委員会・教務委員会・事務局の 3 つの部局が「内部質保証推進部会」で協力し、PDCA サイクルの仕組みを継続的に実施していく。

総務委員会は、今回の認証評価の結果の振り返りを行い、改善・向上方策の検討と実施状況の確認を行う。

教務委員会は、三つのポリシーに基づいた点検・評価や「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」に基づいた教育内容の改善・向上を継続的に行っていく。

事務局は、教務委員会の実施する点検・評価、教育内容の改善にかかわる各種データの収集と整理を支えて、本学の質の向上に務めていく。

< 基準 6-3 のエビデンス集（資料編） >

【資料 6-3-1】 令和 5 年度第 3 回理事会議事録

【資料 6-3-2】 八洲学園大学第 3 期中長期計画

【資料 6-3-3】 第 1 回内部質保証部会（令和 5（2023）年 7 月実施）議事録

【資料 6-3-4】 第 2 回内部質保証部会（令和 6（2024）年 4 月実施）議事録

【資料 6-3-5】 令和 5 年度「内部質保証推進部会」の点検・評価（令和 6 年第 2 回教授会資料）

【資料 6-3-6】 令和 6 年度第 1 回理事会議事録

【資料 6-3-7】 平成 29 年度認証評価結果に対する改善報告書（基準項目 2-1 について）

【資料 6-3-8】 平成 29 年度認証評価結果に対する改善報告書（基準項目 3-3 について）

【資料 6-3-9】 平成 29 年度認証評価結果に対する改善報告書（基準項目 3-4 について）

【資料 6-3-10】 ディプロマ・ポリシーと科目の関連性に関するアンケート結果について

【資料 6-3-11】 令和 5（2023）年度秋期科目評価アンケート結果

【資料 6-3-12】 八洲学園大学 学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）

【資料 6-3-13】 「テキスト科目の添削や質問機能を通しての指導におけるハラスメントに関するアンケート」の結果公表について（教員情報ページより）

【資料 6-3-14】テキスト履修 教育の理念に基づく「課題発見・解決学習」（教員情報ページより）

【資料 6-3-15】八洲学園大学第 3 期中長期計画

【資料 6-3-16】令和 5（2023）年度 SD・FD 研修発表スライド（教員情報ページより）

【資料 6-3-17】令和 5 年度 FD 活動報告

【資料 6-3-18】「令和 6 年度 SD 研修会を開催しました」（教員情報ページより）

【資料 6-3-19】SD 研修会「新採用の方を迎えて」の実施報告（令和 6 年度第 2 回教授会資料）

【資料 6-3-20】中長期計画行動項目の評価表

【基準 6 の自己評価】

本学は、令和 5（2023）年度に「八洲学園大学 内部質保証に関する基本方針」を定めた。また、内部質保証のための自己点検・評価を推進するための「内部質保証推進部会」を、「八洲学園大学 内部質保証推進部会規程」を定めて設置し、実施要領として「八洲学園大学 内部質保証実施要領」を定めて実行するようにしている。

内部質保証の統括責任者は学長であり、「第 1 回内部質保証部会」に出席した各部局の責任者は、前回作成した『自己点検評価書』に記された「改善・向上方策（将来計画）」から改善に取り組むものを決定して、各自の部局に持ち帰り、さらに、「第 2 回内部質保証部会」で取り組んだ成果を持ち寄って確認し合い、そのことを各部局の改善の資料としている。

このように各部局が協力して内部質保証を進めることで、改善に必要なデータの収集・分析をして、中長期計画に定めた計画を着実に実施できる環境を整備している。

本学では、前回作成した『自己点検評価書』のフィードバックと活用により、またディプロマ・ポリシーにかかわるアンケート、「科目評価アンケート」、「学生支援アンケート」、「自己点検評価アンケート」、FD 研修会、SD 研修会等を周期的に行うことで、適切な内部質保証を行っている。

以上のことから、本学は基準 6 を満たしていると自己評価できる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 「人間性豊かな e ラーニング」による生涯学習社会の実現

A-1. 教員・学生間の人間的交流

A-1-① 双方向の e ラーニング（SOBA LMS 配信システム）の実践

A-1-② e ラーニング・システムの仕様改善

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 双方向のeラーニング（SOBA LMS 配信システム）の実践

本学は、教育の理念の中で「人間性豊かなeラーニング」の推進を掲げており、ここで人間性の豊かさは、教員・学生間の双方向の交流により生み出されるものである。この交流及び学生の学修を主に支えるのは、eラーニング・システム「SOBA マナベル」である。そこで、ここでは「SOBA マナベル」によって現在実現できている、学生の学修環境及び教員・学生間の双方向の交流の状況を述べる。「SOBA マナベル」の概要は、既に基準2-2「学修支援」と、基準3-2「教育課程及び教授方法」に記述しているが、ここでは学生から見える学修環境及び交流の双方向性に着目する。

1) ログイン

学生は、図A-1-1のようなログイン画面からIDとパスワードを入力してログインする。

【図 A-1-1】「SOBA マナベル」ログイン画面



ログイン直後の画面は「マイページ」といい、上部には、図 A-1-2 のように「メニュー」が帯となって現れる。

【図 A-1-2】「SOBA マナベル」ログイン直後の画面の上部



メニューには以下の①～⑦の入り口がある。

- ①履修・・・履修科目、履修登録、成績
- ②申請・・・異動・卒業、証明書、申請履歴
- ③図書館・・・本を探す、貸出/予約状況
- ④学費・・・課金、デポジット

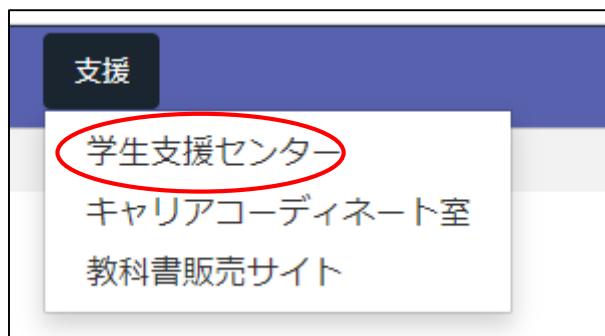
- ⑤支援・・・学生支援センター、キャリアコーディネート室、教科書販売サイト
- ⑥教室・・・本日のライブ授業、オンデマンド授業
- ⑦自分のニックネーム・・・プロフィール、ログアウト

また、メニューの帯の下には、大学からのお知らせ、本日の授業の案内、本日の説明会の案内、レポート一覧、テスト一覧、各科目担当教員とのメッセージ交流窓口、各科目の教員への質問窓口・回答窓口、が配置されていて、日々の大学生活を一覧できるようにしている。

2) 学生支援センター

「学生支援センターページ」には、メニューの「支援」をクリックして現れた図 A-1-3 の「学生支援センター」から入る。

【図 A-1-3】 学生支援センターの表示




「学生支援センター」に入ると、図 A-1-4 のように、学生生活全般に関する情報の入手先が示されている。

「知りたい情報をクリックしてください。」から学生は、学修準備、学修方法、サポート体制、事務手続き等に関する情報を入手することができ、学生は自ら、多くのことを調べることができる。また、その下の「各期のご案内」は、「基本資料」「学事予定・時間割」「資格別時間割・教科書案内」「その他」という 4 つの項目があり、以下のような資料や時間割などを随時ダウンロードできる。


- ・履修登録シミュレーション・・・当該期の開講科目一覧とシラバス
- ・学修のてびき・・・「SOBA マナベル」の操作方法などをまとめた資料
- ・レポートって何ですか?・・・はじめてレポートを書く学生向けの資料
- ・レポートの書き方ハンドブック・・・引用文献の書き方などレポート作成の基本的な内容をまとめた資料


【図 A-1-4】「学生支援センター」画面例


学生支援センター


 [情報ページTOPへ戻る](#)


知りたい情報をクリックしてください。



学修の進め方



テキスト履修



スクーリング履修



サポート体制


学費関連




























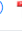

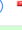










各種規程


証明書


身上異動


その他

各期のご案内

2024年度春期のお知らせ	2023年度秋期のお知らせ
基本資料	基本資料
履修登録シミュレーション	2023年度 学修のてびき(第3版) (2023/3/1) 
2024年度 学修のてびき (2024/3/19) 	レポートって何ですか? (2019/9/1) 
レポートって何ですか? (2019/9/1) 	レポートの書き方ハンドブック2023年度版(第2版) (2023/4/12) 
レポートの書き方ハンドブック2023年度版(第2版) (2023/4/12) ※2024年度版はありません 	学修に活用可能なWeb上の情報源リスト(第2版) (2020/10/1) 
学修に活用可能なWeb上の情報源リスト(第2版) (2020/10/1) 	学事予定・時間割
学事予定・時間割	学事予定・時間割
2024年度 学事予定表 (年間) 	2023年度 学事予定表 (2022/12/24) 
2024年度 学事予定表 (学期ごと) 	平日スクーリング時間割 (2023/9/4) 
平日スクーリング時間割 (2024/2/24) 	週末スクーリング時間割 (2023/7/20) 
週末スクーリング時間割 (2024/2/24) 	冬期スクーリング時間割 (2024/1/11) 
夏期スクーリング時間割 (2024/1/11) 	科目修得試験日程 (2023/7/24) 
科目修得試験日程 (2024/2/6) 	資格別時間割・教科書案内
資格別時間割・教科書案内	資格別時間割・教科書案内
司書 (2024/1/31) 	司書 (2024/1/11) 
学芸員 (2024/1/31) 	学芸員 (2023/7/24) 
社会教育主事 (社会教育士) (2024/3/3) 	社会教育主事 (社会教育士) (2023/10/25) 
司書教諭 (2024/2/6) 	司書教諭 (2023/8/8) 
学校図書館専門職養成 基礎プログラム (2024/1/31) 	学校図書館専門職養成 基礎プログラム (2023/9/14) 
学校図書館専門職養成 応用プログラム (2024/1/31) 	学校図書館専門職養成 応用プログラム (2023/7/24) 
その他	その他
2024年度からの学費改定について (2023/4/24) 	【奨学金】2023年度案内 (2023/4/11) 
【卒業研究演習】履修案内(2024/1/5) 	2024年度からの学費改定について (2023/4/24) 
【卒業研究演習】申請書(2024/1/5) 	【卒業研究演習】履修案内(2023/7/6) 
【奨学金】2024年度案内 (2024/4/14) 	【卒業研究演習】申請書(2023/7/6) 

3) スクーリング授業

授業を受けるには、マイページのメニューにある「教室」(図 A-1-5)をクリックして入

る。

【図 A-1-5】 教室



授業中は、画面上に、講義をしている教員の画像やスライド、出席している全ての学生の名前の一覧が出る。また、それぞれの学生が随時チャットを書き込む窓口が開けられていて、双方向の場ができる。さらには、学生には受講中はマウスを手にして、適宜、理解度ボタンを押すように指示されていて、教員は学生の理解度がつかめるようにしている。なお、学生が 10 分間マウスで理解度ボタンを動かさないと、学生の名前のところに「退席中」のシグナルが出る。こうして、授業中の教員と学生とのかかわりがおざなりにならないようにして、双方向のやりとりが行われている。

令和元（2019）年度に現行の「SOBA マナベル」に移行したことで、応答時間が向上し、学生からのチャットの反応が早くなり、ネット空間での指導環境が整えられた。

また、チャットは考えをまとめた発言になるので、そのことがよい学習の機会となるし、記録が画面に残ることで授業内容を深める手立てとして活用することができる。さらには、各地の情報を、リアルタイムで共有して、意見を交わすことができる。

4) テキスト履修

テキスト履修では、科目修得試験までに、1 単位あたり 1 回の課題に合格することが課されている。学生は課題に対して「SOBA マナベル」でレポートを提出して、学習の成果を報告し、合格となる必要がある。

教員は、「SOBA マナベル」に提出されたレポートを添削し学生に返却する。

課題への学修が十分に満足の行くものであれば合格とし、その学習の成果を伝える。しかし、合格基準に満たない場合は「再提出」を通知する。

学生は、再度学び直し、レポートを再提出する。課題が合格するまで、このやりとりが続けられる。なお、再提出した画面には前回提出のレポートも「提出履歴」に記録されていて、教員には学生の進歩の様子が把握できるようになっている。

こうして、第 1 回課題が合格すると、学生は第 2 回課題に進み、同じようにして第 2 回課題が合格すると、科目修得試験に進むことができる。テキスト履修においても、双方向のやりとりで、学生が意欲を失うことなく、しかも学修が深化するよう、配慮のある添削に努めて、カリキュラム・ポリシー「生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を身につける」を、培うようにしている。

A-1-② e ラーニング・システム「SOBA マナベル」の仕様改善

前述したように、「SOBA マナベル」は、学生の学修及び教員・学生間の交流を支えている。そのため、学修が効果的に進められるよう、かつ交流が円滑に行われるよう、システムに改善点がある場合には、仕様の改善を行う必要がある。

「SOBA マナベル」の仕様改善は、学生や教職員から得た意見・要望をもとに、職員が随時システム管理会社と連絡を取り、行っている。

次の表 A-1-6 は、「レポート」に関する改善の経過を抜粋したものである。

【表 A-1-6】「SOBA マナベル」の仕様改善の記録例

不具合・要望など（主なもの）	対応状況
「別ウィンドウ表示」画面が横スクロールが必要で使いづらい（画面サイズに合わせて改行してほしい） （学生側）旧字体があると提出エラーになる	7/1済 SOBAに対応している文字コード確認中
文字カウントが画面により異なる（学生側、教員側の一覧画面、教員側の添削画面それぞれで異なる） →空白、改行は1文字としてカウントしない方が良い （学生側）レポートの一次保存機能が無い	6/6済（教員側の添削画面の表示が正しかった（空白1文字、改行1文字カウント）） 8/20済（空白、改行はカウントしない） SOBAに依頼中
コメントや点数を入れてEnterを押すと一覧に戻ってしまい、入力した内容が消えてしまう（Enterを押しても大丈夫にしてほしい、入力した内容が自動保存されるようにしてほしい）	2020/9/8一部済（Enterを押しても一覧に戻らない） 自動保存は未対応
第2回課題の添削をしながら、第1回課題のレポートとコメントを確認できない （学生側）再提出レポートの結果確認が分かりづらい ※「履修」>「成績」という画面から確認する必要あり	SOBAに依頼中 7/2済（マイページトップ、「履修科目」から見た時、最後に出したレポートの結果が表示されるように修正）
課題レポートを「返却」せず「添削済」のまま終わってしまう間違いが多い（「添削済」は選択肢に不要）	8/7済（課題・通常レポートは「未添削」「添削中」「返却」「返却(要再提出)」の選択肢のみに修正）
試験レポートを「返却」してしまう間違いが多い（「返却」「返却(要再提出)」は選択肢に不要）	8/7済（試験レポートは「未添削」「添削中」「添削済」の選択肢のみに修正 ※「採点中」「採点済」と名称を変えるとコードや画面要素にまで影響が出るため対応不可とのこと）
「状態」タブが上にあり、コメントを入れた後戻って操作しないといけない（「状態」タブをコメント欄の下に持ってきてほしい）	2020/9/8済
各科目の「レポート」ページまで入らなくても科目ごとの未添削レポート件数が分かるようにしてほしい	SOBAに依頼中
「①②…」のフォントが小さい（質問画面なども同様）	2021/3/31「①②という文字は機種依存文字という特殊な文字のため、対応が難しい」と回答あり。申し訳ございませんが、他の表現を使うことでご対応お願いいたします。
レポート提出時に担当教員に自動通知メールを送信してほしい	2020/9/8済

以上のようにして改善されたものは、「学修のてびき」等に反映する他、内容により「SOBA マナベル」の「お知らせ」で周知している。

これらのことから、本学では「SOBA マナベル」の仕様改善は適切に行われているといえる。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、「SOBA マナベル」の効果的な活用を目指していく。学生の持つ機器が、いろいろな形態のタブレットやスマホにも広がって来ている。これらに対応できるようにすると共に、情報漏洩への対策の必要性が高まるなか、情報セキュリティ管理体制を引き続き整備していく必要がある。

A-2. 生涯にわたる学びの場の提供

A-2-① 年齢を問わずに学べる場の提供

A-2-② 場所の制約を受けずに学べる場の提供

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 年齢を問わずに学べる場の提供

本学の建学の精神に掲げられた、「生涯学習社会の実現」をどの程度達成できているか測る指標として、「年齢を問わずに学べる場の提供」「場所の制約を受けずに学べる場の提供」の2点が挙げられる。

そのことを、年齢別在籍学者数と都道府県別在籍者数（令和6（2024）年5月1日時点）から検証してみる。

年齢別在籍者数は表 A-2-1 の通りである。

【表 A-2-1】年齢別在籍者数

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
人数（人）	98	916	637	516	660	363	3,190
割合（％）	3.1%	28.7%	20.0%	16.2%	20.7%	11.4%	100%

※割合は小数点2位を四捨五入して示す。科目等履修生・特修生を含む。

近年、高等教育における社会人の学び直し支援の必要性が高まっている。諸外国と我が国の実状を比較してみると、「リカレント教育、大学改革 参考資料」（平成29年11月内閣官房人生100年時代構想推進室）によれば、高等教育機関（4年制大学）への25歳以上の入学者割合は、OECD加盟国の平均値が16.6%であるのに対して、日本は2.5%である。日本は他国と比較して、著しく割合が低い。（出典：OECD「Education at a Glance（2017）」（諸外国）及び文部科学省「平成27年度学校基本調査」（日本））

しかしながら、本学では、上記の表 A-2-1 に見る通り、30代以上の割合が高く、社会人の学び直しに貢献していると自負している。

在学者の年齢別の構成を見ると、20～50代の割合が多く、相対的に60代以上は少なく見える。10～20代が中心の通学制の大学と比較すると、年齢を問わずに学べる環境が整っているといえるが、60代以上の学生の割合が少ない要因については、今後分析、検討の余地がある。

A-2-② 場所の制約を受けずに学べる場の提供

次に、都道府県別在学者数は表 A-2-2 の通りである（令和6（2024）年5月1日時点）。首都圏等の人口の多い地域は、相対的に在学者数の割合が高いものの、日本全国及び海外から受講されており、場所の制約を受けずに学べる場として環境が整っているといえる。

【表 A-2-2】都道府県別在籍者数

地域	都道府県	人数（人）	地域	都道府県	人数（人）
北海道地方	北海道	114	近畿地方	三重県	21
	東北地方	青森県		22	滋賀県
岩手県		40		京都府	57
宮城県		45		大阪府	119
秋田県		16		兵庫県	88

	山形県	20
	福島県	38
関東地方	茨城県	91
	栃木県	43
	群馬県	40
	埼玉県	211
	千葉県	176
	東京都	572
	神奈川県	518
	中部地方	新潟県
山梨県		23
長野県		43
富山県		13
石川県		22
福井県		8
岐阜県		44
静岡県		99
愛知県		133

	奈良県	19
	和歌山県	12
中国地方	鳥取県	6
	島根県	4
	岡山県	36
	広島県	55
	山口県	25
	四国地方	徳島県
香川県		6
愛媛県		11
高知県		16
九州地方	福岡県	85
	佐賀県	20
	長崎県	16
	熊本県	39
	大分県	10
	宮崎県	17
	鹿児島県	35
	沖縄県	70
	海外	15

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、年齢及び場所の制約を受けずに学べる場を、e ラーニングを通じて提供しており、その 2 つの観点からは生涯学習社会の実現に貢献しているといえる。ただし、「生涯のいつでも」学べる場であるというには、どのようなライフステージにあっても学べる場である必要がある。本学では社会人の学生を多く受け入れていることから、この点でも生涯学習社会の実現に寄与できていると考えられるが、その検証には学生の情報を整備する必要がある。

現在、学生の立場（主婦、勤め等）に関する申告は任意としているため、申告があったものについて、今後統計的に処理し、データを分析・検討することとする。並行して、各ライフステージにおける場づくり・提供内容を検討していく。

また、本学では 60 代以上の学生の割合は相対的に少なく、「自立した高齢期を送るための学修機会の充実」をはかる方策も今後検討していくこととする。

A-3. 社会に開かれた学び・研究の場の提供

A-3-① 公開講座の実施

A-3-② 八洲学園大学リカレント研究センターによる研究活動

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 公開講座の実施

「SOBA e-college」を用いて、本学ならではの公開講座を開講している。

受講生は、来校受講、ライブ受講及びオンデマンド受講という 3 つの受講方法から自由に選択できる（一部、来校受講のみの講座もある）。表 A-3-1 は平成 25（2013）～令和 5（2023）年度の公開講座実績である。来校受講、ライブ受講及びオンデマンド受講の併用型の講座では、ライブ受講またはオンデマンド受講の受講生が大半を占めていることから、e ラーニングによる公開講座が受講生に求められていることが分かる。なお、令和元（2019）年度はシステム移行直後のため e ラーニング講座の開講を減らした。

一方で、令和元（2019）年度から開講している「防災士養成講座」（認定特定非営利活動法人日本防災士機構の認定資格「防災士」に対応）、令和 4（2022）年度から開講している「“こころのサポーター”ゲートキーパー養成講座」といった来校受講のみの講座も人気があり、地域貢献となっている。

【表 A-3-1】平成 25（2013）～令和 5（2023）年度公開講座実績

年度	講座数	受講者数（人）		
		来校受講	オンライン受講	
			ライブ	オンデマンド
平成 25	95	289	77	287
平成 26	70	133	33	225
平成 27	127	151	34	234
平成 28	179	302	266	401
平成 29	67	139	169	391
平成 30	33	8	104	168
平成 31（令和元）	18	220	56	97
令和 2	42	67	293	311
令和 3	24	112	187	106
令和 4	53	124	38	76
令和 5	48	208	111	
合計	786	1,753	3,664	

※令和 5（2023）年度よりライブ・オンデマンドを分けずに申込を受付。

地域連携としては、平成 25（2013）～令和 2（2020）年度に一般社団法人横浜みなとみらい 21 が主催する「みなとみらいかもめ SCHOOL」において本学教員が地域で働く人を対象に講座を開催した。また横浜市西区民読書推進目標の一環として、本学、横浜市西区および横浜中央図書館との共催イベント「にしくらぶ」を平成 29（2017）年度～令和 2（2020）年度に開催した。さらに本学図書館は一般に開放されており、地域社会に開かれた大学であると評価している。

図書館関連で国内最大のイベントである「図書館総合展」に平成 29（2017）年度から

参加し、図書館界全体の情報、学習環境・情報流通に関する技術と知見の交流をしている。

A-3-② 八洲学園大学リカレント研究センターによる研究活動

本学は、広く地域社会と連携し、多様な人的資源及びネットワークにより本学の教育・研究に努めることを目的として、令和 2（2020）年 7 月に「八洲学園大学リカレント研究センター」を立ち上げた。【資料 A-3-1】

そして令和 4（2022）年 3 月には、約 1 年半の取組みをもとに「八洲学園大学 リカレント研究センター規程」を策定し、その活動をより明確に位置付けた。リカレント研究員の人数は、表 A-3-2 の通りである。【資料 A-3-2】

リカレント研究センターでは、通信制大学ならではの取組として、全国どこにいてもインターネット環境さえあれば本学のリカレント研究員として研究活動を行うことができるものとし、リカレント研究員の選考から研究活動まで、原則として全てオンラインで実施している。リカレント研究員学習会（月 1 回）、定例研究会（年 1 回）及びサロン研究会（年 1 回）の他、公開研究会や研究員主催の学習会を実施し、リカレント研究センターブログでその活動を公表している。また、研究成果は『リカレント研究論集』にまとめ、『八洲学園大学紀要』や『八洲論叢』と合わせて、八洲学園大学学術情報リポジトリに公開している。【資料 A-3-3】

【表 A-3-2】リカレント研究員人数

年度	応募人数 (人)	新規登録人数 (人)	前年度からの継続人数 (人)	当年度の研究員人数 (人)
令和 2	3	2	—	2
令和 3	3	3	2	5
令和 4	4	2	3	5
令和 5	7	4	4	8
令和 6	3	2	6	8

リカレント研究員の研究テーマは、博学連携研究、学校図書館研究、犯罪社会学研究、法学判例研究、音楽表現研究、作品研究、道德実践研究、キャリア研究と幅広く多岐に渡っている。リカレント研究員の研究活動にあたっては、本学専任教員（研究センター兼職）が研究アドバイスをを行っている。令和 6（2024）年度より本学の兼任（非常勤）教員も参加して研究活動ができる特任研究員の枠を新たに設けた。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き e ラーニング・システムを活用した本学ならではの公開講座や、横浜駅東口から徒歩約 10 分と、通信制でありながら非常にアクセスしやすい場所に位置している利点を生かし、地域に貢献できる公開講座等の実施を推進していく。また、リカレント研究センターによる研究活動を活性化し、研究成果を社会に還元していく。

< 基準 A-3 のエビデンス集（資料編） >

【資料 A-3-1】リカレント研究センター「リカレント研究員」公募情報（大学ホームページ）

ジ「新着ニュース」)

【資料 A-3-2】 八洲学園大学 リカレント研究センター規程

【資料 A-3-3】 八洲学園大学リカレント研究センター（大学ホームページより）

【基準 A の自己評価】

本学は、教育の理念の中で「人間性豊かな e ラーニング」の推進を掲げており、e ラーニングによる通信教育の実施が最大の特長であることから、「大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準」に「人間性豊かな e ラーニングによる生涯学習社会の実現」を設定した。

教員・学生間の人間的交流については、「SOBA マナベル」の活用により実現している。今後も仕様改善を推進していく。

生涯にわたる学びの場の提供については、20～40 代を中心に日本全国及び海外から学生が集まっていることから、年齢・場所を問わず学べる環境が整っていると見えるが、今後、60 代以上の学生の割合が少ない要因の分析を行う。

社会に開かれた学びの場の提供については、e ラーニングによる公開講座等やリカレント研究センターによる研究活動を実施し、地域社会のみならず広く社会に貢献している。

以上のことから、本学は基準 A を満たしていると自己評価できる。

V. 特記事項

1. 小規模大学ならではの機動力ある体制

本学は、生涯学習学部生涯学習学科の1学部1学科であり、収容定員4,000名の小規模な通信制大学である。教職員は出勤日程が様々であり顔を合わせる機会は多くないが、あらゆる業務においてメーリングリスト（全職員、全教員、委員会など）を活用することで、スムーズな情報共有や対応を可能としている。そしてそのメーリングリストには学長と理事長も入っており、常に現場の状況を把握することができている。

また、学内の主な委員会を総務委員会と教務委員会の2つに集約し、会議をほぼ100%オンライン化している。さらに、各種稟議、休暇申請、出張申請などもオンライン化していて、紙媒体でのやり取りは必要最低限に留めている。

こうした小規模大学ならではの機動力ある体制により、迅速な判断が可能となっている。

2. 社会人学生に合わせた支援体制

本学には、10代～80代の幅広い年代の学生が在籍しており、社会人学生が多数を占めている。そのため、学生支援においても社会人学生を想定した体制を採っている。

学生支援センターは、5月の大型連休の一部と年末年始休業を除き、土日祝日も開いている。受付時間は平日9:00～18:00、土日祝日9:00～17:00としているが、授業時間に合わせて延長しており、急なパソコントラブル等の問合せにも対応している。eラーニング・システム「SOBA マナベル」には質問機能を備えているものの、電話での問合せも多く、社会人学生が相手であることを意識した丁寧な対応に力を入れている。その他、「学生支援センター説明・交流会」も毎月1回、土日のどちらかに開催している。

また、「理事長ホットライン」という、メールで理事長に直接連絡できる珍しい窓口があり、「SOBA マナベル」内にリンク先を設けている。

3. シニア学生の受入れと就職支援

本学では、学費のシニア割引（50代以上の学生を対象とした学費定額プラン）を設けており、全体の約30%という高い割合で50代以上の学生が在籍している。夢だった大学卒業を目指す学生、生涯学習を求める学生など様々だが、中には本学で資格を取得し、再就職を希望する学生もいる。特に司書は人気が高く、キャリアコーディネイト室では、「就活対策（司書×50代～向け）」の就活セミナーを開催して中高年のセカンドキャリアを支援している。大学ホームページの「【就職・進学支援】キャリアコーディネイト室 利用者の声」ではその一例を紹介しているが、社会人学生が多い本学の特性に応じた就職支援に力を入れている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に学部・学科・専攻を定め、生涯学習学部生涯学習学科を置いている。	1-2
第 87 条	○	学則第 12 条に修業年限及び最長在学年限等を定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 22 条に再入学、編入学、転入学を定め、「八洲学園大学 再入学、編入学及び転入学に関する規程」に基づき運用している。	3-1
第 89 条	—	学則第 12 条に定める修業年限未満での卒業は認めていない。	3-1
第 90 条	○	学則第 16 条に入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 7 条に教職員を定め、「八洲学園大学 教員選考規程」に基づき運用している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 8 条に教授会を定め、「八洲学園大学 教授会規程」第 3 条に学長が決定を行うにあたり教授会が審議し意見を述べる事項を明記している。	4-1
第 104 条	○	学則第 40 条に学位を定め、授与している。	3-1
第 105 条	—	特別の課程はない。	3-1
第 108 条	—	本学は短期大学ではない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に自己点検・評価を定め、「八洲学園大学 自己点検・評価に関する規程」に基づき運用している。	6-2
第 113 条	○	学校法人八洲学園情報公開に関する規程に基づき、大学ホームページで教育研究情報を公開している。	3-2
第 114 条	○	学則第 6 条に事務局を定め、「八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程」に基づき運用している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 22 条に高等専門学校を卒業した者の編入学を定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 22 条に専修学校の専門課程を修了した者の編入学を定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	「九 寄宿舎に関する事項」を除き学則に定めている。	3-1 3-2
第 24 条	○	学生の学修履歴等は e ラーニング・システム内で適切に管理し、学則第 41 条に基づき各種証明書を学長名で発行している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 43 条に教授会の議を経て、学長が懲戒すると定めている。	4-1
第 28 条	○	「八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程」に定める各部署において厳正に管理している。	3-2
第 143 条	○	「八洲学園大学 教授会規程」第 6 条に教務委員会と総務委員会を置くことを定めている。	4-1
第 146 条	○	学則第 13 条に科目等履修生の修業期間を定めている。	3-1
第 147 条	○	学則第 39 条に卒業の認定の基準を定め、大学ホームページでも公表している。また、「八洲学園大学 履修規程」第 2 条に履修上限単位を定め、適切に運用している。	3-1
第 148 条	—	修業年限が 4 年を超える学部はない。	3-1
第 149 条	○	学則第 22 条に再入学、編入学、転入学を定め、「八洲学園大学 再入学、編入学及び転入学に関する規程」に基づき運用している。	3-1
第 150 条	○	学則第 16 条に入学資格を定めている。	2-1

八洲学園大学

第 151 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項に規定する学生の入学は認めていない。	2-1
第 152 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項に規定する学生の入学は認めていない。	2-1
第 153 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項に規定する学生の入学は認めていない。	2-1
第 154 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項に規定する学生の入学は認めていない。	2-1
第 161 条	○	学則第 22 条に短期大学を卒業した者の編入学を定めている。	2-1
第 162 条	○	学則第 22 条に再入学、編入学、転入学を定め、「八洲学園大学 再入学、編入学及び転入学に関する規程」に基づき運用している。	2-1
第 163 条	○	学則第 9 条に学年及び学期を、第 15 条に入学の時期を、また第 39 条に卒業を定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	学則第 41 条に単位修得証明等を定め、各種証明書を学長名で発行している。	3-1
第 164 条	—	特別の課程は置いていない。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページで公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条に自己点検・評価を定め、「八洲学園大学 自己点検・評価に関する規程」に基づき運用している。	6-2
第 172 条の 2	○	「学校法人八洲学園 情報公開に関する規程」第 3 条に基づき、大学ホームページで公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 39 条に学位記の授与を定め、学長名で発行している。	3-1
第 178 条	○	学則第 22 条に再入学、編入学、転入学を定め、「八洲学園大学 再入学、編入学及び転入学に関する規程」に基づき運用している。	2-1
第 186 条	○	学則第 22 条に再入学、編入学、転入学を定め、「八洲学園大学 再入学、編入学及び転入学に関する規程」に基づき運用している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令等を遵守するとともに、学則第 2 条に定める通り教育研究水準の維持向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条に生涯学習学部及び生涯学習学科の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「八洲学園大学 委員会規程」第 3 条に基づき、教務委員会にて入試合否審査体制及び合否判定作業マニュアルを定めて、公正かつ妥当な方法で入学者選抜を行っている。	2-1
第 3 条	○	学則第 3 条に定める生涯学習学部は、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当である。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条に基づき生涯学習学部生涯学習学科を置き、教育研究するために必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	—	課程はない。	1-2
第 6 条	—	学部以外の基本組織はない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教育研究上の目的を達成するため、生涯学習学部生涯学習学科を置き、学則第 7 条により必要な教職員を配置し、「八洲学園大学 委員会規程」や「八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程」に基づき円滑かつ効果的に業務を遂行している。学則第 8 条に教授会を定め、教育研究に係る責任の所在を明確にしている。学生の厚生補導等は学生支援センター及びキャリアコーディネーター室を窓口とし、教務委員会と連携し組織的に対応してい	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3

八洲学園大学

		る。また、教員の職位別年齢構成に配慮している。	
第 8 条	○	主要授業科目は原則として基幹教員が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	—	授業を担当しない教員は置いていない。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	必要な基幹教員数を満たしている。	3-2 4-2
第 11 条	○	「八洲学園大学 委員会規程」第 2 条に基づき、総務委員会を中心に SD 活動を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学則第 7 条に学長の役割を定め、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者を学長としている。	4-1
第 13 条	○	学則第 7 条に教授の役割を定め、「八洲学園大学 教員選考規程」第 2 条に教授になることができる者を定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	学則第 7 条に准教授の役割を定め、「八洲学園大学 教員選考規程」第 3 条に准教授になることができる者を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	学則第 7 条に講師の役割を定め、「八洲学園大学 教員選考規程」第 4 条に専任講師になることができる者を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	学則第 7 条に助教の役割を定め、「八洲学園大学 教員選考規程」第 4 条の 2 に助教になることができる者を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	学則第 7 条に助手の役割を定め、「八洲学園大学 教員選考規程」第 5 条に助手になることができる者を定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 4 条に入学定員、収容定員を定めている。	2-1
第 19 条	○	カリキュラム・ポリシーを定め、これに沿って教育課程を編成し、「八洲学園大学 履修規程」別表第 1 に授業科目を定めている。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目はない。	3-2
第 20 条	○	学則第 24 条に授業科目を基礎科目と専門科目に区分することを定め、「八洲学園大学 履修規程」に詳細を定めている。なお、必修科目はない。	3-2
第 21 条	○	学則第 26 条に単位の計算方法を定めている。	3-1
第 22 条	○	年度ごとに学事予定表を作成し適切に運用している。	3-2
第 23 条	○	平日スクーリング、週末スクーリング、夏期・冬期スクーリングといった多様な時間割を設け、それぞれ十分な教育効果を上げることができる授業時間としている。	3-2
第 24 条	○	教育効果を十分に上げることができるよう、原則としてスクーリング履修科目は約 50 名、テキスト履修科目は約 350 名を上限とし、科目ごとに適当な人数としている。	2-5
第 25 条	○	学則第 27 条に授業及び履修の方法を定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	シラバスにより授業科目ごとに明示している。	3-1
第 26 条	○	昼夜開講制ではないが、平日は 7 限 (20:00~21:40) まで設定している。	3-2
第 27 条	○	学則第 29 条に単位の授与を定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	「八洲学園大学 履修規程」第 2 条に履修上限単位を定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目はない。	3-1
第 28 条	○	学則第 23 条、並びに「八洲学園大学 単位認定基準」に定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 23 条、並びに「八洲学園大学 単位認定基準」に定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 23 条、並びに「八洲学園大学 単位認定基準」に定めている。	3-1
第 30 条の 2	○	学則第 12 条に修業年限及び最長在学年等を定め、正科生は最長	3-2

八洲学園大学

		12年間在学可能としている。	
第31条	○	学則第11条に学生等の種類として科目等履修生を定めている。	3-1 3-2
第32条	○	学則第39条、並びに「八洲学園大学 履修規程」第7条に卒業の要件を定めている。	3-1
第33条	—	医学又は歯学に関する学科はない。	3-1
第34条	○	教育にふさわしい環境を有している。	2-5
第35条	—	通信制大学のため運動場等は有していない。	2-5
第36条	○	教室、研究室、図書館、保健室、事務局を備えた校舎を有している。	2-5
第37条	○	校地の面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第37条の2	○	校舎の面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第38条	○	学則第5条に附属図書館を定め、「八洲学園大学 附属図書館規程」に基づき運用している。	2-5
第39条	—	該当する学部又は学科はない。	2-5
第39条の2	—	薬学に関する学部又は学科はない。	2-5
第40条	○	生涯学習学部生涯学習学科として e ラーニングによる授業を行うために必要な機械等を備えている。	2-5
第40条の2	○	新宿キャンパス（現在授業には使用していない）にも、e ラーニングによる授業を行うことができる機械等を備えている。	2-5
第40条の3	○	教育研究上の目的を達成するために必要な経費を確保している。	2-5 4-4
第40条の4	○	大学、学部及び学科の名称は、学則第1条に定める教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第41条	—	1学部1学科のみのため学部等連係課程実施基本組織はない。	3-2
第42条	—	専門職学科はない。	1-2
第42条の2	—	専門職学科はない。	2-1
第42条の3	—	専門職学科はない。	4-2
第42条の4	—	専門職学科はない。	3-2
第42条の5	—	専門職学科はない。	4-1
第42条の6	—	専門職学科はない。	3-2
第42条の7	—	専門職学科はない。	2-5
第42条の8	—	専門職学科はない。	3-1
第42条の9	—	専門職学科はない。	3-1
第42条の10	—	専門職学科はない。	2-5
第43条	—	共同教育課程はない。	3-2
第44条	—	共同教育課程はない。	3-1
第45条	—	共同教育課程はない。	3-1
第46条	—	共同教育課程はない。	3-2 4-2
第47条	—	共同教育課程はない。	2-5
第48条	—	共同教育課程はない。	2-5
第49条	—	共同教育課程はない。	2-5
第49条の2	—	工学に関する学部はない。	3-2
第49条の3	—	工学に関する学部はない。	4-2
第49条の4	—	工学に関する学部はない。	4-2
第58条	—	外国に設ける組織はない。	1-2
第59条	—	学校教育法第103条に定める大学ではない。	2-5
第61条	—	段階的整備に該当する課程等はない。	2-5 3-2 4-2

八洲学園大学

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第2条	○	学則第40条に卒業を認定した者に学位を授与すると定めている。	3-1
第10条	○	学則第40条に学士（学術）の学位を授与すると定めている。	3-1
第10条の2	—	共同教育課程はない。	3-1
第13条	○	学則第29条に単位の授与、第30条に成績評価、及び第31条に再試験・追試験を定めている。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第24条	○	寄附行為に基づき自主的に運営基盤の強化を図るとともに教育の質の向上及び運営の透明性確保を図っている。	5-1
第26条の2	○	寄附行為第7条に利益相反を適切に防止することができる者を監事に選任することを定めている。	5-1
第33条の2	○	寄附行為は学校法人八洲学園ホームページで公開している。	5-1
第35条	○	寄附行為第5条に役員の数及び理事長の選任方法を定めている。	5-2 5-3
第35条の2	○	寄附行為に基づき適切に運営している。	5-2 5-3
第36条	○	寄附行為第11条に理事会を定めている。	5-2
第37条	○	寄附行為第12条に理事長の職務、第14条に理事長の業務の代理又は代行、及び第7条に監事の選任及び職務を定めている。	5-2 5-3
第38条	○	寄附行為第6条に役員を選任、第7条に監事を選任を定めている。	5-2
第39条	○	寄附行為第7条に監事はこの法人の理事、職員、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者と定めている。	5-2
第40条	○	寄附行為第9条に役員を補充を定めている。	5-2
第41条	○	寄附行為第16条に評議員会を定めている。	5-3
第42条	○	寄附行為第18条に理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない諮問事項を定めている。	5-3
第43条	○	寄附行為第19条に評議員会の意見具申等を定めている。	5-3
第44条	○	寄附行為第20条に評議員の選任を定めている。	5-3
第44条の2	○	寄附行為第45条に役員がこの法人に対する損害賠償責任を定めている。	5-2 5-3
第44条の3	○	寄附行為第13条に理事の代表権の制限を定めているためこの条文にあたる規定は無い。	5-2 5-3
第44条の4	○	寄附行為第13条に理事の代表権の制限を定めているためこの条文にあたる規定は無い。	5-2 5-3
第44条の5	○	寄附行為第43条に告示の方法、第44条に施行細則を定めている。	5-2 5-3
第45条	○	寄附行為第42条に寄附行為の変更を定めている。	5-1
第45条の2	○	寄附行為第28条に予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画を定めている。	1-2 5-4 6-3
第46条	○	寄附行為第29条に決算を定めている。	5-3
第47条	○	寄附行為第31条に財産目録等の備付及び閲覧を定めている。	5-1
第48条	○	寄附行為第33条に役員報酬を定めている。	5-2 5-3
第49条	○	寄附行為第35条に会計年度を定めている。	5-1
第63条の2	○	寄附行為第32条に情報の公開を定め、学校法人八洲学園ホームページで公開している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—	大学院はない。	1-1
第 100 条	—	大学院はない。	1-2
第 102 条	—	大学院はない。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—	大学院はない。	2-1
第 156 条	—	大学院はない。	2-1
第 157 条	—	大学院はない。	2-1
第 158 条	—	大学院はない。	2-1
第 159 条	—	大学院はない。	2-1
第 160 条	—	大学院はない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	大学院はない。	6-2 6-3
第 1 条の 2	—	大学院はない。	1-1 1-2
第 1 条の 3	—	大学院はない。	2-1
第 2 条	—	大学院はない。	1-2
第 2 条の 2	—	大学院はない。	1-2
第 3 条	—	大学院はない。	1-2
第 4 条	—	大学院はない。	1-2
第 5 条	—	大学院はない。	1-2
第 6 条	—	大学院はない。	1-2
第 7 条	—	大学院はない。	1-2
第 7 条の 2	—	大学院はない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	大学院はない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	—	大学院はない。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	—	大学院はない。	3-2 4-2
第 9 条の 3	—	大学院はない。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	—	大学院はない。	2-1
第 11 条	—	大学院はない。	3-2
第 12 条	—	大学院はない。	2-2

八洲学園大学

			3-2
第 13 条	—	大学院はない。	2-2 3-2
第 14 条	—	大学院はない。	3-2
第 14 条の 2	—	大学院はない。	3-1
第 15 条	—	大学院はない。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—	大学院はない。	3-1
第 17 条	—	大学院はない。	3-1
第 19 条	—	大学院はない。	2-5
第 20 条	—	大学院はない。	2-5
第 21 条	—	大学院はない。	2-5
第 22 条	—	大学院はない。	2-5
第 22 条の 2	—	大学院はない。	2-5
第 22 条の 3	—	大学院はない。	2-5 4-4
第 22 条の 4	—	大学院はない。	1-1
第 23 条	—	大学院はない。	1-1 1-2
第 24 条	—	大学院はない。	2-5
第 25 条	—	大学院はない。	3-2
第 26 条	—	大学院はない。	3-2
第 27 条	—	大学院はない。	3-2 4-2
第 28 条	—	大学院はない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	大学院はない。	2-5
第 30 条	—	大学院はない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	大学院はない。	3-2
第 31 条	—	大学院はない。	3-2
第 32 条	—	大学院はない。	3-1
第 33 条	—	大学院はない。	3-1
第 34 条	—	大学院はない。	2-5
第 34 条の 2	—	大学院はない。	3-2
第 34 条の 3	—	大学院はない。	4-2
第 42 条	—	大学院はない。	2-3
第 43 条	—	大学院はない。	2-4
第 45 条	—	大学院はない。	1-2
第 46 条	—	大学院はない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	専門職大学院はない。	6-2 6-3
第 2 条	—	専門職大学院はない。	1-2
第 3 条	—	専門職大学院はない。	3-1
第 4 条	—	専門職大学院はない。	3-2 4-2

八洲学園大学

第5条	—	専門職大学院はない。	3-2 4-2
第5条の2	—	専門職大学院はない。	3-2 3-3 4-2
第6条	—	専門職大学院はない。	3-2
第6条の2	—	専門職大学院はない。	3-2
第6条の3	—	専門職大学院はない。	3-2
第7条	—	専門職大学院はない。	2-5
第8条	—	専門職大学院はない。	2-2 3-2
第9条	—	専門職大学院はない。	2-2 3-2
第10条	—	専門職大学院はない。	3-1
第11条	—	専門職大学院はない。	3-2
第12条	—	専門職大学院はない。	3-1
第13条	—	専門職大学院はない。	3-1
第14条	—	専門職大学院はない。	3-1
第15条	—	専門職大学院はない。	3-1
第16条	—	専門職大学院はない。	3-1
第17条	—	専門職大学院はない。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条	—	専門職大学院はない。	1-2 3-1 3-2
第19条	—	専門職大学院はない。	2-1
第20条	—	専門職大学院はない。	2-1
第21条	—	専門職大学院はない。	3-1
第22条	—	専門職大学院はない。	3-1
第23条	—	専門職大学院はない。	3-1
第24条	—	専門職大学院はない。	3-1
第25条	—	専門職大学院はない。	3-1
第26条	—	専門職大学院はない。	1-2 3-1 3-2
第27条	—	専門職大学院はない。	3-1
第28条	—	専門職大学院はない。	3-1
第29条	—	専門職大学院はない。	3-1
第30条	—	専門職大学院はない。	3-1
第31条	—	専門職大学院はない。	3-2
第32条	—	専門職大学院はない。	3-2
第33条	—	専門職大学院はない。	3-1
第34条	—	専門職大学院はない。	3-1
第42条	—	専門職大学院はない。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	—	大学院はない。	3-1

八洲学園大学

第4条	—	大学院はない。	3-1
第5条	—	大学院はない。	3-1
第12条	—	大学院はない。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	本学は大学通信教育設置基準の規定事項を満たして設置された大学であり、その水準の維持向上のための自己点検・評価について学則第2条に定めている。	6-2 6-3
第2条	○	学則第3条に学部・学科・専攻を定め、生涯学習学部生涯学習学科を置いている。	3-2
第3条	○	学則第27条に授業及び履修の方法を定めている。	2-2 3-2
第4条	○	学則第9条に学年及び学期を定め、年度ごとに学事予定表を作成し適切に運用している。	3-2
第5条	○	学則第26条に単位の計算方法を定めている。	3-1
第6条	○	学則第39条に卒業を、また「八洲学園大学履修規程」第7条に卒業の要件を定めている。	3-1
第7条	○	学則第32条に他の大学又は短期大学における授業科目の履修等を定めている。	3-1
第8条	○	必要な教員数を満たしている。	3-2 4-2
第9条	○	別表第二に規定する条件を満たす校舎等の施設を有している。	2-5
第10条	○	教育に支障のない校地を有している。	2-5
第11条	○	「八洲学園大学 委員会規程」に基づき教務委員会を、また「八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程」に基づき教務課を設け、教職員が協働して添削等による指導や教育相談を円滑に処理している。	2-2 3-2
第13条	○	大学設置基準に定める事項を満たしている。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	該当なし
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人八洲学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学パンフレット一式	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	八洲学園大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2024（令和 6）年度 八洲学園大学 生涯学習学部生涯学習学科 募集要項・資格案内	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2024（令和 6）年度学修のてびき	

八洲学園大学

【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 6 年度八洲学園大学事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5 年度八洲学園大学事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	キャンパスへのアクセス・施設のご案内（大学ホームページより）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人八洲学園規定等一覧、八洲学園大学規程等一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事、監事、評議員名簿及び理事会、評議員会の前年度開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算等の計算書類及び監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	八洲学園大学 履修規程、令和 6（2024）年度春期シラバス（隔期開講科目は令和 5（2023）年度秋期または令和 6（2024）年度秋期シラバス案）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー（大学ホームページより）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置計画履行状況等調査の結果について（通知）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成 29 年度認証評価結果に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	八洲学園大学 学則	資料 F-3 の 1 ページ参照
【資料 1-1-2】	建学の精神、教育の理念（大学ホームページより）、学修のてびき	学修のてびきは資料 F-5 参照
【資料 1-1-3】	2024（令和 6）年度 八洲学園大学 生涯学習学部生涯学習学科 募集要項・資格案内	資料 F-4 参照
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	令和 4 年度第 3 回理事会報告（学園ホームページより）	
【資料 1-2-2】	「SOBA マナベル」学生支援センター「各種規程」ページ	
【資料 1-2-3】	八洲学園大学第 3 期中長期計画（大学ホームページより）	
【資料 1-2-4】	八洲学園大学 中長期計画推進に関する方針	
【資料 1-2-5】	中長期計画行動項目の評価表	
【資料 1-2-6】	八洲学園大学 教育研究上の目的に基づく三つのポリシーの策定・実施に関する方針	
【資料 1-2-7】	八洲学園大学 附属図書館規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	八洲学園大学 合否審査会に関する細則	
【資料 2-1-2】	入学検討中の皆様へのサポート（大学ホームページより）	
【資料 2-1-3】	個別入学相談会、入学説明会・授業体験参加者数	

八洲学園大学

【資料 2-1-4】	出願状況・学生のあらし (大学ホームページより)	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	八洲学園大学 障害学生支援に関するガイドライン	
【資料 2-2-2】	八洲学園大学 障害学生支援規程	
【資料 2-2-3】	「修学上の配慮に関する申請書」提出者	
【資料 2-2-4】	支援センター質問対応件数 (過去 5 年間)	
【資料 2-2-5】	学生支援センター説明・交流会資料例	
【資料 2-2-6】	「SOBA マナベル」異動申請画面例	
【資料 2-2-7】	学生異動理由統計 (過去 5 年間)	
【資料 2-2-8】	八洲学園大学 学生支援に関する方針	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	八洲学園大学 履修規程 別表第 1	
【資料 2-3-2】	八洲学園大学 職業紹介業務運営規程	
【資料 2-3-3】	八洲学園大学 就業体験に関する規程	
【資料 2-3-4】	卒業生の進路 (大学ホームページより)	
【資料 2-3-5】	「SOBA マナベル」キャリアコーディネーター室ページ	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	八洲学園大学 ハラスメント防止ガイドライン	
【資料 2-4-2】	八洲学園大学 ハラスメント相談対応規程	
【資料 2-4-3】	教員によるオンライン交流会の呼びかけ (大学ホームページより)	
【資料 2-4-4】	学費 (大学ホームページより)	
【資料 2-4-5】	「SOBA マナベル」学生支援センターページ「学費関連」	
【資料 2-4-6】	2024 年度からの学費改定について (大学ホームページ「新着ニュース」)	
【資料 2-4-7】	延納対応者数	
【資料 2-4-8】	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金 (過去 5 年間)	
【資料 2-4-9】	株式会社オリエントコーポレーションの学費提携教育ローン利用者数	
【資料 2-4-10】	厚生労働省教育訓練給付金利用者数 (過去 5 年間)	
【資料 2-4-11】	シニア割引制度利用者数	
【資料 2-4-12】	学籍管理料優遇措置利用者数	
【資料 2-4-13】	Facebook 八洲学園大学公式ページ	
【資料 2-4-14】	Twitter 八洲学園大学公式アカウント	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	図書館開放について (大学ホームページより)	
【資料 2-5-2】	附属図書館利用者数	
【資料 2-5-3】	建築法第 6 条第 1 項の規定による確認済証	
【資料 2-5-4】	「SOBA マナベル」お知らせ例 (履修受付終了科目について)	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生アンケートへの対応 (大学ホームページより)	
【資料 2-6-2】	2022 年度学生アンケート結果	
【資料 2-6-3】	2023 年度学生支援センターアンケート結果	
【資料 2-6-4】	「SOBA マナベル」機能改善のお知らせ例	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		

八洲学園大学

【資料 3-1-1】	八洲学園大学 教育研究上の目的に基づく三つのポリシーの策定・実施に関する方針	
【資料 3-1-2】	「学修のてびき」の「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」	資料 F-5 の 3 ページ参照
【資料 3-1-3】	「学修のてびき」の「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」	資料 F-5 の 3～4 ページ参照
【資料 3-1-4】	シラバスフォーマット	
【資料 3-1-5】	八洲学園大学シラバス作成要領（第 3 版）	
【資料 3-1-6】	ディプロマ・ポリシーと科目の関連性に関するアンケート結果について	
【資料 3-1-7】	「学修のてびき」の「入学から卒業までの流れ」	資料 F-5 の 10～13 ページ参照
【資料 3-1-8】	八洲学園大学 履修規程 別表第 1	資料 2-3-1 の 5～16 ページ参照
【資料 3-1-9】	八洲学園大学 成績評価に関する細則	
【資料 3-1-10】	八洲学園大学 教授会規程 第 3 条第 1 項	
【資料 3-1-11】	「SOBA マナベル」卒業申請ページ	
【資料 3-1-12】	令和 5 年度第 12 回教授会議事録	
【資料 3-1-13】	八洲学園大学 再入学、編入学及び転入学に関する規程	
【資料 3-1-14】	編入学で大学卒業を目指す（大学ホームページより）	
【資料 3-1-15】	リカレント修了者数、終了者数（過去 5 年間）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	「学修のてびき」の「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」	資料 F-5 の 3～4 ページ参照
【資料 3-2-2】	国家資格取得者数	
【資料 3-2-3】	「SOBA マナベル」学生支援センターページ「再配信授業について」	
【資料 3-2-4】	「SOBA マナベル」学生支援センターページ「オンデマンド授業について」	
【資料 3-2-5】	2024 年度春期（第 1・2 学期）平日スクーリング時間割、週末スクーリング時間割、夏期スクーリング時間割	
【資料 3-2-6】	「テキスト履修 教育の理念に基づく「課題発見・解決学習」」（教員情報ページより）	
【資料 3-2-7】	八洲学園大学第 3 期中長期計画の行動項目「3. 大学運営（1）運営体制の整備」	資料 1-2-3 の 5 ページ参照
【資料 3-2-8】	八洲学園大学 履修規程 第 2 条	資料 2-3-1 の 1 ページ参照
【資料 3-2-9】	八洲学園大学 学則 第 26 条	資料 F-3 の 5 ページ参照
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	「八洲学園大学卒業生アンケート調査 2020」結果	
【資料 3-3-2】	「学修ニーズ調査の実施・調査結果の教育課程への反映」を満たす取り組みについて	
【資料 3-3-3】	2023 年度秋期科目評価アンケート結果	
【資料 3-3-4】	卒業生からのメッセージ（第 29 回学位記授与式次第より）	
【資料 3-3-5】	「SOBA マナベル」学生支援センターページ「再入学」	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	八洲学園大学 学則 第 7 条 3 項	資料 F-3 の 2 ページ参照

八洲学園大学

【資料 4-1-2】	八洲学園大学 教授会規程 第 4 条	資料 3-1-10 の 1 ページ参照
【資料 4-1-3】	八洲学園大学 副学長規程	
【資料 4-1-4】	八洲学園大学 内部質保証に関する基本方針	
【資料 4-1-5】	八洲学園大学 大学運営に関する方針	
【資料 4-1-6】	八洲学園大学 学長ミーティング規程	
【資料 4-1-7】	八洲学園大学 教授会規程 第 6 条	資料 3-1-10 の 1 ページ参照
【資料 4-1-8】	八洲学園大学 教員選考規程 第 7 条 1～5 項	
【資料 4-1-9】	八洲学園大学 委員会規程 第 2 条	
【資料 4-1-10】	八洲学園大学 委員会規程 第 3 条	資料 4-1-9 の 2～3 ページ参照
【資料 4-1-11】	八洲学園大学 衛生委員会に関する細則	
【資料 4-1-12】	八洲学園大学 教授会規程 第 3 条	資料 3-1-10 の 1 ページ参照
【資料 4-1-13】	教授会の議事録例（令和 6 年度第 2 回教授会）	
【資料 4-1-14】	八洲学園大学 リカレント研究センター規程	
【資料 4-1-15】	八洲学園大学 自己点検・評価に関する規程	
【資料 4-1-16】	八洲学園大学 内部質保証推進規程	
【資料 4-1-17】	八洲学園大学 内部質保証推進部会規程	
【資料 4-1-18】	八洲学園大学 内部質保証実施要領	
【資料 4-1-19】	八洲学園大学 中長期計画推進に関する方針	資料 1-2-4 と同じ
【資料 4-1-20】	八洲学園大学 大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針	
【資料 4-1-21】	八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程	
【資料 4-1-22】	八洲学園大学 目指す職員像および大学職員育成ビジョン	
【資料 4-1-23】	八洲学園大学 委員会規程 第 4 条	資料 4-1-9 の 3 ページ参照
【資料 4-1-24】	八洲学園大学 合否審査会に関する細則	資料 2-1-1 と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	八洲学園大学 教員選考規程	資料 4-1-8 参照
【資料 4-2-2】	令和 4～5 年度 FD 活動計画（令和 5 年第 4 回教授会資料）	
【資料 4-2-3】	FD 参加者数（過去 5 年間）	
【資料 4-2-4】	令和 4 年度 FD 活動報告	
【資料 4-2-5】	令和 5 年度 FD 活動報告	
【資料 4-2-6】	令和 5（2023）年度 SD・FD 研修発表スライド（教員情報ページより）	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	SD 参加者数（過去 5 年間）	
【資料 4-3-2】	令和 5 年度第 3 回、第 5 回、第 6 回、第 9 回総務委員会議事録	
【資料 4-3-3】	「令和 6 年度 SD 研修会を開催しました」（教員情報ページより）	
【資料 4-3-4】	SD 研修会「新採用の方を迎えて」の実施報告（令和 6 年度第 2 回教授会資料）	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	八洲学園大学 研究倫理及び研究費の監査に関する規程	
【資料 4-4-2】	八洲学園大学における研究活動行動規範	
【資料 4-4-3】	八洲学園大学における研究活動の不正行為防止計画	
【資料 4-4-4】	八洲学園大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	
【資料 4-4-5】	八洲学園大学における競争的資金の間接経費の使用に関する方針	

八洲学園大学

【資料 4-4-6】	八洲学園大学 教員の個人研究費及び研究旅費に関する規程	
【資料 4-4-7】	令和 5 年度第 12 回教授会の審議事項「(3) 総務委員会より」	資料 3-1-12 の 5～8 ページ参照
【資料 4-4-8】	個人研究費及び研究旅費に関する手引き	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	八洲学園組織規則及び事務分掌	
【資料 5-1-2】	学校法人八洲学園印章取扱規定	
【資料 5-1-3】	稟議規程	
【資料 5-1-4】	公益通報に関する規程	
【資料 5-1-5】	情報公開に関する規程	
【資料 5-1-6】	学校法人八洲学園個人情報保護に関する規定	
【資料 5-1-7】	学校法人八洲学園監事監査規定	
【資料 5-1-8】	学校法人八洲学園会計処理規定	
【資料 5-1-9】	八洲学園大学 教員就業規程 第 12 条	
【資料 5-1-10】	八洲学園大学 職員就業規程 第 13 条	
【資料 5-1-11】	ハラスメント防止ガイドライン（大学ホームページより）	
【資料 5-1-12】	八洲学園大学 ハラスメント相談対応規程	資料 2-4-2 と同じ
【資料 5-1-13】	事務局危機対応マニュアル	
【資料 5-1-14】	八洲学園大学 危機管理規程	
【資料 5-1-15】	安否確認のメール例	
【資料 5-1-16】	八洲学園大学 危機管理マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	理事会議事録（過去 5 年間）	
【資料 5-2-2】	理事の出席状況（過去 5 年間）	
【資料 5-2-3】	評議員会議事録（過去 5 年間）	
【資料 5-2-4】	招集通知並びに出欠票、意思表示用紙例	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	「八洲学園ポータル」掲示板	
【資料 5-3-2】	監事の出席状況（過去 5 年間）	
【資料 5-3-3】	評議員の出席状況（過去 5 年間）	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人八洲学園中期計画（学園ホームページより）	
【資料 5-4-2】	令和 6 年度八洲学園大学事業計画書	資料 F-6 参照
【資料 5-4-3】	令和 5 年度学校法人八洲学園事業報告書	
【資料 5-4-4】	決算時の計算書類及び監査報告書（過去 5 年分）	資料 F-11 参照
【資料 5-4-5】	令和 6 年度当初予算書類	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人八洲学園会計処理規定	資料 5-1-8 参照
【資料 5-5-2】	令和 5（2023）年度学校法人実態調査「監事の職務執行状況」	
【資料 5-5-3】	監事監査報告書（過去 5 年間）	資料 F-11 参照

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		

八洲学園大学

【資料 6-1-1】	八洲学園大学 学則 第 2 条	資料 F-3 の 1 ページ参照
【資料 6-1-2】	八洲学園大学 自己点検・評価に関する規程 第 2 条	
【資料 6-1-3】	八洲学園大学 委員会規程	
【資料 6-1-4】	令和 5 年度第 1 回総務教務合同委員会議事録	
【資料 6-1-5】	八洲学園大学 内部質保証に関する基本方針	
【資料 6-1-6】	八洲学園大学 内部質保証推進規程 第 3 条	
【資料 6-1-7】	八洲学園大学 教育研究上の目的に基づく三つのポリシーの策定・実施に関する方針	
【資料 6-1-8】	八洲学園大学 中長期計画推進に関する方針	
【資料 6-1-9】	八洲学園大学 学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）	
【資料 6-1-10】	八洲学園大学 大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針	
【資料 6-1-11】	八洲学園大学 学生支援に関する方針	
【資料 6-1-12】	八洲学園大学 教育研究等における環境・条件の整備に関する方針	
【資料 6-1-13】	八洲学園大学 社会連携及び社会貢献に関する方針	
【資料 6-1-14】	八洲学園大学 国際化に関する方針	
【資料 6-1-15】	八洲学園大学 研究の推進に関する方針	
【資料 6-1-16】	八洲学園大学 大学運営に関する方針	
【資料 6-1-17】	八洲学園大学 目指す職員像および大学職員育成ビジョン	
【資料 6-1-18】	八洲学園大学 内部質保証推進部会規程	
【資料 6-1-19】	八洲学園大学 内部質保証実施要領	
【資料 6-1-20】	内部質保証（大学ホームページより）	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	平成 22 年度大学機関別認証評価 評価報告書	
【資料 6-2-2】	合同委員会の議事録	資料 6-1-4 参照
【資料 6-2-3】	平成 29 年度大学機関別認証評価 評価報告書	
【資料 6-2-4】	平成 29 年度認証評価結果に対する改善報告書	
【資料 6-2-5】	令和 5 年度 10 回・第 11 回・第 12 回、令和 6 年度第 1 回・第 2 回教授会議事録	
【資料 6-2-6】	『自己点検評価書』の一覧表（大学ホームページより）	
【資料 6-2-7】	教員紹介（大学ホームページより）	
【資料 6-2-8】	情報公開（大学ホームページより）	
【資料 6-2-9】	八洲学園大学 委員会規程	資料 6-1-3 参照
【資料 6-2-10】	IR 情報（大学ホームページより）	
【資料 6-2-11】	令和 5（2023）年度八洲学園大学 IR 推進部会年次活動報告書	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	令和 5 年度第 3 回理事会議事録	
【資料 6-3-2】	八洲学園大学第 3 期中長期計画	
【資料 6-3-3】	第 1 回内部質保証部会（令和 5（2023）年 8 月実施）議事録	
【資料 6-3-4】	第 2 回内部質保証部会（令和 6（2024）年 4 月実施）議事録	
【資料 6-3-5】	令和 5 年度「内部質保証推進部会」の点検・評価（令和 6 年第 2 回教授会資料）	
【資料 6-3-6】	令和 6 年度第 1 回理事会議事録	
【資料 6-3-7】	平成 29 年度認証評価結果に対する改善報告書（基準項目 2-1 について）	資料 6-2-4 の 1 ページ参照
【資料 6-3-8】	平成 29 年度認証評価結果に対する改善報告書（基準項目 3-3 について）	資料 6-2-4 の 2 ページ参照

八洲学園大学

【資料 6-3-9】	平成 29 年度認証評価結果に対する改善報告書（基準項目 3-4 について）	資料 6-2-4 の 3 ページ参照
【資料 6-3-10】	ディプロマ・ポリシーと科目の関連性に関するアンケート結果について	資料 3-1-6 参照
【資料 6-3-11】	令和 5（2023）年度秋期科目評価アンケート結果	資料 3-3-3 参照
【資料 6-3-12】	八洲学園大学 学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）	資料 6-1-9 参照
【資料 6-3-13】	「テキスト科目の添削や質問機能を通しての指導におけるハラスメントに関するアンケート」の結果公表について（教員情報ページより）	
【資料 6-3-14】	テキスト履修 教育の理念に基づく「課題発見・解決学習」（教員情報ページより）	資料 3-2-6 と同じ
【資料 6-3-15】	八洲学園大学第 3 期中長期計画	資料 6-3-2 参照
【資料 6-3-16】	令和 5（2023）年度 SD・FD 研修発表スライド（教員情報ページより）	資料 4-2-6 参照
【資料 6-3-17】	令和 5 年度 FD 活動報告	資料 4-2-5 参照
【資料 6-3-18】	「令和 6 年度 SD 研修会を開催しました」（教員情報ページより）	資料 4-3-3 と同じ
【資料 6-3-19】	SD 研修会「新採用の方を迎えて」の実施報告（令和 6 年度第 2 回教授会資料）	資料 4-3-4 と同じ
【資料 6-3-20】	中長期計画行動項目の評価表	

基準 A. 「人間性豊かな e ラーニング」による生涯学習社会の実現

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-3. 社会に開かれた学び・研究の場の提供		
【資料 A-3-1】	リカレント研究センター「リカレント研究員」公募情報（大学ホームページ「新着ニュース」）	
【資料 A-3-2】	八洲学園大学 リカレント研究センター規程	資料 4-1-14 参照
【資料 A-3-3】	八洲学園大学リカレント研究センター（大学ホームページより）	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除